

会

議

午前 10 時 0 分開議

議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

認第 1 号～認第 10 号の上程・説明・質疑・委員会付託

議長（増田 清君） 日程により、認第 1 号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、認第 2 号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第 3 号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 4 号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第 5 号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 6 号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認第 7 号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第 8 号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第 9 号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の10件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

会計管理者兼出納室長（森 廣幸君） それでは、認第 1 号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから認第 9 号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの平成19年度下田市各会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書のご用意をお願いいたします。

それでは、1 ページ、2 ページをお開きください。

最初に、一般会計、特別会計歳入歳出決総括表でございますが、一般会計と 8 特別会計を合計した決算額から申し上げますと、歳入決算額191億9,235万6,799円、歳出決算額186億8,521万7,651円。歳入決算額は、前年度に比べ 8 億2,668万2,626円、4.5%の増。歳出決算額は 9 億2,942万2,581円、5.2%の増となりました。

次に、一般会計の歳入歳出について申し上げます。

歳入総額90億5,976万4,833円、歳出総額87億8,313万3,569円で、前年度に比較いたしますと、歳入総額は8,515万7,995円、0.9%の増、歳出総額は9,697万6,427円、1.1%の増で、歳入歳出差引額は2億7,663万1,264円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入からご説明を申し上げます。

歳入の内訳は、1款市税33億7,434万5,348円、構成比37.3%。2款地方譲与税8,892万1,000円、構成比1%。3款利子割交付金1,239万6,000円、0.1%。4款配当割交付金927万2,000円、0.1%。5款株式等譲渡所得割交付金719万3,000円、0.1%。6款地方消費税交付金2億9,239万6,000円、3.2%。7款ゴルフ場利用税交付金1,005万6,955円、0.1%。8款特別地方消費税交付金、これはゼロ%でございます。9款自動車取得税交付金5,959万2,000円、0.7%。10款地方特例交付金1,702万円、0.2%。11款地方交付税25億1,387万円、27.7%。12款交通安全対策特別交付金402万9,000円、0.1%。13款分担金及び負担金1億5,626万4,706円、1.7%。14款使用料及び手数料1億5,725万1,915円、1.8%。15款国庫支出金6億1,562万5,783円、6.8%。16款県支出金4億3,497万8,320円、4.8%。17款財産収入8,525万7,967円、0.9%。18款寄附金1,123万円、0.1%。19款繰入金2億2,129万1,655円、2.4%。20款繰越金2億8,844万9,696円、3.2%。21款諸収入1億2,522万3,484円、1.4%。22款市債5億7,510万円、6.3%でございます。

この中で、前年度に比較して増加した主なものを申し上げます。1款市税2億6,144万6,054円、伸び率8.4%。11款地方交付税5,859万8,000円、伸び率2.4%。14款使用料及び手数料3,592万5,813円、29.6%。16款県支出金3,054万7,374円、伸び率7.6%。17款財産収入3,370万4,381円、65.4%。22款市債5,810万円、11.2%でございます。

市税につきましては税源移譲による所得税の市民税への移譲、使用料及び手数料につきましては新たにごみ収集手数料徴収に伴う増、県支出金におきましては旧伊豆つくし学園組合措置費、個人県民税徴収取扱交付金算定方法に伴う県税徴収委託金の増、財産収入は武ガ浜市有地等の売却による増、市債においては老朽管更新事業におけます上水道事業出資金、焼却炉改良事業費の増が主な要因となっております。

一方、前年度に比較して減少した主なものにつきましては、2款地方譲与税マイナス1億9,051万4,191円、減少率68.2%。6款地方消費税交付金マイナス1,086万3,000円、3.6%。10款地方特例交付金マイナス3,960万4,000円、減少率70%。15款国庫支出金マイナス5,133万4,833円、減少率7.7%。19款繰入金マイナス2億58万5,914円、47.5%。21款諸収入マイ

ナス4,151万7,453円、減少率24.9%でございます。

地方譲与税につきましては、税源移譲による所得譲与税の減、地方特例交付金は減税補てん特例交付金の減、国庫支出金は生活保護費負担金、災害復旧費国庫負担金の減、繰入金につきましては前年度減債基金において外ヶ岡交流館建設事業の繰上償還を行った影響の減などが主な要因となっております。

次に、主な歳入項目の内容についてご説明を申し上げます。

1の市税でございます。市税の総額は33億7,394万5,348円で、その内訳は、市民税12億6,981万6,869円、市税の構成比37.6%。固定資産税15億5,167万701円、構成比が46%。軽自動車税4,901万4,808円、1.5%。市たばこ税2億631万1,004円、6.1%。特別土地保有税58万4,900円。入湯税9,762万8,070円、構成比2.9%。都市計画税1億9,931万8,996円、構成比5.9%でございます。

なお、市民税、固定資産税で市税の83.6%を占めております。

続きまして、地方交付税でございます。地方交付税の総額は25億1,387万円で、前年度と比較いたしますと5,859万8,000円、2.4%の増となります。ちなみに、普通交付税は21億6,978万5,000円で、前年比6,665万2,000円、3.2%の増、特別交付税は3億4,408万5,000円で、前年比マイナス805万4,000円、2.3%の減となっております。

続きまして、国庫支出金でございます。国庫支出金の総額は6億1,562万5,783円で、その内訳は、国庫負担金5億6,004万3,943円、国庫補助金3,471万1,000円、国庫委託金2,087万840円で、前年度と比較いたしますとマイナス5,133万4,833円、マイナス7.7%の減となっております。その内訳といたしましては、国庫負担金マイナス7,897万9,973円、12.4%の減、国庫補助金1,323万3,000円、61.6%の増、国庫委託金1,441万2,140円、223.1%の増でございます。

続きまして、県支出金でございます。県支出金の総額は4億3,497万8,324円で、その内訳は、県負担金2億1,266万9,312円、県補助金1億6,449万3,039円、委託金5,781万5,973円で、前年度と比較いたしますと3,054万7,374円、7.6%の増となっております。その内訳は、県負担金2,888万2,178円、15.7%の増、県補助金マイナス1,623万8,666円、9%の減、委託金1,790万3,862円、44.9%の増でございます。

以上で、歳入の概要についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出の概要について説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳出の総額は、87億8,313万3,569円で、予算に対します執行率は97.3%でございます。

1款議会費の支出済額は1億551万9,247円で、予算現額に対する執行率は99.1%、支出済額を前年度に比較いたしますとマイナス1,263万4,843円、10.7%の減となっております。

2款総務費でございます。支出済額は14億4,615万8,099円、予算現額に対します執行率は98.4%、支出済額を前年度に比較いたしますと7,005万7,953円、5.1%の増でございます。主な事業は、静岡県議会議員選挙、下田市議会議員選挙、参議院議員選挙を実施しております。

3款民生費の支出済額は21億1,282万9,650円、予算現額に対します執行率は99.1%、支出済額を前年度に比較いたしますとマイナス7,279万2,661円、3.3%の減となります。主な事業は、知的障害者（児）施設等対策事業として、伊豆つくし会運営費補助等を実施しております。

4款衛生費の支出済額は12億6,861万3,737円、執行率98.5%、支出済額を前年度と比較いたしますと2億9,229万1,770円、29.9%の増でございます。主な事業は、ドクターヘリポート整備工事、焼却炉改良工事を実施しております。

5款農林水産業費の支出済額は2億5,031万332円、執行率は98.8%で、支出済額を前年度に比較いたしますと57万1,790円、0.2%の増となります。主な事業といたしまして、上大沢地区市営治山工事、須崎漁港水産基盤整備工事、白浜漁港水産基盤整備工事等を行いました。

6款商工費の支出済額は1億2,467万1,250円、執行率は99%、支出済額を前年度に比較いたしますとマイナス3,629万9,558円、22.6%の減となりました。主な事業といたしましては、外ヶ岡交流館の指定管理を行っております。

7款土木費の支出済額は10億5,809万7,846円、執行率は99.8%、支出済額を前年度に比較いたしますと2億931万2,110円、24.7%の増となっております。主な事業といたしましては、新構想高校周辺地域交通環境整備事業として市道安全対策工事、景観計画策定業務の委託を実施しております。

8款消防費の支出済額は4億2,464万8,452円で、執行率は99.5%、前年度に比較いたしますと504万6,374円、1.2%の増でございます。

9款教育費の支出済額は5億8,999万915円、執行率は98.6%で、前年度に比較いたしますと3,059万5,172円、5.5%の増でございます。主な事業といたしましては、下田小学校入口道路新設工事、下田小学校入口通路付替用地購入、下田東中学校公共下水道接続工事を実施しております。

10款災害復旧費の支出済額は2,038万5,737円、執行率は95.7%、前年度に比較いたしますと1億3,713万2,224円、87.1%の大幅な減となりました。主な事業といたしましては、市道八木山2号線道路災害復旧工事を実施しております。

11款公債費の支出済額は13億8,190万8,300円で、前年度と比較いたしますと2億5,203万9,456円、15.4%の減となりました。

以上で、一般会計決算の概要説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、歳入歳出決算事項別明細によりまして、補足説明をさせていただきます。恐れ入りますが、15ページをお開きください。

1款市税についてご説明申し上げます。

予算現額33億4,697万1,000円に対しまして、調定額43億719万3,234円、収入済額33億7,434万5,348円、不納欠損額6,004万8,417円、収入未済額8億7,279万9,469円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと2億1,436万1,339円、5.2%の増。収納率は78.3%で、前年度を2.2ポイント上回っております。

科目別の状況についてご説明申し上げます。

1項市民税は、予算現額12億3,900万円に対しまして、調定額14億7,507万6,120円、収入済額12億6,981万6,869円、不納欠損額680万6,958円、収入未済額1億9,845万2,293円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと2億8,677万3,570円、24.1%の増。収納率は86.1%で、前年度を2.2ポイント上回っております。

市民税の内訳を申し上げますと、1目個人市民税は、調定額12億3,013万2,920円に対し、収入済額10億4,182万1,569円、不納欠損額665万6,958円、収入未済額1億8,165万4,393円となっております。調定額を前年度に比較いたしますと2億5,629万5,270円、26.3%の増。収納率は84.7%、2.5ポイント上回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2目法人市民税は、調定額2億4,494万3,200円に対しまして、収入済額2億2,799万5,300円、不納欠損額15万円、収入未済額1,679万7,900円でございます。調定額を比較いたしますと3,047万8,300円、14.2%の増。収納率は92.9%、1.2ポイント上回っております。

2項固定資産税は、予算現額15億5,517万円に対しまして、調定額20億2,801万7,985円、収入済額15億5,167万701円、不納欠損額3,918万3,327円、収入未済額4億3,716万3,957円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス2,373万4,734円、1.2%の減。収納率は76.5%で1ポイント上回りました。

内訳を申し上げますと、1目固定資産税は、調定額20億1,814万7,085円に対しまして、収入済額15億4,179万9,801円、不納欠損額3,918万3,327円、収入未済額4億3,716万3,957円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス2,293万6,534円、マイナス1.1%の減となっております。収納率は76.4%で1ポイント上回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

2目固定資産等所在市町村交付金及び納付金は、調定額、収入済額とも987万900円で、前年度と比較いたしますとマイナス79万8,200円、7.5%の減となりました。

3項軽自動車税は、予算現額4,900万円に対しまして、調定額5,521万7,608円、収入済額4,901万4,808円、不納欠損額36万1,000円、収入未済額584万1,800円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと158万5,508円、3%の増となっております。収納率は88.7%で前年度を0.4ポイント下回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

4項市たばこ税は、予算現額2億600万円に対しまして、調定額、収入済額とも2億631万1,004円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス441万3,415円、2.1%の減となっております。

19ページをお願いいたします。

5項特別土地保有税は、予算現額50万1,000円に対しまして、調定額1億6,988万69円、収入済額58万4,900円、不納欠損額796万8,010円、収入未済額1億6,132万7,159円でございます。収納率は0.3%で、前年度を0.1ポイント下回りました。本税は、平成15年度からの課税停止のため、滞納繰越分のみとなっております。内容につきましては、記載のとおりでございます。

6項入湯税は、予算現額9,750万円に対しまして、調定額1億1,030万2,790円、収入済額9,762万8,070円、不納欠損額46万3,230円、収入未済額1,221万1,490円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス988万9,497円、8.2%の減。収納率は88.1%で、前年度を0.6ポイント上回りました。現年課税分、滞納繰越分の内訳につきましては、記載のとおりでございます。

7項都市計画税は、予算現額1億9,980万円に対しまして、調定額2億6,238万7,658円、収入済額1億9,931万8,996円、不納欠損額526万5,892円、収入未済額5,780万2,770円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス678万2,545円、2.5%の減。収納率は75.9%で、前年度を0.8ポイント上回っております。現年課税分、滞納繰越分の内訳は、記

載のとおりでございます。

2 款地方譲与税は、予算現額8,892万1,000円、調定額、収入済額とも同額でございます。調定額を前年度と比較いたしますと、所得譲与税がなくなったことに伴いマイナス1億9,051万4,191円、68.2%の減となりました。

内訳を申し上げますと、1 項自動車重量譲与税の収入済額は6,609万2,000円で、前年度よりマイナス207万3,000円、3%の減。

2 項地方道路譲与税の収入済額は2,282万9,000円で、前年度よりマイナス62万7,000円、2.7%の減となりました。

3 款利子割交付金、予算現額、調定額、収入済額とも1,239万6,000円で、前年度と比較いたしますと318万5,000円、34.6%の増でございます。

4 款配当割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも927万2,000円、前年度と比較いたしますと131万9,000円、16.6%の増でございます。

23ページをお開きください。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも719万3,000円で、前年度比マイナス108万8,000円、13.1%の減となりました。

6 款地方消費税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億9,239万6,000円、マイナス1,086万3,000円、3.6%の減でございます。

7 款ゴルフ場利用税交付金は、予算現額1,005万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,005万6,955円で、調定額を前年度と比較いたしますとマイナス56万4,845円、5.3%の減でございます。

8 款特別地方消費税交付金は、科目存置でございます。

引き続きまして、25ページをお願いいたします。

9 款自動車取得税交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも5,959万2,000円で、前年度と比較いたしますとマイナス376万円、5.9%の減となりました。

10 款地方特例交付金は、予算現額、調定額、収入済額とも1,702万円で、前年度と比較いたしますとマイナス3,960万4,000円、70%の減。これは、減税補てん特例交付金の減によるものでございます。

11 款地方交付税は、予算現額、調定額、収入済額とも25億1,387万円で、前年度と比較いたしますと5,859万8,000円、2.4%の増でございます。内訳につきましては、先ほど歳入の概要説明で説明させていただいたところでございます。

12款交通安全対策特別交付金でございます。予算現額、調定額、収入済額とも402万9,000円で、前年度と比較いたしますと4万1,000円、1%の増でございます。

13款分担金及び負担金は、予算現額1億5,539万1,000円に対しまして、調定額1億6,586万3,406円、収入済額1億5,626万4,706円、不納欠損額285万8,100円、収入未済額674万600円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス1,109万821円、6.3%の減でございます。

なお、不納欠損額、収入未済額につきましては、2項1目民生費負担金、2節児童福祉費負担金でございます。

29ページをお願いいたします。

14款使用料及び手数料は、予算現額1億5,438万8,000円、調定額1億5,856万9,815円、収入済額1億5,725万1,915円、収入未済額は131万7,900円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと3,634万5,313円、29.7%の増となりました。

収入未済額は、6目土木使用料、2節河川占用料及び4節住宅使用料でございます。

収入済額のうち主なものを申し上げますと、31ページ、1項6目土木使用料、1節道路占用料は1,634万1,211円で、前年度よりマイナス27万1,717円、1.6%の減でございます。

4節住宅使用料は1,622万8,300円で、前年度よりマイナス52万3,000円、3.1%の減。

7目教育使用料、3節幼稚園使用料は1,033万9,500円で、マイナス39万400円、3.6%の減。33ページをお願いします。

2項3目衛生手数料、2節清掃手数料は7,680万1,790円で、前年度より5,628万480円、274.3%の増となりました。これは、ごみ持ち込み手数料で1,694万5,480円、83.2%の増、新たに導入しましたごみ収集手数料3,920万6,000円によるものでございます。

15款国庫支出金は、予算現額6億1,759万9,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6億1,562万5,783円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス5,541万1,833円、8.3%の減となりました。この要因といたしましては、生活保護費負担金及び災害復旧費国庫負担金の減が主な理由でございます。

39ページをお願いします。

16款県支出金は、予算現額4億3,916万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億3,497万8,324円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと3,054万7,374円、7.6%の増でございます。増の要因といたしましては、介護給付費、旧伊豆つくし学園組合措置費、個人県民税徴収取扱交付金算定方法の変更に伴う県税徴収委託金等が要因となっております。

49ページをお願いいたします。

17款財産収入は、予算現額8,102万9,000円に対しまして、調定額8,575万3,152円、収入済額8,525万7,967円、収入未済額49万5,185円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと3,370万4,381円、65.4%の増となっております。

なお、収入未済額は、1項1目財産貸付収入、1節市有地貸付収入でございます。

収入済額のうち主なものを申し上げますと、1項1目1節市有地貸付収入は1,377万2,535円で、前年度よりマイナス190万3,324円、12.1%の減。

2項1目1節不動産売却収入は5,653万6,014円で、前年度と比べ3,084万7,866円、120%の増となっております。これは、武ガ浜保安部寮の跡地市有地等の売却によるものでございます。

51ページをお願いいたします。

18款寄附金は、予算現額1,123万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1,123万円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス317万5,428円、22%の減でございます。主な寄附といたしましては、急傾斜地崩壊対策事業受益者寄附金ですが、このほか、大久保婦久子顕彰基金、水産業費、観光整備費に対する寄附がございました。

19款繰入金につきましては、予算現額2億2,133万円に対しまして、調定額、収入済額とも2億2,129万1,655円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス2億58万5,914円で、47.5%の減でございます。

主な内容といたしましては、財政調整基金繰入、減債基金繰入によるものでございます。

55ページをお願いいたします。

20款繰越金につきましては、補足することはありません。

21款諸収入は、予算現額1億1,716万5,000円に対しまして、調定額1億3,354万9,672円、収入済額1億2,522万3,484円、収入未済額832万6,188円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス4,313万6,703円、24.4%の減となりました。

なお、収入未済額は、3項1目民生費貸付金元利収入で災害復興及び災害援護資金貸付でございます。

諸収入の主な内容といたしましては、旧伊豆つくし学園組合剰余金、下田小学校入口通路移転補償費受入金等がございます。

63ページをお願いいたします。

22款市債は、予算現額、調定額、収入済額とも5億7,510万円でございます。調定額を前

年度と比較いたしますと5,810万、11.2%の増でございます。借り入れの主なものといたしましては、焼却炉改良事業2億4,120万、臨時財政対策債2億5,680万円でございます。

なお、歳入全体におけます不納欠損額は6,290万6,517円で、収入未済額は8億8,967万9,342円でございます。

以上で、一般会計歳入についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳出について補足説明をさせていただきます。

69ページをお願いいたします。

1款議会費でございますが、議会費につきましては、特に申し上げることはございません。

2款総務費でございます。

85ページをお願いいたします。

1項5目財産管理費、大久保作品管理事業におきまして、大久保婦久子作品修復業務を実施しました。

89ページ、7目企画振興費、地域振興事業におきまして、自主運行バス事業の補助金を支出しております。ふるさとづくり事業では、自治総合センターコミュニティ助成といたしまして、加増野地区並びに住吉区に対しまして、祭典用用具の助成をいたしました。

97ページをお願いいたします。

15目財政調整基金費、16目減債基金費、18目大久保婦久子顕彰基金費、19目歴史的まちなみ景観整備基金費におきまして、各基金への積み立てを行っております。

103ページをお願いいたします。

2項2目賦課徴收費、資産税課税事務におきまして、固定資産税評価替におきます標準宅地鑑定評価のため112カ所の不動産鑑定を実施しております。

109ページ、111ページをお願いいたします。

4項選挙費ですけれども、下田市議会議員選挙、参議院議員選挙が行われました。下田市議会議員選挙の投票率は69.16%でございました。

次は121ページをお願いいたします。

8項地域防災対策事業といたしまして、昨年同様、同報無線難視聴地域解消のため、防災ラジオ800台を配布いたしました。

3款民生費でございます。

131ページをお願いいたします。

1項2目身体障害者福祉費、施設入所支援事業では、9施設14名の支援を行っております。

137ページをお願いいたします。

3 目知的障害者福祉費、施設入所者支援事業としまして、14施設、26名の支援を行うとともに、知的障害者（児）施設等対策事業といたしまして、伊豆つくし会運営費、入所施設整備費に対する補助を行っております。

139ページをお願いいたします。

5 目福祉基金費、ほのぼの福祉基金ですけれども、本年度4件、30万円の寄附の積み立てを行いました。元金より1,000万円を取り崩したため、年度末基金残高は6,688万9,185円となっております。

141ページをお願いいたします。

2 項1 目老人福祉総務費では、施設入所措置事業としまして、2施設、30名の支援を行っております。在宅老人援護事業では、ひとり暮らし老人への給食サービス事業を実施し、681人、8,273食の配食を行っております。

151ページお願いします。

3 項3 目保育所費は、公立4施設に対します経費で、定員380人に対しまして254人でございます。155ページ、地域子育て支援センター事業におきましては、おもちゃばこ、園舎開放等各種事業を週2回実施し、延べ2,707組が参加いたしました。

4 目民間保育所費は、2施設に対します経費で、定員210名に対しまして195人でございます。

5 目地域保育所費は、2施設に対する経費で、定員100人に対しまして91人でございます。

161ページ、8 目旧伊豆つくし学園組合清算事業費では、平成19年3月31日、伊豆つくし学園の解散に伴い、清算事業を行いました。

10 目子育て支援事業は、1,952万8,192円の基金積立を行っております。

4 項生活保護費ですが、19年度末、保護世帯は198世帯、253人で、前年度より4世帯、1人の増となりました。

次は、4 款衛生費でございます。

171ページをお願いいたします。

1 項2 目予防費におきましては、65歳以上の希望者3,979人に対しまして、インフルエンザ予防接種を実施しました。実施率は50.5%で、前年に比較いたしまして349人増加いたしました。

173ページ、4 目救急医療対策費におきましては、重篤患者の救命率向上のため、下田浄

化センター用地にドクターヘリポートの整備を行いました。

2項1目保健対策費では、基本健診及び各種がん検診を行い、延べ1万760人が受診いたしました。

181ページ、3項清掃費、ごみ処理手数料事務におきまして、本年度より導入した指定ごみ袋販売に対します事務委託をしております。19年度のごみ収集量は1万3,632トンで、前年度より964トン減少し、1トン当たりのごみ処理経費も2万6,007円となり、前年度より1,414円、5.2%減少いたしました。

185ページ、5目焼却場改良費では、債務負担行為により焼却炉、煙突等の改良工事を実施しました。

189ページでございます。

7目環境対策費、浄化槽設置整備事業におきまして、11件の合併処理浄化槽の設置についての助成を行いました。

次は、5款農林水産業費でございます。

197ページをお願いいたします。

1項5目農地費、農用施設維持管理事業におきまして、路側崩壊した農道平瀬線の修繕工事を実施しました。

201ページ、2項1目林業振興費、林業振興事業におきまして、有害鳥獣等被害防止対策のため、電気さく、防護さく等の設置者39件に対しまして補助を実施しております。

203ページ、5目治山事業費では、上大沢地区市営治山工事1件と、中（横沢）地区治山工事に伴う山腹測量を実施しております。

6目みどりの基金費では、本年度30万円の積み立てを行い、19年度末基金残高は2,296万8,729円となっております。

3項1目あずさ山の家管理事業におきましては、指定管理2年目となる本年の施設利用者は3万3,110人で、前年度と比較いたしまして1万9,117人、136.6%の増となりました。

207ページ、4項水産業費では、須崎漁港水産基盤整備工事、209ページ、白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備工事、須崎漁港小規模局部改良工事、211ページ、災害対策緊急海岸整備モデル事業といたしまして、外浦漁港海岸保全工事を実施しております。

次は、213ページでございます。

6款商工費でございます。

1項1目商工振興費、中小企業金融対策事業といたしまして、融資制度の取り扱い及び保

証協会に対する損失補てん金負担を行いました。本年度の取り扱いは、小口資金で14件、融資額7,490万円でした。

219ページをお願いします。

2項2目観光振興費では、蓮台寺パーク廃止により設立されました蓮台寺夏期活性化推進協議会に対しまして補助金の交付を行い、首都圏中学校、高等学校、大学の合宿を誘致し、延べ1,787人の利用がございました。

223ページ、3目観光施設管理費でございます。多々戸温水シャワー施設は、利用人員1万8,682人で、前年度より1,528人の増となりました。

4目外ヶ岡交流館管理運営費でございます。19年度から指定管理者制度に移行しましたが、常設展示室入館者数は6,167人で、前年度より1,140人の減となっております。施設全体の入り込み客数は41万2,106人で、前年度に比較いたしまして9,815人の増となっております。

次は、227ページをお願いします。

7款土木費でございます。

1項1目土木総務費ですが、市道落石に伴う事故の和解により、事故賠償金を支払っております。

2項1目道路維持費につきましては、市道宇土金線ほか55件の修繕工事を行っております。

2目交通安全施設整備費では、市道横一線ほか13件におきまして、防護さく、道路反射鏡等の整備を行っております。

3目道路新設改良費、新構想高校周辺地域交通環境整備事業では、市道立野お吉ヶ淵線交通安全対策工事としまして、カラー舗装、区画線工等延長414.8メートルを実施しております。また、県単道路整備事業におきまして、河津下田線、下田南伊豆線において事業費負担を行っております。

233ページ、5項1目都市計画総務費でございます。景観計画策定推進事業におきまして、景観計画区域の設定及び方針の素案作成のため、景観計画策定業務委託を実施しております。

235ページ、3目街路事業費でございます。下田港横枕線の県単街路事業に対しまして、事業負担を行っております。

4目都市公園費、指定管理委託しております敷根公園の有料公園施設の利用状況につきましては、利用人員10万5,918人で、前年度と比較いたしまして1,888人増加いたしました。

237ページ、6目下水道費でございます。下水道事業特別会計拠出金7億6,966万2,000円を支出しております。

7項住宅費、市営住宅維持管理事業におきましては、老朽化したうつぎ原住宅2戸、丸山住宅5戸の解体工事を実施しております。

238ページ、2目個人住宅建設促進費では、個人家屋の耐震対策を推進するため、30件の耐震診断委託を行っております。

次は、8款消防費でございます。

本年度の消防団の火災出動につきましては8件で、600人が出動しました。そのほか、消防査閲大会が開催され、賀茂支部大会、県大会に参加いたしております。

次は、9款教育費でございます。

最初に、平成19年度におけます児童、生徒の状況でございますが、小学校7校の児童数は1,235人で前年度より16人の減、中学校4校の生徒数は646人で26人の増、幼稚園5園の園児数は155人で5人の減となっております。

257ページをお願いします。

2項1目小学校管理費でございます。下田小学校進入路が下田港横枕線の拡幅対象となったため、新たに小学校入口通路付替用地の取得と、入口通路の新設工事を実施しております。

2目教育振興費では、市内5小学校へのパソコン周辺機器の配備をしております。

265ページ、3項3目中学校施設整備費では、下田東中学校の公共下水道への接続が可能となったため、この接続工事を実施しております。

271ページ、5項2目青少年教育費、青少年海の家管理運営につきましては、利用者が2,502人、前年度に比較いたしまして165人の増加となっております。

275ページ、3目成人教育費では、市民大学講座7講座を71回開催し、1,014人が参加しました。このほか、寿大学、寿大学趣味クラブ、家庭教育学級等も開催しております。

281ページ、7目市史編纂費では、11節需用費におきまして繰越明許としております。

285ページ、6項2目吉佐美運動公園費では、吉佐美運動公園の整備事業としまして、碎石舗装による駐車場を整備しております。

289ページ、10款災害復旧費につきましては、7月15日災、9月7日災におきます水産施設、公共道路橋梁施設、河川災害等の復旧工事が行われました。

299ページ、11款公債費につきましては、繰上償還をしております。

12款予備費につきましては、備考記載のとおり、71件の予備費充用を行いました。

307ページの実質収支に関する調書をお開きください。翌年度に繰り越すべきものとしまして、繰越明許費繰越額を計上しております。

308ページ、309ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

まず、土地及び建物のうち土地の増減につきましては、公共用地として中地区における灰捨場用地の取得による増。公共用財産学校分としまして、下田小学校進入路付替用地購入及び下田中学校用地購入による増。普通財産のうち宅地におきましては、武ガ浜におけます宅地の売却による減。そのほかについては、白浜三穂ヶ崎の原野を国道135号特定交通安全施設等整備事業への売却による減、須原の農地寄附による増となっております。

建物につきましては、公共用財産公営住宅におきまして、丸山住宅、うつぎ原住宅の老朽化に伴います取り壊しによる減。そのほかにつきましては、あずさ山の家工作館の寄贈による増によるものでございます。

普通財産、そのほかにつきましては、岩下地区集会施設を岩下区に無償譲渡したことによる減でございます。

山林につきましては、立木の蓄積量の増加でございます。

なお、土地及び建物、山林の年度末残高は、合計額記載のとおりでございます。

310ページ物件から有価証券まで、312ページ物権から316ページ債権までは、記載のとおりでございます。説明を省略させていただきます。

317ページ、4基金でございます。基金の決算年度末残高は5億825万5,000円でございます。各基金の本年度末の増減高及び本年度末現在高は記載のとおりでございます。

319ページ、320ページの基金運用状況は、説明を省略させていただきます。

以上で、一般会計の歳入歳出決算につきましてはの補足説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、認第2号 下田市稲梓財産区特別会計についての決算についてご説明を申し上げます。

321ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額120万2,623円、歳出決算額42万4,917円で、歳入歳出差引額は77万7,706円で、予算現額に対します執行率は、歳入が99.8%、歳出が35.3%でございます。

引き続きまして、歳入歳出決算事項別明細によりまして、補足説明をさせていただきます。

325ページをお願いいたします。

歳入におきましては、1款1項1目財産貸付収入は、調定額、収入済額とも82万9,162円で、山葵田用地等の貸付料。

2項1目不動産売払収入は、調定額、収入済額とも17万3,754円で、これは立木売払い分

収金でございます。

歳出につきましては、財産区管理経費であり、特に申し上げることはございません。

328ページをお願いいたします。

財産に関する調書は、本年度立木の推定蓄積量が増加しておりますが、ほかは変更はございません。

以上で、稲梓財産区特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

続きましては、認第3号 下田駅前広場整備事業特別会計についてご説明を申し上げます。

334ページをお願いいたします。

下田駅前広場整備事業特別会計の決算の状況は、歳入決算額1,250万1,733円で、歳出決算額1,147万5,661円、歳入歳出差引額は102万6,072円で、予算現額に対します執行率は、歳入が100.2%、歳出が91.9%でございます。

続きまして、事項別明細により補足説明をさせていただきます。

338ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目広場使用料につきましては、バス会社1社、タクシー会社4社からの駅前広場占用料でございます。

340ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款1項1目広場整備費におきまして、下田駅前広場改修工事を実施しました。

このほか、3款1項1目下田駅前広場整備事業基金積立金としまして、500万円の基金積み立てを行っております。

345ページをお願いいたします。

財産に関する調書につきましては記載のとおりであります。基金につきましては本年度積み立てにより、年度末基金現在高は800万円となっております。

以上で、下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第4号 下田市公共用地取得特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

347ページをお願いいたします。

公共用地取得特別会計の決算の状況は、歳入決算額1,539万4,000円、歳出決算額1,539万4,000円、歳入歳出差引額はゼロ円でございます。予算現額に対します執行率は、歳入歳出

ともに99.9%でございます。

続きまして、事項別明細、351ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目財産貸付収入は、駅前におきます市有地貸付収入、2款1項1目一般会計繰入金は長期繰替運用返済分でございます。

353ページの歳出でございます。

2款1項1目土地開発基金繰出金は、長期繰替運用返済分及び市有地貸付収入を土地開発基金へ繰り出すものでございます。

356ページは財産に関する調書でございますが、本年度末の土地開発基金の残高は、現金で8,185万3,000円で、一般会計への貸付金1億8,577万5,000円でございます。

以上で、公共用地取得特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第5号 下田市国民健康保険事業特別会計決算につきまして説明を申し上げます。

358ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の決算の状況は、歳入決算額35億5,859万9,302円、歳出決算額34億1,903万8,647円、歳入歳出差引額は1億3,956万655円で、予算現額に対します執行率は、歳入が98.2%、歳出が94.3%でございます。

本年度の医療給付費は21億3,366万2,428円となり、前年度に比較いたしまして7,417万4,828円、3.6%の増となりました。

続きまして、事項別明細により補足説明をさせていただきます。

366ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げますと、1款国民健康保険は、予算現額11億8,740万円に対しまして、調定額16億9,191万9,333円、収入済額11億8,755万3,920円、不納欠損額2,327万9,598円、収入未済額4億8,108万5,815円でございます。調定額を前年度に比較いたしますと2,784万3,386円、1.7%の増でございます。収納率は70.2%で、前年度と比較いたしますと1.4ポイント下回っております。

368ページをお願いいたします。

3款国庫支出金でございます。予算現額9億2,203万4,000円に対しまして、調定額、収入済額とも8億9,974万3,135円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと2,704万8,324円、3.1%の増となりました。

370ページをお願いいたします。

4款療養給付費交付金は、予算現額6億7,873万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも6億4,309万7,033円で、調定額を前年度と比較いたしますと1,169万5,591円、1.9%の増となっております。

5款県支出金は、予算現額1億5,215万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも1億5,662万4,358円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと713万8,530円、4.8%の増でございます。

6款共同事業交付金は、予算現額3億7,396万円に対しまして、調定額、収入済額とも3億5,763万9,463円で、調定額を前年度と比較いたしますと1億6,047万8,118円、81.4%の増となりました。この要因は、18年10月に保険財政共同安定化事業交付金制度が創設され、18年度は中途からの交付金であったものが、本年度年間分となったことによるものでございます。

次は歳出について申し上げます。

380ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は2,389万7,572円で、前年度と比較いたしますと357万7,915円、17.6%の増でございます。

1項1目一般管理費におきましては、繰越明許分、後期高齢者医療制度改革分国民健康保険システム改修を実施しております。

384ページをお願いいたします。

2款保険給付費の支出済額は21億6,834万9,795円で、前年度と比較いたしますと7,503万3,919円、3.6%の増でございます。

388ページをお願いいたします。

3款老人保健拠出金の支出済額は5億5,722万9,108円、前年度と比較いたしますとマイナス1,909万9,544円、3.3%の減でございます。平成19年度の被保険者数は、7,375世帯、1万3,447人で、前年度より47世帯、368人の減となっております。

395ページは財産に関する調書でございます。

2の基金、国民健康保険診療報酬支払準備基金は、本年度7,000万増加したことに伴い、年度末残高は1億79万7,788円となっております。

以上で、国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の補足説明を終わります。

続きまして、認第6号 下田市老人保健特別会計決算につきましてご説明を申し上げます。

396ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額27億7,158万1,876円、歳出決算額27億3,871万4,037円、歳入歳出差引額は3,286万7,839円で、予算現額に対します執行率は、歳入が91.3%、歳出が90.3%でございます。

事項別明細400ページをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げますと、1款支払基金交付金は、予算現額15億709万2,000円に対しまして、調定額、収入済額とも14億2,914万7,000円で、調定額を前年度に比較いたしますとマイナス1億1,055万8,184円、7.2%の減でございます。

2款国庫支出金は、予算現額10億207万6,000円に対しまして、調定額、収入済額とも8億5,000万7,244円で、調定額を前年度と比較いたしますと908万6,931円、1.1%の増となっております。

3款県支出金は、予算現額2億4,910万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億1,312万2,000円で、調定額を比較いたしますとマイナス184万5,000円、0.9%の減でございます。

404ページをお願いいたします。

歳出でございますけれども、1款1項1目医療給付費の支出済額は26億5,788万4,142円で、前年度に比較いたしますとマイナス9,228万1,088円、3.4%の減でございます。

老人医療受給者数は月平均4,020人で、前年度よりマイナス196人、4.6%減少しております。

以上で、老人保健特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第7号 下田市介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

409ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額18億5,150万8,086円、歳出決算額は18億1,016万205円、歳入歳出差引額は4,134万7,881円で、予算現額に対します執行率は、歳入98.2%、歳出96%でございます。

続きまして、事項別明細により補足説明をさせていただきます。

415ページをお願いします。

歳入の主なものを申し上げますと、1款保険料は、予算現額2億9,240万円に対しまして、調定額3億764万7,000円、収入済額2億9,372万8,958円、不納欠損額312万7,700円、収入未

済額1,079万342円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと1,376万4,300円、4.7%の増でございます。収納率は95.3%で、前年度と比較いたしますと0.3ポイント減少しました。

3款国庫支出金は、予算現額4億376万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億8,691万1,800円でございます。調定額を前年度と比較いたしますとマイナス3,270万8,330円、7.8%の減となっております。

4款支払基金交付金につきましては、予算現額5億1,325万1,000円に対しまして、調定額、収入済額とも4億9,560万7,000円で、調定額を比較いたしますと3,455万2,000円、7.5%の増でございます。

5款県支出金は、予算現額2億4,815万5,000円に対しまして、調定額、収入済額とも2億4,716万8,400円で、前年度と比較いたしまして369万5,335円、1.5%の増でございます。

419ページをお願いします。

8款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも2億8,750万5,000円で、調定額を前年度と比較いたしますとマイナス1,516万8,000円、5%の減となりました。

次は歳出でございます。

425ページをお願いいたします。

1款総務費の支出済額は6,340万2,565円で、前年度と比較いたしますと506万9,105円、8.7%の増でございます。

427ページ、3項1目介護認定審査会費では、委員20人が年48回、1,508件の審査を行っております。要介護、要支援認定者数は1,183人でございます。

429ページ、2款保険給付費は、支出済額が15億8,203万1,034円で、前年度と比較いたしまして8,772万4,163円、5.9%増となっております。居宅介護サービス9,339件、施設介護サービス2,941件を初め各種介護サービスの給付を行っております。

450ページ、財産に関する調書でございますが、介護保険介護給付費準備基金の年度末現在高は3億4,822万2,759円でございます。

以上で、下田市介護保険特別会計歳入歳出決算につきましてのご説明を終わらせていただきます。

次に、認第8号 下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明を申し上げます。

451ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額1,928万8,871円、歳出決算額は1,869万9,225円、歳入歳出差引額は58万9,646円で、予算現額に対します執行率は、歳入99.8%、歳出96.8%でございます。

455ページ、事項別明細のほうをお願いいたします。

歳入の主なものを申し上げますと、1款1項1目漁業集落排水処理施設使用料は、予算現額290万円に対しまして、調定額、収入済額とも286万8,740円で、調定額を前年度と比較いたしますとマイナス8万1,166円、2.8%の減でございます。

3款1項1目一般会計繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも1,485万円で、前年度と比較いたしますと15万円、1%の増でございます。

459ページ、歳出でございますが、施設の管理経費で特に申し上げることはございませんが、2款公債費におきまして、起債償還により、19年度末の田牛地区漁業集落環境整備事業債残高は1億410万5,489円となっております。

なお、19年度末の処理戸数は95戸で、昨年度より2戸減少しております。

以上で、集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての補足説明を終わらせていただきます。

続きまして、認第9号 下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。

466ページをお願いいたします。

決算の状況は、歳入決算額は19億251万5,475円、歳出決算額18億8,817万7,390円、歳入歳出差引額は1,433万8,085円でありまして、予算現額に対します執行率は、歳入99.1%、歳出98.3%でございます。

470ページ、事項別明細のほうをお願いいたします。

歳入でございますが、1款分担金及び負担金は、予算現額950万円に対しまして、調定額3,456万333円、収入済額1,108万4,340円、不納欠損額446万1,153円、収入未済額1,901万4,840円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと1,330万5,580円、62.6%の増でございます。

なお、不納欠損処分件数は769件となっております。

2款使用料及び手数料は、予算現額1億2,420万2,000円に対しまして、調定額1億4,257万7,056円、収入済額1億2,573万2,574円、不納欠損額82万9,843円、収入未済額1,601万4,639円でございます。調定額を前年度と比較いたしますと112万1,179円、0.8%の増でございます。

収納率は88.2%で、前年度より1.4ポイント上回っております。

472ページをお願いいたします。

3款国庫支出金は、予算現額、調定額とも6,180万円で、収入済額は4,980万円、収入未済額1,200万円となっております。収入未済額につきましては、下田浄化センター等更新事業が繰越明許となったことによる収入未済でございます。

5款繰入金は、予算現額、調定額、収入済額とも7億6,966万2,000円で、前年度より1億9,226万2,000円、33.3%の増となっております。

8款市債につきましては、予算現額、調定額とも9億1,670万円、収入済額は9億940万円、収入未済額730万円です。収入未済につきましては、事業の繰越明許によるものでございます。

本年度は、公的資金補償金免除繰上償還に係る借換債6億2,130万円があります。

なお、19年度末の市債残高は88億5,352万7,841円で、前年度よりマイナス2億9,461万5,172円、3.2%の減となっております。

次は、歳出についてご説明申し上げます。

478ページをお願いいたします。

1款2項1目管渠費、下水道管渠維持管理事業におきまして、県道下田港線改良工事に伴います実施設計業務委託を実施しております。

482ページをお願いいたします。

2款1項1目公共事業費、下水道幹線管渠築造事業におきまして、幹線管渠築造164メートル、2目単独事業費、下水道枝線管渠築造事業では、枝線管渠築造273メートルを実施しております。

この結果、平成19年度末におきます整備済み面積は258.44ヘクタールとなり、認可面積298.70ヘクタールに対しまして86.5%の整備率となりまして、供用及び処理開始面積は258.44ヘクタールとなりました。

484ページ、3目公共機能高度化事業費、下田浄化センター等更新事業でございます。施設更新工事を実施しておりますが、繰越明許をしてございます。

なお、19年度中の下水道接続戸数は103戸、接続人口303人となり、合計で2,623戸、7,149人、水洗化人口率は63.1%となり、2.4ポイント上昇しました。

以上で、下水道事業特別会計歳入歳出決算についての補足説明を終わります。

以上で、認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてから、認第9号

平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（増田 清君） 説明の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午前 1 1 時 6 分休憩

午前 1 1 時 1 6 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明を求めます。

番外。

上下水道課長（滝内久生君） それでは、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

薄い水色の決算書をご用意いたします。

本決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定によりまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

決算書の1ページをお開きください。

平成19年度下田市水道事業報告書でございます。

（1）概況。

イの総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は427万1,348立方メートルと、前年度に比べ9万3,484立方メートルの減、率にして2.1%の減少でありました。総配水量は572万8,984立方メートルで、有収率74.6%となり、前年度より0.9%の減少となりました。また、年度中の配水管破損件数は43件と、前年度に比べ2件減少いたしました。

本年度も漏水調査を行い漏水防止に努めるとともに、石綿管布設替工事の実施に努めました。また、第6次拡張事業に対する国庫補助金及び出資制度により、未普及地域解消のため、須原地区の工事を実施いたしました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対する補助は3件、24万1,000円の補助金を交付いたしました。

（イ）の収益的収支の状況でございます。

事業収益は6億6,355万2,844円で前年度対比98.2%、1,191万4,143円の減、事業費用は6億2,299万3,491円で前年度対比96.7%、2,129万7,589円の減となり、この結果、経常利益が

4,442万7,591円、当年度純利益は4,055万9,353円となりました。

収益の主な内容は、営業収益における給水収益 6 億4,206万830円で、前年度対比97.8%、1,458万2,816円の減となり、供給単価は 1 立方メートル当たり150円32銭と前年度に比べ11銭の減となりました。

また、受託工事収益は646万637円と前年度対比120.2、108万4,351円の増、その他営業収益においては972万6,144円と前年度対比99.3%、6万6,699万円の減となりました。

営業外収益のうち他会計繰入金は407万4,000円で、主なものは消火栓維持管理費107万4,000円であります。

一方、費用については前年度対比で人件費94%、支払利息95.9%、減価償却費102%、動力費99.5%、薬品費90.7%、路面復旧費132.5%となり、供給原価は 1 立方メートル当たり143円36銭と前年度に比べ 1 円63銭の減となりました。

この結果、有収水量 1 立方メートル当たりの利益は 6 円96銭となりました。

2 ページをお開きください。

(ロ)の資本的収支の状況でございます。

資本的収入 3 億4,722万3,700円、資本的支出 5 億9,593万1,828円の事業執行となりました。

収入の主な内容としては、企業債 2 億9,220万円、他会計からの出資金3,140万円。出資金の内訳は、老朽管更新事業出資金1,400万円、第 6 次拡張事業出資金1,700万円、消火栓設置工事出資金40万円でございます。国庫補助金1,725万円。これは第 6 次拡張事業国庫補助金でございます。負担金532万6,700円。負担金の内訳は、移設補償金237万2,000円、共同施工負担金295万4,700円でございます。

次に、支出の主な内容と内訳としての改良工事は、総額 1 億9,033万4,327円で、各地区配水管改良工事、ろ過池改良工事、落合浄水場フロキュレーター改良工事、浄水池及びポンプ棟築造工事等が主たる工事であり、第 6 次拡張工事としては総額7,394万1,499円で、須原ポンプ場の建設工事及び須原地区配水管布設工事を行いました。

なお、資本的収入が資本的支出額に不足する額 2 億4,870万8,128円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,168万8,407円、当年度分損益勘定留保資金 2 億2,600万5,093円、減債積立金1,101万4,628円で補てんいたしました。

本年度における消費税及び地方消費税は、1,307万3,700円の納付額となりました。

3 ページをお開きください。

(ハ)の各年度給水原価算出表と(二)の各年度供給単価算出表は、平成10年度から平成

19年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

4ページは、平成19年度の議会議決事項と行政官庁許認可事項の一覧表でございます。

5ページをお開きください。

5ページは職員に関する事項でございますが、平成19年度は条例定数14名に対し、実数13名と臨時3名により業務を行っております。

6ページをお開きください。

資産取得表でございます。改良工事の概況につきましては7ページから8ページに、第6次拡張事業費の概況につきましては8ページに列記してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

9ページをお開きください。

保存工事の概況でございますが、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

10ページをお開きください。

(3)業務、平成19年度の業務量について列記してございます。これは、水道事業報告書の総額事項で、さきに報告させていただきましたので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

11ページをお開きください。

上の表は、月別有収水量でございます。下の表は、事業収益に関する事項で、(イ)の事業収益といたしまして、営業収益が前年度対比98%の6億5,824万7,611円で、内訳の主たるものは、給水収益6億4,206万830円で、構成比は96.7%でございます。営業外収益は459万3,548円で、他会計繰入金407万4,000円が主なもので、収益合計は6億6,355万2,844円となるものでございます。

12ページをお開きください。

上の表は給水収益で、普通給水と特別給水の区分となっております。下の表は事業費に関する事項のうちの事業費用でございます。営業費用4億8,144万2,979円、営業外費用1億3,697万589円、特別損失457万9,923円で、費用合計は6億2,299万3,491円となるものでございます。

次に、13ページは費用構成の表で、これも後ほどご覧いただきたいと思っております。

14ページをお開きください。

まず、企業債及び一時借入金の概況でございます。

企業債の平成18年度末残高は31億5,871万6,751円で、平成19年度中の借入高が2億9,220

万円、償還高は3億2,632万2,366円で、平成19年度末の企業債残高は31億2,459万4,385円となるものでございます。一時借入金については、平成19年度中の借り入れはございませんでした。

次に、ロ、その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、(イ)のたな卸資産で、本年度末残高は1,337万4,171円で、たな卸資産購入額は1,391万7,253円でございます。

次に、(ハ)の消費税につきましては、冒頭総括事項でご報告いたしましたので、省略させていただきます。

15ページをお開きください。

平成19年度下田市水道事業決算報告書でございます。

(1)の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益は、予算額7億109万3,000円に対しまして、決算額6億9,649万9,141円で、執行率は99.3%でございます。その内訳といたしまして、決算額で1項営業収益6億9,115万5,509円、2項営業外収益459万6,363円、3項特別利益74万7,269円でございます。

次に支出で、1款水道事業費用は、予算額6億8,215万2,000円に対しまして、決算額は6億4,358万8,655円で、執行率は94.3%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項営業費用は4億8,872万9,145円、2項営業外費用は1億5,005万591円、3項特別損失は480万8,919円でございます。

16ページをお開きください。

(2)の資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入は、予算額3億4,890万円に対しまして、決算額3億4,722万3,700円で、執行率は99.5%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項企業債は2億9,220万円、2項他会計からの出資金は3,140万円、4項国庫補助金1,725万円、6項負担金は532万6,700円、7項県費補助金は104万7,000円でございます。

次に支出で、1款資本的支出は、予算額6億2,699万5,000円に対しまして、決算額5億9,593万1,828円で、執行率は95%でございます。その内訳といたしまして、決算額で、1項建設改良費は2億6,878万9,143円、2項企業債償還金は3億2,632万2,366円、3項国庫補助金返還金82万319円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額の補てんにつきましては、冒頭説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、17ページをお開きください。

平成19年度下田市水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は税抜きでございます。

1の営業収益6億5,824万7,611円から、2の営業費用4億8,144万2,979円を差し引きますと、営業利益は1億7,680万4,632円となるものでございます。

次に、3の営業外収益459万3,548円から4の営業外費用1億3,697万589円を差し引きますとマイナス1億3,237万7,041円となり、この結果、経常利益は4,442万7,591円となり、これに5の特別利益71万1,685円を足し、6の特別損益457万9,923円を差し引きますと、当年度純利益は4,055万9,353円となるものでございます。この当年度純利益に前年度繰越利益剰余金1,514万4,790円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は5,570万4,143円となるものでございます。

次に、18、19ページをお開きください。

平成19年度下田市水道事業剰余金計算書で、これも税抜きとなっております。

まず、利益剰余金の部で、1の減債積立金は、当年度処分額1,101万4,628円で、当年度末残高は1億4,521万6,174円となります。2の建設改良積立金当年度末残高は3,000万円でございます。3の未処分利益剰余金は、繰越利益剰余金年度末残高1,514万4,790円に当年度純利益4,055万9,353円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は5,570万4,143円となるものでございます。

次に、資本剰余金の部でございますが、ここでは当年度発生額があるものについて説明させていただきます。

1の受贈財産評価額、当年度発生額505万6,000円は、下田市私有配水管の上水道配水管移管受理要綱に基づき移管を受けた3件の受贈財産、3の国庫補助金、当年度発生額1,725万円は、第6次拡張事業に対する補助金、当年度処分額の82万319円は、平成9年の補助金交付規則の改正に基づき補助金の5%を返還するもの、4の県補助金、当年度発生額104万7,000円は、第6次拡張事業に対する補助金、6の負担金、当年度発生額518万6,000円は、河津下田線地域振興対策事業等に伴う移設補償金2件と東本郷地区配水管改良工事に伴う共同施工負担金でございます。

以上の結果、翌年度繰越資本剰余金は13億2,662万1,377円となるものでございます。

次に、19ページ下段の平成19年度下田市水道事業剰余金処分計算書(案)でございます。

当年度未処分利益剰余金は5,570万4,143円であります。剰余金は、地方公営企業法第32条

の規定により、毎事業年度利益が生じた場合、20分の1を下らない金額を減債積立金として積み立てることになっております。減債積立金の平成19年度末残高は1億4,521万6,174円で、平成20年度企業債償還金1億6,375万8,870円に不足する額1,854万2,696円を減債積立金に積み立てるというものでございます。そういたしますと、翌年度繰越利益剰余金は3,716万1,447円となるものでございます。

次に、20ページをお開きください。

平成19年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で、資産合計は末尾に記載してあります金額62億28万3,653円で、前年度決算に比べまして6,282万481円の増となっております。

21ページをお開きください。

負債の部で、負債合計は1,694万817円でございます。

次に資本の部で、4 資本金合計は46億2,580万1,142円、5 の剰余金合計は15億5,754万1,694円で、資本合計61億8,334万2,836円となり、負債資本合計は62億28万3,653円で、前ページの資産合計の額と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

次に、22ページから33ページにつきましては附属資料でございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（増田 清君） 認第1号より認第10号までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第1号 平成19年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） まず、市税の滞納額について、監査委員から収納率の向上と累積滞納額の縮減に努めるように意見が出されていますが、どのような対策を立てているかお尋ねします。

それから、主要な施策の成果181ページに、いきいき商店街づくりで温泉スポットとして手湯、足湯の整備を行ったとありますが、現在のこの手湯、足湯の活用状況はどうなっておりますでしょうか。

また、主要な成果で、商工会議所に助成を行ったということでありますけれども、過日の伊豆新聞によれば、阿波屋いっぶく堂に商工会議所を移転するための調査を行うというふうな新聞記事が出ていましたが、それはどのような経緯の中で、その後どうなったかお尋ねします。

外ヶ岡交流館ベイ・ステージは、アドミニスター下田に指定管理を任せていますが、現在その活動状況、実績はどうなっておるでしょうか。外ヶ岡交流館一時使用料12万4,414円が一般会計に入っておりますが、使用料が指定管理者の収入になると思ったんですが、これが市の収入になったのはなぜですか。

224ページで尾ヶ崎観光案内所管理運営事業において、清掃人の人件費が40万4,000円、トイレ清掃業務委託で13万3,060円の計上があるが、これ一緒に頼んだほうが効率的で安く済むんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

下田TMO株式会社の出資金100万円について、会社の現状はどうなっているでしょうか。出資金が無価値になるということはないのかどうかお尋ねします。

監査委員から、ごみ収集手数料の収入経理処理において、金融機関への未達分3万2,000円があったと指摘されていますが、なぜこういうことが起きたのか尋ねます。

また、監査委員から、指定ごみ袋販売事務委託の支払いにおいて、指定金融機関から指定ごみ袋代金の納付を確認する前に委託料を支払ったと指摘されているが、なぜこのようなことが起きたのかお尋ねします。

指定ごみ袋の歳入歳出についてはどのようになっているかお尋ねします。

南豆衛生プラントのカドミウム問題はその後どうなりましたでしょうか。

監査委員から、旧伊豆つくし学園組合清算事業、組合解散後の清算金処理において、清算事業内容が明確でないとの指摘を受けたが、なぜそのような処理を行ったのか。

また、42ページで旧伊豆つくし学園組合措置費が返戻金とは金額が異なっておるんですが、これはなぜ異なっているのか。

下田高校の交通環境整備300万円で施行したが、現在の状況を見てどのようにその効果を考えておりますか。

市営住宅解体工事292万円は丸山住宅とうつぎ原住宅ということですが、うつぎ原住宅は解体されてなくなったのかどうか。また、現在丸山住宅の状況はどうなっているのかお尋ねします。

ほのぼの福祉基金を1,000万取り崩して一般会計に繰り入れていますが、この使途は何で

しょうか。

大久保婦久子作品修復業務委託136万5,000円がありますが、現在の久保婦久子作品の保管状況はどうなっておりますでしょうか。

下田自主運行バス事業補助金921万270円の支出があるが、この自主運行バスに対する裁判は現在どのようになっておりますか。

老人保健はなくなっていくんですが、担当者等は今後どうなっていくのかお尋ねします。

教材費の流用問題について、先日鈴木議員の質問に対する課長の答弁に関連して質問します。

鈴木議員の質問は、私の理解では、基準財政需要額の計算方法、教材費の流用はあったのか、あったとすればどこに流用したのかの3つであります。それに対する答弁は、基準財政需要額は、学校数、クラス数、生徒数で決められ、教育費全体でいえば基準財政需要額を若干上回っているというものでした。

しかし、この答弁はいささか不十分と考えます。流用があったのかどうかについては、地方自治の独立の観点でいえば、自治体には独立した予算編成権がありますから、交付税措置された全額を予算措置しなかったから直ちに流用したとは言えないでしょう。しかし、程度問題で10%から20%ならともかく、交付税措置された80%から90%を予算措置しないとすれば、流用があったと言わざるを得ません。では、どこに流用したかといえ、お金の色がついていない以上、予算のどこに使ったかというのは特定できません。しかし、課長の答弁が、教育費全体でいえば若干上回っているということであれば、流用は明らかになります。つまり、教材費は予算措置されておられませんから、基準財政需要額に満たない。しかし一方では、基準財政需要額を上回って予算措置されている項目が教育費の中にあるということでもありますから、それは一体どこ、何が基準財政需要額を上回って予算措置されているのかお尋ねします。

議長（増田 清君） ここで午後1時まで休憩したいと思います、質問者よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） じゃ、これで午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 4 分休憩

午後 1 時 0 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

午前中に引き続き、認第1号に対する質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

税務課長（河井文博君） まず、伊藤議員の最初の質問でございます滞納対策、収納率の向上対策をどのように進めるのかというような質問でございますが、これはもう前からずっと進めていますように、口座振替の一層の推進とか滞納整理の基本である電話催告の実施、それから会社従業員の特別徴収の推進ですね、源泉徴収はしなければならないということになっておりますが、地方税の場合は特別徴収の義務がないものですから、お給料もらっている方は特別徴収をやってもらうというような推進を進めていく。それから、滞納者の現況の調査ですね。それから、一番重要視しておりますのは、財産調査を強化する、そのノウハウを職員が身につけるといのが一番重要かなというふうに思っています。それから、今預金等の差し押さえを多くやっておりますけれども、現金化しやすい債権の差し押さえ処分の実施、それから滞納処分に関する職員研修、これが一番重要ではないかなというふうに思っております。

以上、これは特効薬はないんですけれども、このようなことを地道にやるしか収納対策はないのではないかと思います。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（増田徳二君） いきいき商店街づくりということで、手湯、足湯の整備の状況ですが、これは利用料金自体が無料ということで、利用者数というものは調査を行っておりません。この事業は平成18年度にいきいき商店街づくりという事業でつくったものでございます。ただ、あじさい祭とか国際カジキ釣り大会等のとき、まちの中にそういう人たち、関係者や見学者等のお客さんが手足、お湯に結構つかっているという効果はかなりあるようでございます。

もう一つ、商工会議所に助成を行ったと主要な成果にあるが、過日の伊豆新聞によれば、阿波屋いっぷく堂に移転の調査を行うとあったが、その後どのような結果が出たかということでございますが、これは7月10日の伊豆新聞ということでよろしい……。これ、とりあえず確認したんですけれども、いまだ進展はないということでございました。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） それでは、観光交流課の関係の答弁をさせていただきます。

議員からは3点、観光関係でございました。外ヶ岡交流館が2件と、尾ヶ崎観光案内所ということで、まず外ヶ岡交流館のベイ・ステージについて、平成19年度からアドミニスター下田ということで、19、20、21の3年間で指定管理をしていただいているわけです。活動実績ということで、まだ19年度1年目ということで、目立った数字的に何が増えたというのはなかなかないんですが、とりあえず総入館者数、常設展示室も含めてギャラリー、特別展示室、会議室等、そういったものについて年度間で比較してみますと、18年度が40万2,000人強、19年度が41万2,000人強ということで、約1万人の入場者の増加となっております。

指定管理者になってからの、これは数字ではないんですが、自主事業ということで、今までなかったもの、それから増強してきたものということで、それを幾つか挙げさせていただきたいと思います。

まず、レンタサイクルの設置、それからエントランスホールに大型マップを作成して旧町内の連携を図ったという、これは事業報告書が出ておりますので、それに沿って説明させていただいております。自主事業として、海藻おしぼの体験事業と海の朝市などのイベント、これは従来も行っていたものなんですが、一番目立つ部分はエントランスホールのところで少し大きく定期的に始めたというようなことがあります。それから、毎年11月ですかね、商工会議所が中心となって行っております伊豆大特産市、この実行委員会に参加して共同で事業を行ったということもあります。それから、道の駅との関連商品をエントランスホール案内所で販売を始めた。それから、全国市町村振興会より販売促進として依頼されてきたジャンボ宝くじです。これについても、まだ今のところジャンボ宝くじだけですけれども、こういった販売も始めた。それから、これはアドミニスター下田に市が貸しているような形になるんですが、大型車駐車場に自動販売機の設置を行った。19年度については残念ながら大きな誇れるようなご報告はできないんですけれども、そういったことで自主事業を進めている。あと、今年、来年と、来年が3年目になりますので、また新たな事業を考えていただいているところです。その辺についてが活動実績ということになります。

それから、2点目の外ヶ岡交流館一時使用料12万4,414円の収入についてですが、これは本来営業にかかわるテナント使用料、それから交流スペース使用料、駐車場の使用料といった営業にかかわるものについては当然アドミニスターのほうの収入になっております。この12万4,000何がしかという収入については、市の所有地であるところに電柱とか、例えばN T T、東電、S H K、それから先ほど言いましたアドミニスターの自販機、それから、これ

は外になりますけれども伊豆クルーズの案内看板があるんですが、その市の土地にそういった施設を使っているということで占用料が12万4,414円という収入になっているところでございます。

それからもう一点、尾ヶ崎観光案内所の管理運営についてですが、観光協会の都合によって18、19年度からトイレ清掃業務、尾ヶ崎ウイングの管理ができなくなったということで、当初18年度については市の観光交流課のほうで直営でトイレの清掃だけ行ってきたわけですが、直営といいますか職員が直接行ってたんですけれども、19年度に、なかなか無理があるということで、賃金ということで掃除人を白浜の方お願いしていました。ただ、この方はほかのトイレも兼務しているということで、清掃業務委託、これはシルバー人材センターに2カ月間だけ、夏の7月、8月、これシルバー人材センターに2名ほどお願いをして、2カ月間だけ管理をお願いしたということで、トータルすれば53万くらいになるんですが、予算の関係上こういう形で分けさせていただいたということになっております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策関係のご質問でございます。最初に、監査の結果の分で指摘がされた袋の件でございます。未到着分の3万2,000円ということで、歳入歳出の差引額と一致しない分について遺憾であるというご指摘をいただいた件と、もう一つは、納付を確認する前に委託料を払っているというこの2点のことでございます。

まず、3万2,000円の生じた経緯につきましては、一部ドラッグストアの販売店の注文が3月28日にございまして、そしてすぐ納入をいたしました。そして、納入しまして、その後、袋代の代金の納入を催促していたわけですが、5月30日、出納閉鎖ぎりぎりになりまして、その業者から、業者自身の取引銀行へ3万2,000円が振り込まれたわけですが、ところが、市の指定銀行のほうへ振り込まれるのが、その後、土日を含んだ関係もございまして、6月3日に振り込みがされたと、こういう状況の中で、その3万2,000円の差が生じたというところの経緯でございます。また、その分に対する販売委託の支払いでございます。これにつきまして、この注文1,000枚ございまして、それをやはり催促してなかなか納入がされないもので、もう出納閉鎖も近づいてきて、もうどうしようもないという状況の中で、23日の金曜日に1,000枚で3,150円を支払ったわけでございます。

こういう会計上の流れから見ますと、この3,150円は袋代の納入があってから払うべきところでしたが、こういう状況でやむを得ずしてしまったことに対しまして、担当の

事務といたしまして、大変おわびを申し上げるところでございます。

今後は、今年の3月は月2回の注文を受けていますが、1回の最初の3月の初めだけの注文を受けるだけにしまして、後半の分については来年回しということで対応をしていきたいと、こういうように思っております。大変に申しわけありませんでした。

それから、袋の歳入歳出の部分でございます。主要な成果のほうにもお示ししてありますが、袋は30リットルが33万9,000枚、45リットルが80万8,200枚、75リットルが16万3,600枚、合わせて1,310万800枚を使用していただきました。これに対しまして、3,920万6,000円の収入がございまして、それに袋代と販売店への販売手数料があります。これが合わせて1,771万3,689円でございます。差し引きますと売却の純益といたしまして2,149万2,311円の純収入となっているものでございます。

それから、カドミの問題でございますが、平成18年の4月に供用を開始したわけですが、その後、このカドミの数値につきまして、ずっと測定をしているところでございますが、なかなか基準を下回る数値が出ない、また季節的な変動等いろいろ考慮もありましたが、原因というものはなかなかつかめない状況もあります。また、それを下げる方法として下水道汚泥とか助燃剤とか、また炭化物を肥料に副資材として使うとか、いろんな方法を検討してきたところでございますが、最終的に低温にして温度を下げるということの方法で何とかこの基準を下回る対策ができるのではないかとということで、通常650度の設計でございまして、400度という、200度下げる方法が可能な状況が生まれてきました。そういう中で、試験的に下げて測定をしたところ、2回ともそれを下回る、3.0以下を下回る、そういう今数値が得られておりまして、この方法を使って施設をちょっと改造していく中で進めていくということで、今議会のほうとも、8月議会がありまして、ご報告させていただきまして、議会と連携をとりながら、今後解決方法へ向けて鋭意努力していきたいと、またいつているという状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（清水裕三君） それでは、旧伊豆つくし学園組合の清算事業についてのご質問ですけれども、監査委員は地方自治法210条の予算総計主義に反しているじゃないかというご意見ですけれども、平成19年3月31日につくし学園が解散いたしまして、下田市が事務を承継いたしました。そのときに、平成19年3月31日現在の歳計現金の剰余金として1,963万9,490円、雑入のほうで受けております。それから、伊豆つくし学園組合の未収金、主要

な施策の成果の101ページをご覧くださいませか。その中のつくし学園組合の措置費とか利用者負担受入金、こういうもろもろの収入、そのほかに1,047万4,588円収入いたしまして、収入合計といたしまして3,011万4,078円、それからつくし学園の未払い金関係、それとその事務による人件費を支払いまして、実質的に2,478万1,662円が残額、残ったわけです。この金額を1市5町での負担割合で計算しまして、5町につきましては返還金でお返ししました。下田については、下田市があくまで承継しまして、下田市の事務になりまして、下田市の一般会計のほうに計上されておりますので、下田市の一般会計から下田市の一般会計へと返すわけにいかないもので、それは不自然な処理だということで、下田市の取り分につきましては、歳入歳出の差額ということで694万5,819円、要するにこの金額がわかりにくいというのが監査委員さんのほうの指摘です。ですけれども、一般会計は一般会計ですから、申しわけないけれども、やりようがないわけです。主要な施策の成果に載せることによって処理をしたわけですけれども、ここがわかりにくいというのがご指摘です。前回の計算センターも下田市が承継したわけですけれども、丸きり同じやり方で処理をされています。それと、県の自治財政室のほうへこの処理についてどうだということで意見を求めたんですけれども、これは事務上問題ないという回答ももらっています。それで、平成20年3月31日に島田市・北榛原地区衛生消防組合ですか、そこが解散しまして、島田市と川根本町が事務を承継していますが、丸きり同じ、下田と同じやり方をしているという回答を得ております。確かにわかりにくいですね。1,900万もらって、下田の取り分が690万。ですけれども、210条に抵触するという考えは持っておりません。ということです。

それともう一つ、ちょっと順番が変わりますけれども、ほのぼの福祉基金の用途ですけれども、同じく主要な施策の成果の107ページを見てくれますか。社会福祉協議会への補助金400万、昨年も400万で平成19年度も400万です。それと、1110番事業の精神障害者共同作業所運営費負担金、精神障害者医療費扶助費、これも18年度も300万、19年度も300万ということです。それで、1200番事業の地域福祉活動センター事業補助金、これに300万、合わせて1,000万がこういう用途となっております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 建設課関係でございます。

1点目が、下田高校の交通対策の効果の関係でございますけれども、歩行者の方からは、歩きやすくなった。車を運転する方からは、気を使うようになった、走りにくくなった。河

内の一市民からは、下田中学校の前も早くやってほしいよというような声。それから先日、先週の11日、木曜日なんですけれども、下田土木事務所長と下田高生のゆずりあいプランの成果に関する意見交換会がございました。学校からは教頭先生と生徒課の先生なんですけれども、生徒は5名ということで参加した方少ないんですけれども、建設課も同席を担当がさせていただきます。その中で、生徒の方は、歩行空間は広くなって歩きやすくなったよと。だけれども、ちょっと車のマナーがというような発言がございます。それから、段差が解消されて非常に歩きやすくなったと。あと、これはいずれも県道を中心とした境界でございます。基本的には譲り合いという形で歩行者優先という施策でしたので、効果が上がっているのかなという判断をしております。

2点目に、丸山住宅とうつぎ原住宅の解体の関係でございますけれども、うつぎ原住宅が11戸あったのを9戸にしまして2戸解体をさせていただきます。現在その中で5戸入居しております。それから、丸山住宅は74戸あった住宅を5戸解体しまして、現在は69戸でございます。その中で入居しているのは42戸でございます。いずれにしましても7戸の解体したんですけれども、主たる目的が借地の整理の関係で解体をさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 大久保作品の保管状態についてご質問でございます。

ご承知のように平成12年の12月の議会で議決いただきまして、11日付で下田市の名誉市民になっていただきました。故大久保婦久子画伯、作品寄贈していただきましたのは36点ございます。大作の「山の幸、海の幸」、これを今回136万5,000円で修復しまして、現在市民文化会館の2階のロビーに展示してございます。また、この大久保先生の作品につきましては多くの方に鑑賞していただきたいという趣旨で、まず「森の朝」、あるいは「縄文の祈り」といった作品など5点を、本年4月開校いたしました下田高校の常設展示室に展示させていただきます。毎年前期、後期、10月と4月に入れかえまして、3年間で32作品の展示を予定しております。また、ほかの作品につきましては、ベイ・ステージ下田の特別収蔵庫に保管しております。

議員ご質問の保管状態につきましては、作品の修復に合わせまして、今回修復業務をお願いいたしました猪俣先生、これは大久保先生の門下生でございますが、確認していただきましたけれども、特にご指摘はございませんでした。また、当初ベイ・ステージの特別収蔵庫に保管するに当たりまして、東京の白金の松岡美術館の副館長にご意見をちょうだいしてお

ります。特に問題がないというふうなご見解を伺っているということでございます。

しかしながら、文化勲章を受賞されました非常に高名な美術家の作品、この作品を広く内外にご紹介していただくことができれば、これは非常に素晴らしいということで、そのような方法を構築することができましたら、これは下田市の文化の殿堂になることは間違いございませんので、その向きで今後模索してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（増田徳二君） 下田TMOの出資金100万円についてということでございますが、現在赤字が続いておりまして、そちらの補てんのほうで目減りしている状況でありますので、出資金が無価値にならないように努力していただくようにしていきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 健康増進課関係ですけれども、老人保健事務につきましては、今まで2名の職員が従事しておりましたが、後期高齢者医療制度への移行に伴い、2名の職員も後期高齢者医療制度事務を行っております。

老人保健の関係につきましては給付が主な業務内容でしたけれども、後期高齢者医療制度事務では保険料の徴収等も加わっております。それと、老人保健でしたら自分のところである程度給付ができましたけれども、後期高齢者になりますと、保険者があくまでも広域連合ということで、多少時間がかかっておる次第でございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、企画財政課関係につきまして2点ほどご報告させていただきます。

まず1点目の自主運行バスの関係の裁判訴訟の関係でございます。経過でございますが、議員ご案内のとおり、本件につきましては平成17年（行ウ）第12号損害賠償請求権行使請求事件ということで裁判が始まったわけでございます。この結果につきましては、静岡地裁で争われたわけでございますが、その結果、主文の中で、平成15年12月24日以前の補助金交付に係る部分は却下と。原告その他の請求いずれも棄却するというところで、結論から申し上げますと、静岡地裁の段階においては下田市のほうが勝訴しているという状況でございます。それによりまして、今回補正で成功報酬ということの計上させていただいているわけでございますが、いずれにしましても地裁の段階では勝訴ということになりましたけれども、原告

のほうはそれは承知しないということで、現在高裁のほうに控訴の手続をしているところでございます。20年3月11日に控訴状が提出され、20年4月23日に控訴理由書が提出されたというふうに聞いております。20年6月30日に控訴審が始まり、8月に原告から特別な書面を出されるのではないかなというような話までは聞いておりますが、最終的には東京高裁の判決予定日は20年10月8日ということで、今現在は静岡地裁から東京高裁のほうに舞台が移っているという状況でございます。

それから、続いて教材費のご質問でございます。議員ご指摘いただき、また鈴木敬議員からもご質問をいただきました。その際に答弁をさせていただいたところでございますが、平成19年度の決算状況では、学校の決算、要するに交付税措置の措置額は、教育費では2億4,220万5,000円ということに対して、平成19年度の教育費の決算額は2億5,324万7,000円で、充足率104.6%、1,104万2,000円が多く支出されているというような報告をさせていただいたところであります。議員は当然その辺はご承知の上で、結論からいいますと、そうはいいいつつも、教材費が交付税措置で措置をされているのにもかかわらず、実際の予算配当は12.2%の配当率になっている。逆にいえば、多少甘めに見ても逆で88%ぐらいが措置されていて、12%ぐらいほかに流用されているならともかくとして、十二、三%が措置されていて、残りの80数%の大部分がほかに流用されているのはいかがなものか。そういった意味では、具体的にどこに流用されているのかというご指摘であるだろうと、そのように思います。おっしゃるとおりそういった意味では、現実的にはそのような状態になっております。

それでは逆に、議会でも、今申し上げたとおり、当然交付税ですべての教育費なら教育事業が、財源措置ができるかということ、当然それは無理な話でございます。でありますので、やはりそういった意味で自主財源、今回の19年度決算では約44億1,800万の自主財源があり、一方依存財源の中で交付税は25億1,300万円の交付税が措置されているというところでございます。今、自主財源で全部やりくりするのは無理だから、当然交付税がそういった意味では財源補てんに一役買っているというのは、議員は十分にご承知のとおりでございます。

じゃ、逆にいいますと、教育費の交付税を算定するにおいて、交付税措置されない項目は、費目は何があるのかということになるかと思えます。その辺をちょっと雑駁ですが調べさせていただいたところ、具体的にいいますと一部特交等でも措置されている部分あるでしょうけれども、下田市として特殊要因と言えることは、児童生徒の通学費補助金、それから対外派遣、いろいろ補正でも今回問題になりますけれども、対外派遣の補助金や、それから19年度で特に交付税措置されない歳出として挙げられるのが東中の下水道の接続に関す

る受益者負担金、これらで大体1,000万ぐらい交付税措置をされない教育費の費目としてあるわけでございます。それ以外に、学校には用務員さんがおります。用務員さんというのもとりあえずは、理論上は交付税措置がされておりますが、具体的には一人当たり370万程度なんです。これの11校分ですと約4,000万ぐらいある。交付税措置されないのが。ですけれども、実態的には正規の用務員並びに臨時で配置されている用務員さんの実際の支出額は約5,000万です。差し引き約1,000万。多いところとしてはこのぐらいのものが交付税で見られていない経費としてあるわけです。そういうものは当然自主財源等々で財源措置をしなければなりません。内容的にはほとんど義務的経費といえますか、そういったものでございますので、カットするわけにはいきません。そういう状況でございます。

そういった意味では、本来交付税で見たいようなところでもできないという費目が一方ではあると。そういう状況の中で、先般の一般質問でも答弁させていただきました、下田市の財政状況が非常に厳しい状況にある。経常収支比率が約90.5%という、90%を超える状態の硬直化した財政状況だと。そういう中でやりくりをしなければならぬという状況の中で、これはもう議員からすれば、言いわけと一言言われればそれきりでございますが、やりくりをさせていただいて、交付税の部分を、教育費全体では充足しているわけですから、教育費以外に流用しているわけではございませんで、これは議員も先ほど十分ご指摘のとおりで、教育費の中で別の費目に流用させていただいているというのが実態であるというところであります。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 最初に、市税の滞納額ですが、課長答弁にありましたように、滞納対策というのは地道な努力以外にはありませんので、ただ、その成果が、監査委員の指摘があったように、いま一つ出し切れていないのかなという結果なので、引き続いてなお一層の努力をお願いいたします。

いきいき商店街の手湯、足湯は18年度で主要な施策の中に書いてあったので、これはやっぱり聞かなきゃ失礼かなと。せっかくおとしのやつを去年のほうに書いてくれたので、感謝の意味を込めてお聞きしたんだけど、実際に見ていると余り使われてはいないような僕が町中歩いているときは印象を受けるんですね。知っているからどこにあるかわかるので、観光客がそのまま歩いていて、手湯だ、足湯だという感じはないような気がするんだけど、その辺はせっかく数百万のお金を使ってやったことですから、十分活用できるように指

導のほうをお願いします。

商工会議所のやつは新聞に載って知ってびっくりした、いまだ進展はないということなんだけれども、調査そのものは50万だか60万で委託するというような記事だったと記憶しているんだけれども、その委託はやったんですかね。そのところをお聞きします。

ベイ・ステージ、アドミニスターのほうは、大きなものはないというのは、これは変な言い方だけれども、会社がない段階で指定管理に公募もせずに決めたような状態だったから、19年度に成果を出せというほうが多分無理なんだろうなという気はするけれども、せっかく指定管理者制度を使ってベイ・ステージの活用を図るということだったので、引き続いて活用をお願いしたいというのと、それからベイ・ステージの使用の幅というんですかね、用途というんですかね。道の駅にしたものの、やっぱり伊東市と比べても活用、特に1階の店舗部分も含めてお客さんを呼び込むような形のものにはまだなっていないんじゃないかなというふうに考えるんですけれども、その辺の点についてはどうなのか、再度お尋ねします。

尾ヶ崎観光案内所は、前は職員がやっていたけれども、今度頼んだよというようなことで、夏は忙しいから別の人に頼んだよというお話でしたけれども、今は職員が全くやらなくなったのかどうかということと、いろいろ無理があるにしても全くやらなきゃならなくなった理由というのをお尋ねします。

TMOのほうは赤字が出ているということなんです、現在どの程度の赤字が出ているのか、それから資本金をどの程度食いつぶして、現在資本金は幾らぐらいになっているのかお尋ねします。

ごみの収集手数料なんだけれども、ドラッグストアの注文で3月20日に納入したのが5月30日の振り込みって、2カ月も振り込みが遅れたんだけれども、これは通常は一体納入後のくらいで支払いをすることになっているのかどうか、それを1点と、それからこういう2カ月遅れた業者に対する何らかのペナルティーとか何とか、そういうものは全く考慮されていないのかどうかお尋ねします。

それから、注文が、次の指定ごみ袋販売事務委託の支払いにおいて指定金融機関から要するに金が入ってくるかどうかの確認する前に手数料のほう先に払っちゃったという、何かむちゃくちゃな話なんだけれども、これは聞いていると決算の締め日前に払わなきゃいけないといって払っちゃったよというふうな説明に聞こえたんだけれども、ここをもう一回確認したいんだけれども、代金が入っていないのに委託料払うというのは、一体何でこういうことが起きたのか、最初の答弁ではわからなかった、再度お尋ねします。

それから、監査委員から伊豆つくし学園清算事業、この答弁全くわけわからない。全くわけわからないのは、101ページですかね、伊豆つくし学園の清算事業ということで、例えば旧伊豆つくし学園組合措置費697万7,157円というのが県の負担金で入ったからということで、決算書のほうに旧伊豆つくし学園組合措置費ということで計上されているわけだよね。これは県から来たからということなんだろうけれども、この受け皿が下田市の中にあるんだよね。つまり、下田市が受けたといっても、財布としては一般会計の中にごっちゃじゃなくて、それは清算するための財布があるわけだ。大きい財布の中に小財布があるわけだ。小銭入れが。小銭入れの中で、金が入ったやつと出たやつ、これが当然記帳されて報告されなきゃいけないわけだ。監査委員が指摘した210条ですかね、これは歳入歳出の総額を報告しなきゃならんとなっているわけだ。旧伊豆つくし学園から来た金の中には、当然最終的には下田市へ返還する分も含めて歳入があったわけですよ、当然ね。幾ら返還するかわからないけれども、とにかく総額がまず入ったと。総額は入った、だけれどもこれは一般会計には入れているとは言いながらも、そこはちゃんとこういう計算ができるように、清算がわかるように小財布があるわけじゃないですか。その小財布の中に増額が入ったよと。それがみんなに返還しますよといったときに、それは下田市に幾ら返還したかということがわからなきゃ、入ってきた総額だってちゃんと記帳してないってわけだ。例えば、1,000万入って、最終的には200万をみんなで分けて、自分のところに50万残ったよという事実の動きがあるわけ。50万は自分のところに来たものだから、じゃ、歳入のほうも2,000万入ったやつを1,950万入ったことにしましょうとか、そんな会計はないんだよ。そういうのを民間ではいいかげんというんだ。

何のためにこんなことをやるかといったら、基本的にはあなた方がわかるようにやるんじゃない。市民がわかるように、議員がわかるようにやるわけだ。事務のイロハじゃないですか。そうでしょう。だから、入った金が幾らかわかりませんと。それは最終的に締めてみて、自分のところに残った金額を引いたやつが入った金額です。そんなばかな歳入はないわけで、歳出のほうだって、皆さんからお預かりして、おれの財布とは別に小財布をつくって、そこで計算して、最終的にはおれのもらう分があったと。おれのもらう分はおれが計算しているんだから、これは載せなくていいと、そんなばかな会計はないですよ。

だから、やっぱり歳入歳出は総額を載せなきゃいけないし、別途会計でやっているわけだから、一般会計の中だからといったらやれないことはないんだ。だって、預かった総額があるんだから、預かった総額そのまま書けば、当然自分のところへ来たやつは、それは載せなきゃおかしいですよ。県から来たやつは県から来たからといって、ここに乘っかっている

わけじゃないですか。697万7,157円。これだってあれでしょう、その清算金の中で、総額の中であった金なんでしょう。一旦はそこで受けた金じゃない、自分が。自分が受けた金けれども、出どころが県なら載せますよと。出どころが組合から来たら載せませんよと、こんな話にはならないわけで、ここはやっぱり210条でしたっけ、歳入の総額、歳出の総額を載せると、こういうやっぱり自治法の精神に乗ってやるのが筋だと。それは、どこのだれが、えらい人が、これでも通りますよと。これでも通りますよといったって、それでいいですよといったら、どこに自主独立の気概があるんだ、下田市としては下田市として自治法にのっとったものをやると、こういうことがやっぱり必要だろうし、やっぱりそこは市民、議会がわかるような会計処理をやるべきだろうということで、その見解を再度お尋ねします。

下田高校の校下の過程で車を運転していますと、確かに運転しづらいですよ。あの赤い色のところは車は走っちゃいけないと思うから、それ以外を走ろうとすると、実は車両の入れかえ走行ができないということですね。ただ、歩行者の人にとってみれば、自分の歩行帯部分が確保されているという意味では、歩行者優先では非常によかったのかと思うんだけど、高校生なんか、あの幅一人用じゃないですからね、当然。余裕を持っているから、3人ぐらいは並んで歩けるぐらいの距離なんだよね。だから、3人、4人で並んで走っている、歩いていっちゃうから、車を運転しているときに非常に怖い部分があるので、その辺は高校のほうに申し入れして、なるべく並列というんですかね、そういう歩行を注意してほしいというような要望を出していただきたいと思います。

丸山住宅とうつぎ原住宅については、地代のこともあるし、建物も相当老朽化しているので、引き続いて解体工事のほうを進めていただきたいと思います。

大久保婦久子さんのやつについては、実は2年ぐらい前ですかね、ベイ・ステージに見に行ったときに、大久保婦久子さんの作品を保管していくには温度の問題と湿度の問題があって、やっぱり温度管理と湿度管理をしなければいけないなんていう話をちょっと聞いたんですが、あそこの保管庫が温度管理か湿度管理かどちらか一つしかできないというような説明を当時受けた記憶があるもので、そのところが今のところで温度管理と湿度管理ができるかどうか。

それから、実際に傷み始めると、修復の業務というのは、今回136万で、やっぱり大変高額になるんですね。それを思うと、多少お金がかかっても、やっぱり保管庫をしっかりしたものにつくる必要があるんじゃないかなというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

老人保健の人員2名が後期高齢者。常識的に考えると、後期高齢者のほうが忙しいという

ことは考えづらいんですね。老人保健は自分のところで全部やっていた。一方、徴収があるといいながら、徴収の金額の計算だとか何かは、たしか広域連合のほうでみんなやって、計算とか何か全部やってきて、送付の仕事はあるのかな。送付と連絡とかはあるのかもかもしれないけれども、老人保健のときに比べれば、実務というのはあれですね、同じということはちょっと考えづらいんですがね。同じ2名の配置をそのままというのは、ちょっとどうなのかな。みんな役所の場合は業務を全部きちきち決めていくから、ひとりじゃ無理だよというのがあるのかしれないけれども、お互いに多少業務を、本当は民間なんかでは手伝ったり何たりするんだよね、それは。そのところをやれば、後期高齢者医療制度に人間2人をはりつけておくというのは、ちょっと僕、無駄とまでは言わんけれども、少し考えられたほうがいいんじゃないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 先に観光交流課のほうをお答えさせていただきます。

交流館の関係と尾ヶ崎トイレの関係ですが、最初のアドミニスターの関係については応援をしていただいたということで、この2年間、20、21といろいろこちらも提案をしながら進めていきたいと思っております。

それから、2番目の用途の問題についていろんな応用ができないかということですが、まだまだ全くかけ離れた用途で使うというのは難しい部分もありまして、なるべく制限の中でおさまるような形なんですけれども、有効に利用していきたいと考えております。例えば今年は非常に結果としていい形になったと思っておりますけれども、カジキミュージアムというものができまして、これは19年度ではありませんけれども、7月からできて、相当お子さんなどの入場が増えたということを知っております。まだ7月、8月というようなことで、はっきりした数字は、3カ月間の数字はトータルできておりませんが、7月の中旬と8月については非常に倍ぐらいになったというような報告は受けております。

それと、19年度の途中でお話があったんですが、これは残念ながら断念したんですけれども、ギャラリー、観光協会の前にありますウッドデッキの反対側にギャラリーというのがございますよね。今、民宿組合が入っておりますけれども。あそこが、土日については多少利用があるんですが、なかなか利用率が低いということで、1軒、具体的にはお名前はだめになったものですから言いにくいところなんですけど、おそば屋さんが打診がありまして、ギャラリーもしくは自動販売機のあたりを、おそば屋さん、立ち食いそばというんですかね、そ

ういったものつくりたいというお話がありました。ただ、残念ながらそこは水回りが、水道の細い蛇口が1本あるだけで、営業にはなかなか難しいと。建物の改修が必要になってくるというようなことで、費用的な問題もありまして、残念ながら、非常に期待していたんですけども、残念ながら一旦だめということになりました。そういったいろんな検討をしていきたいと思いますけれども、申し出があればそれを真剣に考えていくというようなことで、用途は制限の中での、まだまだできて10年たっていない施設ですので、いろんな補助金の問題とか制限ありますが、なるべくいろんな有効に利用できるように活用していきたいと思います。

それから、アドミニスター下田そのものについて、先ほどの引き続き活用してほしいということだったんですが、いろんな事業ができるようになっておりますので、その辺もこちらから提案をしながら、毎月1回アドミニスター下田の役員会がございますので、そういったところにも出席を、今まで私たちも全然出席していなかったものですから、そういうときに出席させていただいて、いろんな提案をしていきたいなというふうに考えております。例えば、旅行業の問題とかいろいろ可能性もありますので、資格を持った人間を雇うのではなくて、中の人間を例えばとらせるとか、そういった提案もしていければなというふうに考えております。

それからもう一点、尾ヶ崎トイレの関係ですが、これは職員が全くやらなくなった理由ということでよろしいですか。これについては、18年度6月末で観光協会が突然といたしますか、できなくなったということで、返されたわけです。そういうことで、いろいろ方策を考えたんですが、なかなか掃除をしていただく方は見つからないし、全体的な事業の中でもあそこを利用して営業していただく方もなかなかうまく見つからなかったということで、暫定的ですけども、とりあえず18年度は職員がやむを得ず仕事の時間を割いて、尾ヶ崎かなり遠いところなものですから、半日ぐらいかかっちゃうんですね。そういうことで、かなり支障が出てきたんです、通常業務に。何とか18年度は交代でやってきたんですけども、19年度からちょっとさすがに厳しいということで、人数が大分減っているということもありますし、厳しいということで何とか探していたところ、白浜の方がやっていただけということで、それで4月から掃除人という形なんですけれども、ほかの白浜のトイレも何件かやっている方なので、夏については先ほど申しましたようにシルバー人材センターで1カ月間だけお願いしたという、そういう状況で人を19年度についてはお願いしたということです。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

産業振興課長（増田徳二君） 手湯、足湯につきましては、余り使われていないということですが、商店街の方の感想なんですけれども、これは特に手湯のほうは使われているという感想を持っているそうです。

それと、商工会議所の件につきましては、調査は開始されております。

それと、TMOの関係ですが、数年の赤字補てんで40万円ほど補てんされていまして、現在60万円ぐらいということで聞いております。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（増田徳二君） 出資金100万円に対して赤字40万円補てんですので。

〔発言する者あり〕

産業振興課長（増田徳二君） 申しわけありません。総額についてはちょっと資料がなかったもので。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） ごみ袋の手数料の件でございます。1つは、納品後どのくらいの期間で販売店が支払いをするのかというご質問、これは納品のあった翌月の末日までということになっております。先ほど答弁をいたしました、注文が28日で納品を31日にしておりまして、4月中に払っていただくという、末日ということになるわけでございます、5月いっぱいには納金となったわけです。ということで、ペナルティーという部分におきましては、契約の解除ということがうたわれております。

それと、先に払ってしまった理由ということで、先ほどもご説明申し上げましたが、原則は袋代が納金されてからということでございます。年度末が、出納閉鎖ということも間近に迫っておりまして、どうしても払っておかなければならないというこちらの関係者の判断もありまして、5月23日に支払ってしまったものでございます。その点については、先ほども申し上げましたけれども、大変申しわけなく思っているところでございます。今後また気をつけていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 大久保先生の作品の保存の関係です。この件につきましては、大久保先生の作品をご寄贈いただくに当たりまして、平成14年1月でございますが、関係者から展示場所とか保管場所について問題はないかという、そのとき特にご指摘をいただいたのが、塩害についてどうなのかということでございます。これにつきましては、塩害の心配は

ないということと、それからセキュリティ、あるいは室温管理ですね、そういったものを考慮しますと、現在の下田市においては一番ベストな保管場所であろうということでご理解いただいております。さらに平成16年に、大久保先生の関係者でつくります大久保会というのがございまして、その方たちと一緒に保管場所を見学させていただいております。その折に、湿度管理はしていないけれども、24時間温度管理をしているので、この場所で現在は一番の最適な場所だろうということでご理解いただきました。その後、一般質問の中でもいろいろご指摘を受けまして、保管場所をちゃんとつくるべきだというようなご指摘もちょうだいしております。これにつきましては、今後、美術工芸品の収蔵、あるいは展示する施設を用意する必要があるのではないかという答弁をさせていただいておりますので、今後そういった形で模索をしてみたいということでございます。よろしく申し上げます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（清水裕三君） つくし学園の清算事業のことですが、下田市の取り分がわかるようにするには、つくし学園のこの予算の場合は清算事業のほう、1721番事業のほうの返還金のほうへと下田市の取り分を乗せて、それで払い出す。それで、それをまた下田市の一般会計で受ける。こういう方法しかないわけですよ。下田市の一般会計から下田市の一般会計へ繰り出すというのはすごく不自然な会計処理だという、そのような判断をしてそのような処理になっているわけです。ですから、やってみなきゃわからないという話じゃなくて、何か不自然だろうという、そういう見解でもってこのような処理になっているわけです。もしこれが、わかりやすくするために返還金の中に下田市の一般会計で払うものをここへ乗っけてもいいというふうなことで確認がとれれば、そのほうが私もわかりやすいとは思いますが。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） ありますよ、だから。それは1,900万が乗っているわけです。

〔発言する者あり〕

福祉事務所長（清水裕三君） 入っていますけど、それはあくまで歳計現金の継承した金。それに差し引きをして最終的に2,400万残ったわけですけども、同じようなものに見えますけれども、意味が多少違うような気がするわけですね。本来そこで括弧書きで下田市の取り分幾らと書ければわかりやすいのかなという気はしましたけど。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 再質問でまたお願いします。

福祉事務所長（清水裕三君） いずれにしても下田市の事務になってしまったわけです。一

一般会計の中に入ってしまった。特別会計でやればそれはすごくわかりやすいですけども、特別会計をつくるような事業でございませぬので、特別会計でやって収支をして、それで残ったのを他会計へと繰り出します。これが一番わかりやすいですね。だけれども、それができないもので、一般会計で受けてしまっていますので、ですから下田市の予算の中に下田市に対する返還金を乗せるのがいいのかどうかという論議なんです。その辺なんです。それができるといふことであれば、それはまた一般会計でよけて、その分を特にやれば、その分予算上は膨らみますけれども、わかりやすいのはわかりやすいと思う。それができないと判断してこの決算になっておりますけれども、その辺でご理解をいただきたい。もしできるといふことであれば、そうやったほうが私もわかりやすいと思います。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 老人保健の関係の事務職員の関係ですけども、とりあえず伊藤議員がおっしゃるように、軌道に乗っていけば2人だと余裕かなという感じはありますけれども、ただ、今広域連合のほうも今年スタートしたばかり、それからうちのほうの職員というんですかね、市のほうの受け口もそのような状態。それから、それに伴う電算システム、それらもすべて新しいものだということですね。それに加えて、特別徴収から普通徴収にすることができるよというような年度途中の変更ですね。それがありますと今手いっぱいになっています。ただ、将来的には、2年後とか3年後ですね、そのころになれば当然1.5人とかその辺の計算にはできると思います。ただ、今は過渡期ですので、すみません、2人で手いっぱいな状況になっております。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 老人保健のほうは今すぐ、当然後期高齢者の医療制度発足したばかりだし、その医療制度もあれこれ目移りしているような状態なので、現状では2名必要というのは理解できるんですが、将来的には仕事のやりくり、課によっては人手が足りないというような課も分散しますので、大分なれてきたところでもう一度配置の見直しのほうお願いしたいと思います。

旧伊豆つくし学園のやつは、要は今やっているやつが明らかに違法だとは思わないけれども、より望ましいのは、やっぱり歳入の総額、歳出の総額を計上するのがやっぱり望ましいんだと思う。それで、できないことはないと思うので、もう一度やっちゃいけない、総額を計上することはやっちゃいけないのかどうか確認してもらって、監査委員の指摘もある

ので、ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、外ヶ岡の交流館、先ほど再質問忘れちゃったんですけども、やっぱりこの一時使用料という表現だと、説明を聞くとどちらかといえば占用料が入ったよと。だけど、この表現としては使用料というと非常に紛らわしい。使用料は指定管理者に入るという理解をしていますので、やっぱり市民、議員がわかりやすい表現をする必要あるんだろうと思いますよ。占用料であれば占用料なり何なりという、外ヶ岡の一時使用料という、指定管理者のいわゆる使用料というような、説明によれば誤解になるんだろうけれども、誤解が生じやすいような表示方法だと思うので、そこは直していただきたいと思う。

尾ヶ崎の観光案内は、白浜の方、10カ月で40万4,000円、2カ月で13万3,000円、夏は忙しいとは思うけど、非常に何かバランスが悪いというか、シルバーさん高いんじゃない。高くないですかね。2カ月で月6万幾ら。夏だから毎日行っているからなのかな。ちょっと白浜の人に頼んでいる価格とシルバーさんの価格、ちょっと何かバランスが悪いような感じがするので、これはどうなんですかね。ちょっと見解をください。

TMOについては、やっぱり総額がわからないというようなことではまずいので、今すぐは無理にしても後で結構なので、全体の赤字が幾らになっているのかと。出資金、残高、資本金は幾らの繰り越し、損失は幾らになっているか、こういう報告をいただきたいと思います。その上でやっぱり出資金100万円をいかに確保するかというようなことで、残高が100万以上あれば返してもらいたいなという気持ちがないわけじゃないけれども、そこまでは言わないですけども、後で報告をお願いします。

教育費のほうなんですけど、交付税措置をされていない児童通学費、対外旅行、それから用務員さん、これは下田市の施策でやっているわけであれば、当然自主財源なり何なりで行うということが当然前提条件であって、ほかで、例えば教材費については、教材費これだけ必要でしょうということで国から交付税として来るわけですよ。先ほど言いましたように、地方自治の原則からいけば、それをそのまま使わなきゃいかんということは、それはなくてもいいでしょう。だが、8割、9割を使うというのは、これは論外で、それは交付税制度そのものに対する下田市の挑戦じゃないかなと思うんだけど、そういう挑戦はぜひやめていただいて、国はこれだけ必要だからこれだけくれますよと言ったら、せめて8割や9割は使うと、そういうことでしかるべきで、下田市の政策としてやるべきものは当然下田市が自主の裁量と自主財源でやっぱりやるということでやっていただきたいなと。特に本当に教育現場は、僕は疲れ果てていると思いますよ。予算がないのに要望は多いし、田坂議員の質問に

もあったけれども、楽器もなくて親が出すという、本当にありがたいやら情けないやらで、本当に現場苦労していると思いますよ。福田総理の言葉をかりれば、もうかわいそうなぐらい努力しているわけですよ。ということで、ぜひそのところの教材費についてはもうご一考をお願いしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 今教材費の件につきまして再質問いただきましたが、申しわけございません、教材費に入る前に、先ほどの自主運行バスの関係で、いわゆる静岡地裁の関係については全面勝訴ということで、成功報酬を、私があれを言い間違えた、補正で言ったかもしれませんが、これ決算で既に乗っかっておりますので、ご承知ください。それは訂正させていただきます。

続いては教育費の関係でございますが、確かにそういった意味では国の制度、交付税制度の性格からいえば、議員の議論も当然正論であろうかと思えます。ただ、先ほど来申し上げたとおり、我々下田市の財政状況非常に厳しい中で、自主財源の中では非常に、例えばの話、考え方を換えれば、交付税が一つの交付税単位のものとして、逆にいうと特定財源ですよ、特定財源のような形で考えてしまえば、教材費は教材費で当然それは100%予算措置すべきだという論理になるかと思うんですね。そういうものではなくて、そういった意味では交付税も一般財源化していろいろ活用させていただいているのは事実のことでございます。そういう状況の中で、先ほど来申し上げたとおり、何遍も申し上げますが、下田市の財政状況かなり厳しい状況で、自主財源を確保するのが難しい状況であるのは事実であります。それ以上に現場の要望もそれなりに高まってきている状況でございますので、その中で精査をしていかなければならない。

そういう中では、やはり、何遍も申し上げますが、教育費全体としては、先ほど言った政策的に必要なものは当然自主財源等で対応しているのは事実なんです、自主財源だけではとても賄い切れないと。そういう意味でいえば、交付税も一般財源の中で活用させていただくと。その中で、教材費が、じゃ、12.2%しか配当されないのはいかなものかと言われると、それはそのとおりであります、これを100%教材費は教材費としてはりつけるというのは、今の下田市の財政状況ではとても無理でございますので、逆にいいますと、いわゆる教育費は教育費として交付税措置されているのは理論上の数値でありまして、現実には別のものなんです。だから現実の交付税措置額と決算額は乖離が出てきて、その不足額は自主財源で補うということになるわけでございますが、そういう状況の中で、できるだけ努力はし

ていきますが、逆にいうと原課といいますか、一例をとればここは教育委員会になるわけですが、教育委員会の運営も一つの合理的な行財政運営の視点に立って予算の組み立てをお願いするのがまた我々の一方では立場でありますので、その辺も一方ではお願いしつつ、そして議員もご承知のとおり、毎年当初予算を編成するに当たっては、そういう意味で教育費については特段の配慮ということで特別に増額の予算措置をした経緯も確かにあったかと思えます。そういうようなことで、ケースバスターでこれからは対応していきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 伊藤議員の再質問ということで、先ほどのベイ・ステージ、外ヶ岡交流館の一時使用料、これについては現状確かに電柱占用料というようなことなんです。従来からこの一時使用料の中でほかのものは全部入っていましたので、そのまま残したというのが実態のところなんです。そういうことで、ただ、占用だけじゃなくて、今後一時使用的な名称でといいますか、実際目的外使用とかあり得ますので、この辺ちょっと適切な名前を考えてみたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

それから、尾ヶ崎トイレについては、先ほどご質問のように、ちょっと単価等細かいものは今手持ちがないんですが、基本的に夏は毎日ということではやっていただきました。そのほかの10カ月、もちろん繁忙期というんですか、連休のときとかそういうことについては毎日やっていただいたんですが、基本的には賃金の部分は週4回、土日が連続ということで、回数の問題が当然ございます。その辺が一番大きな理由で差が出ていると。単価的に、ちょっと今あれなんです、全体的に10カ月で40万ですから、約4万円、月4万ですね。7月、8月については6万五、六千円ということで、その辺については回数ということでご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 3番。最後です。

3番（伊藤英雄君） ごみ手数料なんです、翌月納品のやつが翌々月に代金の支払いがあったよということで、丸きり1カ月遅れたと。もちろん督促はされていたこととは思いますが、ペナルティーは契約の解除があるというんですが、これは契約の解除を検討されたんですかね。やっぱり、契約の解除がいいのか悪いのかわからないけれども、お金が入っていないのに委託料を払ったというのもそうだけれども、全体としてやっぱりちょっと締まってないというか、たるんでるとまで言うのも悪いかもしれないけれども、そこはやっぱり業者へも

そうだけれども、自分自身のほうにもやっぱりこれは、もうちょっと厳しくやってもらいたいですね。これ、たまたま決算だからこうやって表へ出たけど、これ決算に絡まなきゃ3カ月も4カ月も遅れているケースはないのかどうかね。たまたま決算に絡んだからわかっただけでね。やっぱりルールはルールで払ってもらわなきゃならないし、払ってくれないところと取り引きする理由はないわけだから。そこはそういうことがあったのをほかに、このドラッグストア以外にもそういうところがあったのかどうか。やっぱり払ってくれないところと取り引きする理由はないわけですが、そのところはきっちりしていただきたい。

それから、決算で払うべきものが払われていないとまずいから払ったって、もらわなきゃいけないものをもらっていないほうはどうするんだということになるわけです。これ自分の会社か何かだったらあり得ないでしょう。代金もらっていないのに手数料払うなんて。こんなばかなことが、それは変な言い方、心構えというのかな、仕事に対する心構えというか、職員に対する教育問題だと思うんだよね。市長、この辺は市長にお尋ねしたほうがいいんじゃないかと。市長、代金が来ないのに手数料払ったなんて、こんなばかな話があつていいのかと。代金が来なきゃ委託料は払う必要はないんじゃないの。払う必要がないものを払ったということになれば、理屈だけでいえば大変なことなわけですよ、これは。払う必要がないわけだから。代金が来てないものを、そんなもの払う必要はないものを払ったということ。だから、そこまで厳密に重箱の隅をつつくように言いたくはないけれども、やっぱり3万2,000円の未達で、入金も2カ月遅れの入金があつたということとか重ね合わせますと、やっぱり入金確認後払うという常識が守られなかったということについて、市長の見解を最後にお尋ねしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

市長（石井直樹君） ご指摘のとおりだと思います。決算ということで払うものを払ったけれども、受け入れるものが入っていないということにつきましては、当然のことながら払う段階で受け入れをしっかりとしてから払うというのが原則でございますので、今後このようなことがないように厳重に今回反省して注意をしたいと思います。

議長（増田 清君） 最後。

3番（伊藤英雄君） 企画財政課長のご苦労はわかる。しかしながら、金がないといえ、みんな水戸黄門じゃないんですよ。やっぱり今期2億、歳入歳出差引残額2億7,663万1,264円、平成19年お金が残りました。材料費はたしか1,000万に対して100万だから七、八百万の話だと思うんですね。七、八百万のお金がないないという答弁いただいた。しかしながら、

歳入歳出差引残額 2 億7,663万1,264円。単年度主義、今年入ったお金は今年使い切る、これ基本的な原則だと思ふんですけれども、答弁要りませんが、よくよくご配慮の上ご英断お願いして質問を終わります。

議長（増田 清君） これで、3 番 伊藤英雄君の質問を終わります。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 2 時 1 7 分休憩

午後 2 時 2 7 分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第 1 号の質疑を続けます。

質疑はありませんか。

9 番。

9 番（増田榮策君） 伊藤議員の質問と多少重複いたしますが、ちょっと観点を変えて質問させていただきます。

まず、この一般会計の全体で収入未済額含めまして約10億円の滞納あるわけでございますが、収入未済額で約 8 億8,900万円、約9,000万円近く、市税でこれも約9,000万円近く、負担金、分担金、使用料、財産収入、諸収入合わせましてかなりの額に上るわけでございますが、この中で市税の不納欠損が約6,290万円、市税では約6,004万円余りあるわけですが、これを細かく分析いたしますと、市民税の個人で約1,876万円ほど増加しているわけです。分担金、負担金でいいますと不納欠損が約285万円、収入未済額で674万円、さらにこれを見ますと、特に保育所の保育料、これが不納欠損、収入未済額合わせて約1,000万円。かなり一般の人との格差が広がっているのじゃないかなと。新聞等でも、各自治体の保育園の給食費とかこれらに関しまして、増える傾向にあると。各自治体でもこれらの危機感を感じてかなりの努力をしているところでございますが、下田市でも未済額674万円、これは食い逃げといえますか、払わないでそのままということになりますと、一般の方との格差が出ているのではないかと、この対策をどのようにとり、また今後どのような処理をされていくのかお尋ねいたします。

それから、同じこの滞納の中で、市営住宅、これも約131万円ほどあるわけでございますが、これらも市営住宅の場合は、入居に際しては、私は以前保証人をとるべきだということをおっしゃったわけでございますが、入居の際に保証人をとって、それらに対する防止対策を考え

るべきではないのかなと、この辺のところについて、かなり額が最近はまだ横ばい状態になっているのじゃないのかなと、こういうふうに思いますので、その辺の当局のお考えをお聞きいたします。

それから、毎年聞いているんですが、災害援助資金の貸付金約776万円、収入未済額がありますが、これらは災害について、困るということで、援助として貸し付けるわけですが、こういうものもかなり問題になっているのではないかなと。普通の金融機関であれば担保または保証人等をつけるんですが、これらの点についても今後考える必要があるのではないのかなと思いますので、当局のお考えをお聞きいたします。

それから、急傾斜地の地域の崩壊対策事業ですが、これは予算書見ますと何カ所かの急傾斜地を工事をしているところですが、これは一応受益者の負担金ということにはなっているんですが、実際のところは寄附金で処理しているわけなんです。分担金でありながら寄附金で処理するというのもいかなものかなと。過去においては、この寄附金も分担金も払わないよと言って、ほかの受益者が払っている例もあるわけですが、これらの件について、分担金、負担金、寄附金の明確さをするために条例をつくるべきではないのかなと、こういうふうに思いますので、当局のお考えはいかがかお伺いいたします。

それから、ベイ・ステージの問題がアドミニスターの管理の問題で出ましたが、このベイ・ステージの2階の貸し店舗といいますか貸部屋で民宿組合が下をあけてくれということで2階へ移動したわけですが、昨年からずっと言い続けているんですが、この民宿組合の空調の吸込口が、下の店舗の魚を扱うところに近いということで、非常に魚のにおいが部屋の中に充満して不快を感じて、中で働く人も大変なわけなんです。これは当局へ言い続けて、それらの現場を見に行っていたいはありますが、この対策をやはり店子と家主の関係からおいたら、放置すること自体が私はおかしいんじゃないのかなと。抜本的な予算を組んだ対策をとるべきではないのかなと、こういうふうに思います。しかも、あそこへ入って使おうとしても、あの空調の機械を回しますと魚のにおいがするわけですから、仮にほかの店舗が入ったとしても、この問題は必ず再燃すると思うんです。その点について、当局は予算がないないと言うのではなく、やはりこの点を改良すべきではないのかなと思いますので、その点のお考えをお聞きいたします。

それから、最近でございますが、職員の方で病気で急に2人ばかり倒れたわけですが、それほどの年齢もいってない方だと思います。過去に下田市役所では過労死の問題がありまして、かなりいろいろと問題が提起されたわけですが、やはり職員の健康管

理というものにおきまして、職場での労働中に万一倒れて大きな問題に発展しますと、やはり社会的にも大きな問題になりますので、職員の健康管理について、今相当数の人間がメタボで苦しんでいる状態ですので、その健康管理について抜本的にもう少しする必要があるのではないのかなと、こういうふうに思いますので、その辺のところをお聞きいたします。

もう一点お聞きいたしますが、インターネット情報の発信、当初予算では約180万円とっているわけですが、このインターネットの情報発信は180万円で本当に効果が出ているのかなという形で私はちょっと疑問を投げかけるわけですが、私も仕事の関係であるドメインをとりまして、いろいろ調べましたら、やはりいいものは一日アクセス何百件も来ているわけですね。それから、中身を頻繁に変えてPRしている自治体もあるわけです。そういう意味では、下田のこのインターネットの情報の発信というのは、余りにもインターネットの軽視といえますか、余りにも考え方が安易な考え方ではないのかなと、こういう気がするわけですが、このインターネットの専門的な知識を持った者がそういった係にいるかどうか、その辺のところを含めてお伺いいたします。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） ただいま保育料の滞納についてご質問ございましたので、お答えしたいと思います。

平成18年度末、滞納繰越と言われるもの、平成14年から18年度まで、この5年間の分で1,103万8,800円ございました。それに対しまして、この19年度中、250万5,500円を徴収しております。残った853万3,000円、それに19年度中の現年分の徴収漏れ、これが105万5,400円ございまして、19年度で欠損処分した285万8,000円を引きますと672万5,600円というふうなことになるまいります。本当に滞納を大きく減らすことがなかなかできなくて大変申しわけないというふうに思っているわけなんです、これに対してはやはりこまめに督促をしていくというようなことで、できるだけ実際に我々も行く、そして園長先生からもお願いするというような形で納めていただいているのが現状でございます。やはり滞納を次に残さないというようなことで、現年の滞納を少なくしていくというのがやはり第一じゃないかなというふうに思っております。

そして、やはり保育料を滞納している方につきましては、市税等の滞納と重なっている部分が多くて、なかなか収入に対して、税ですとか保育料というものが双方とも十分に納められないという現状の方が多いというふうな認識をしております。

いずれにいたしましても、分割でも、卒園してからでも分割して納めていただくような方法をとっているわけでございますもので、できるだけ完納した方と不公平感が残らないような徴収を今後も努力してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 市営住宅における滞納対策ということで、その中でも保証人に対する対応はどうかということでご質問ですけれども、当然本人、目いっぱいお話しするんですけれども、なかなか解決できない場合には、保証人にもお話しはさせていただいております。そうはいつでも現実的にはなかなかうまくいかないということで、最も今滞納者の中で効果をあらわしているのが、勤めている方で会社の協力を得て給料から少しずつ納めていただいているという方策をとらせております。ほかにも勤めている方がおりますので、具体的にはそういった方策で双方の協力を得られないとなかなか解決には難しいのかなということで、そちらのほうに力を入れようかというふうに考えております。

次に、2点目の急傾斜の負担金条例をつくるべきではないかというお話につきましては、たしか以前にもそのようなお話があったかと思えます。急傾斜事業につきましては、議員さんも十分ご存じだと思うんですけれども、それぞれの地区におきまして事業の負担と申しますか、山の急傾斜地の持主が、危ないから、じゃ、自分が参加してやるよとか、逆に急傾斜地を持っている方ではなくて、下に住んでいる方々が自分たちの身を守るためにやりたいとか、地区、地区によって全く事情が異なっています。それに伴いまして負担方法も地区、地区によって異なっております。それを明確に負担金条例で一律化すべきではないかというお話なんですけれども、現時点の中では、地域の実情を酌んだ中で、地区、地区の負担が望ましいだろうと。ただ、じゃ、その地区、地区の負担はしっかりとどういう形で負担区分けているのかは明確にしておく必要があるということで、地区、地区の負担分はそれぞれわかりやすく事業参加者に、皆さんが話し合いで決まったので、こういう負担割合ですという通知、あるいはこちらの関係書類はしっかりしておきたいと。そのような方向が現時点では望ましいんじゃないかと、そのように判断しております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

福祉事務所長（清水裕三君） 災害援護資金の関係です。災害援護資金と災害復興資金がございまして、両方とも保証人がついております。災害復興資金のほうは平成19年度に155万

9,000円償還してもらったんですけれども、これは保証人から返してもらった分です。それで、援護資金のほうですが、死亡してしまった人が2人、あと行方不明が2人で、あと困難だというのが3人おります。それで、本来保証人に行けばいいんですが、保証人も亡くなった人が2人、それで行方不明が2人とか。古いもので。それで、援護資金のほうで毎年払ってもらっているのは、保証人ではなくて、家族に毎年、年金もらうたび1万円ずつ払ってもらっているのが現状です。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 観光交流課の関係で1件、ベイ・ステージのギャラリーのにおいの関係なんですけど、これは昨年2回ほどご質問いただいて、私たちも現場へ行きまして、アドミニスターの人間や、いろいろ相談させていただいたところです。前回のご質問の中でお答えして、なかなか抜本的な、構造的な問題もありまして、空気取入口が、たまたま今みやげ物屋が入っているところ、それから食堂があるところということで、複合臭のような形ですね、いろんなものにおいが混じった形で上へ上がってきている。そこから空気を取り入れざるを得ないというような状況の中で起こっている現象だと思います。

最初、においをとるエアフィルターとかそういったものをつけようとかいう話もあったんですが、なかなかそれだと根本的にいかないだろうと。今現状は空気清浄機とかそういったものを置いていただいたりとか、においの脱臭装置ですか、そういったものを置いてやっていただいているようなもので、基本的にはそのやり方は一時的にしかあれなんですけれども、正式にはまだ見積もりはとっていないんですけれども、恐らく1,000万円に近いような金額がかかるのではないかなと。本当に構造上の問題なものですから、なかなか議員ご希望のお答えができないので申しわけないと思っていますけれども、当面何とかやりくりをしていただくしかないのかなと。3つギャラリーがありまして、そのうちの2つがそういう構造になっていますので、1つはたまたま違うところから取り入れるということで、においが幸いそこはないです。3つのうち1つはないということで、民宿組合さんに移動してくださいと言っても、端のほうへ行ってしまうので、なかなか難しいと思います。

今後、いろいろ考えてはいきたいと思いますが、どうしても費用的なものがやはり一番ネックになりまして、いろいろ検討させていただきたい、継続して検討させていただきたいと思います。当面何とかしのいでいただいて、その間にいろいろアドミニスターのほうとも相談したり、私たちのほうで、根本的な問題ですので、市の問題ととらえておりますけれど

も、なかなかここで、じゃ、直しますというようなことも答弁できないことは申しわけないと思いますけれども、何とかいろいろ考えてはみたいと思いますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 職員の健康の問題につきましてご質問でございますけれども、確かに議員ご質問の中にごございましたように、心身の故障によりまして長期に病気休暇をとって、あるいは分限休職している職員がございます。職員の健康管理を含めまして、福利厚生につきましては、地方公務員法の第42条に位置づけられておりまして、これに基づきまして健康管理やっております、主要な施策の成果の54ページ、それから63ページに福利厚生の状況、それから委託の状況が記載してございます。この職員の健康問題につきましては、ここに記載してあるとおり定期的な検査をしておりますけれども、なかなか受診をしていない職員も見受けられるということで、この受診率の向上に努めているところでございます。

また一方、これとは別に人間ドックも、1泊2日の人間ドック、あるいは脳ドック、それから日帰り一日ドックとございます。この人間ドックにつきましては、1泊2日の場合には自己負担の1万7,000円、脳ドックの場合1万5,000円、それから日帰りドックの場合には1万1,000円、下田市の職員互助会のほうから助成をしております。こういった人間ドックをこれから積極的に利用していただきまして、自分の健康は自ら守っていくと、そういう意識をさらに喚起していただきたいというふうに思っております。

また、ご承知のように、特定健診という中で、今年度から検査項目が非常に細分化されております。こういった検査内容につきましても、いろいろ分析をする中で、今後とも職員の健康管理に対しましては留意してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） インターネットの専門職はいるかどうか。

総務課長（糸賀秀穂君） インターネットの情報発信の関係でございますけれども、これは決算書の84ページ、総務費、総務管理費の175事業のインターネットの情報発信事業でございます。決算額178万580円でございますが、この内容につきましては、記載のとおり、ホームページのサーバーの管理業務委託、これ104万3,280円で、内容はサーバーのシステム支援、あるいはサポート、それから運用サポートのシステムの保守とかソフトウェアの保守、さらにサーバーの保守業務ということで73万800円、これが主なものでございます。情報の発信というソフト的なものではなくて、ハードの部分での決算でございます。

ホームページにつきましては、これは職員がそれぞれの課の中で日々更新している状況でございます。前はこのホームページが更新されていなくて、非常に陳腐化しているというご批判を受けました。それを踏まえまして、今各課の職員には常に新しい情報をホームページに載せるようにということでお願いしておりまして、かなりの情報が集積されているところでございます。また、アクセスもかなりの量があるということで、一定の効果は発揮しているというふうに考えております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） この一般会計の滞納金の問題でございますが、以前、名称はちょっと間違っているかもしれませんが、県の広域滞納整理機構、こういうものを利用して、どれぐらいの効果があったのか、または結果がありましたらその辺をお聞かせください。

それと、急傾斜崩壊対策事業なんです。確かに今課長が言われるように、他人の土地が後ろに控えていて、他人の土地の崩壊が自分のほうに来るよという場合は、要するに住んでいる住民のほうからこの崩壊事業の申請するわけですね。その場合は、土地の所有者に対して協力を求めるわけなんです。しかしながら、民法上の急傾斜であって危険な箇所がもし崩れた場合は、民法上の裁判になりますと、当然土地の所有者が払わなければならないということになるのではないのかなと。そういう面からおいて、急傾斜地が確かに複雑な面を持っているということは私も承知しております。しかしながら、1件、2件ではできないという急傾斜地の問題もあるわけですね、申請の問題も。そうしますと、当然協力の上で隣地に陳情なり、また要請なりの共同の申請というものを outs しなければならぬ。ちょっとその辺が、合意が得られない場合があつて、なかなか延びになっているということで、負担者が、おれが少し出すからいいよというような面もあろうかと私は思うんです。

確かに、課長の言われたとおりそういう面もございまして、やはりこれから集中豪雨は今地域限定みたいな形で大雨とか何かが降っておりますので、ますますこの急傾斜地の問題も、私は高齢化が進む中で非常に危険の度合いが出てくる可能性があるのではないのかなと、こういうふうに思います。

そういう中で、やはり条例としてしっかりしたものを整備した中で、急傾斜が安心して申請してできるようなシステムを研究する必要があるのではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、もう一度その辺のところをご答弁お願いします。

それから、保育料、市営住宅のこの現状はよくわかったわけでございますが、なお一層こ

の辺について努力をしていただきたいと思います。やはり入っている人とこういうペナルティー的な人との格差という問題が出ますと、やはり同じ利用の中でコミュニティーの問題にもかかわってきますので、ぜひこの点の努力もお願いします。

それから、ベイ・ステージの店舗の魚くさいにおいがするという問題でございますが、確かに課長の言われるとおり、何回か見てきて、現状を見てくれました。しかしながら、私は全部の空調を改良しなくても、各部屋ごとのクーラーの整備ぐらいはできるんじゃないかなと、こういうふうに思います。今クーラー約20万か30万で1台買えるわけですよ。1,000万の支出をしるというのではなくて、やはり店子と家主の関係において不快なおいを我慢しろというのは無理なことであって、やはり早急な、そのところに当局として誠意ある研究していないんじゃないかなと、僕はこういうふうに思います。この連休に民宿の組合のほうに見に行ったら、消臭剤をやっても消臭機を回してもおいは消えませんよと、入ってきただけで気持ち悪くなりますと、頭痛くなりますということを、働いている人間から言われているんですね。この点はやはり抜本的な解決をしていただきたいと思います。また、低額でできる研究をすれば、一般的なクーラーを入れるだけで解決できるような気がするんです。この点をもう一度ご答弁お願いします。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） まず、1点目の滞納整理機構の現状というご質問でございます。静岡県の滞納整理機構は今年度から動いておるんですが、6月から実質的な徴収業務に入っております。それで、機構の一番の今のところの効果は、下田市においてはアナウンス効果というんですかね、要するに今までの滞納を滞納整理機構に預けちゃうよという形のことを言いますとお金を入れてきたという経過がございまして、担当の職員のほうから聞いたところ8,000万ぐらいあるんじゃないかと。この間、市長に滞納整理機構の職員が来られまして、現在の経過報告という形で見えられました。そのときには、約1億円ぐらいアナウンス効果があるんじゃないかというふうに書いてございました。そのほかに、実質的には160万円ぐらいの実入りがございまして、現在インターネットで不動産公売2件を実施しております。1件が落札したという情報が入りまして、それを待っていたところが、現実的には落札したにはしたんですが、全部のお金を入れなかったものですから、とりやめてしまったという形ですね。それが下田市のほうにはまだ入ってきておりません。2回目の不動産の公売を引き続きやるということで、うちのほうは期待をして待っているところでございます。よその市

町村は大分、隣の南伊豆町さんなんかは800万ぐらい実入りがあったようなことを聞いております。非常に滞納整理機構の職員がやる気を起こして頑張っていることでございます。うちのほうも滞納整理機構に預けるばかりじゃなくて、職員自ら頑張っていて、切磋琢磨していただきたいなと、こういうふうに思っております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 急傾斜負担金条例の研究の必要性はあるかというご質問ですが、現状の中では、今の下田の方法が下田には合っているんじゃないかという判断をしておりますが、研究する必要は、それは当然あるのかなと。研究をしてみて、結果、課題を整理して改善すべきものがあるのか、あるいは現状でよいのかというのは、今後の課題とさせていただきます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） ベイ・ステージの関係です。以前にもやはりクーラー1つでどうかというようなお話もありまして、ただ、やはり狭いようで広いギャラリーでして、今の状態が、あそこにはクーラーではなくて、そのまま全体の大きい機械があって、市役所のような形、西館のような形なんです、そこからパイプで通ってくるというような形になっていますので、それそのものはなかなかいじりにくいだろうということになると、やはり可能性としてはクーラーを別につけるのか、ただ、あそこガラス張りになっているものですから、どうやってつけるかといった、そういった検討は必要かと思っておりますけれども、確かに先のことを考えれば、ほかのところへの貸し出し等もありますので、それはちょっと積極的な形で考えさせていただければと思いますけど。よろしいでしょうか。

以上です。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今のご答弁ですから、ぜひ急傾斜地の問題、それからベイ・ステージの空き部屋の問題、研究していただきたいと思っております。

それから、滞納の問題も、職員の努力は私は買っておりますが、昨日から今日にかけて、市長もご存じのようにアメリカのサブプライム問題で世界恐慌的な株の大暴落が始まっております。既にテレビ等、新聞等の論調を見ますと、この景気の回復が一段と遅くなるのではないのかなと、こういうふうな論調でした。私は、今この下田市の観光の落ち込み、過去考

えてみますと、非常に落ち込みが激しいわけですね。なおかつ地場産業に対しても、やはり活性化が今下火と申しますか、活性化がない。そういう中で、今後この滞納金というのは、私は決して侮れない政策の重要な問題点になろうかと、こういうふうには財政の方にもお聞きしたいんですが、なろうかと私は思いますが、当面の課題として、この滞納金をやはりいかにして少なくさせるか、また一般の方と格差をなくしていくかというのが私は行政が市民に対する信頼という面では非常に大きなウエートを今後占めていくのではないのかなと、こういうふうに思いますけれども、その点を最後にお聞きします。

それから、インターネット情報を私は決して軽んじていないというのは、最近できましたふるさと納税というのがございます。この納税をやはり下田の出身の人に、ふるさと納税という制度がありますよと、下田にもしそういう資産とかそういうものがある気があれば、ぜひお願いしますというような発信等を私はするべきではないのかな。予算が切られた中で、リメンバー下田が廃刊になったわけですね。それにかわる私はインターネットというのは大きな情報の発信の起爆剤と申しますか、活性化のまた起爆剤になるのではないのかなと、こういうふうに思っているんですが、その点のことをもう一度お聞きしたいと思います。

議長（増田 清君） 税務課長。

税務課長（河井文博君） もちろん滞納対策は税務課としては一番に重点で考えなきゃいけないというふうに思っています。今回、昨日、今日と確かにサブプライムローンのお話でメリルリンチ等は非常に大変になっているという話があって、今日600円ぐらい午前中につけて下がっていました。株が下がると不景気になるということで、また滞納が増えるんじゃないかというふうな危惧をしております。何しろ一生懸命頑張って、納めている方々に不公平にならないような、一生懸命、延滞金等がつきますから早く納めてくださいという声を大にしてしっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） インターネットの情報発信の関係で、ふるさと納税のお話があったので答弁をさせていただきますが、議員ご案内のとおり、今定例会におきましてふるさと納税に関する寄附条例と、それからそれに関する基金条例を上程させていただいたところでございます。当然全国的に各自治体ふるさと寄附の制度化についてどんどん進んでいくと思っておりますが、当市もそういったことで、6月議会でご指摘を受けましたので、今定例会におきまして制度化をするということで、それに合わせまして、当然その条例等が制定

されれば、各関係者に対しての情報発信という意味合いも持って、またふるさと納税制度のPRを込めて、ホームページを活用したPR活動を努めていきたい、そのように考えています。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 下田市の会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書ということで、監査委員が異例の指摘をしていると、私はこういうぐあいに思うわけでありまして。公金横領事件が発生したと、そして先ほど伊藤議員から指摘されましたつくし学園、あるいはごみ袋の問題、具体的に指摘をしているわけでありまして、以上のように適正さを欠く事務処理が見られると。これ以外、監査委員が指摘している以外の不適正な対応というのはあったのかなかったのか。具体的に監査委員はここで挙げておりますが、この文章から見ますとそのほかにもあるようにもとれるし、ないようにもとれるというぐあいに思いますので、どういう実態になっているのか。

そして、ここでは、正確な決算内容を報告すべき決算書としては不備不明な点を含んでいると、決算書として不備だと、こう断じているわけですが、監査委員が。これを市長及び市の責任者の方はどう理解をしているのか。反省しているのか。しかもこれは担当課長だけではなくて、各課が連携して決算内容が検証できるようにチェック機構があるんじゃないかと、そのチェック機構がなぜ働いていないんだということを指摘しているわけですね。そういう意味で、なぜこのチェック機構が、払うべきお金というのはちゃんと書類上整っているか、法令に合っているかチェックをして、支出がされるわけですね。担当から出てきたってそれをチェックする機構がある。その機構さえなぜチェックができなかったのか、しなかったのか、これは大きな大変な指摘だと思います。決算認定が監査委員としてはできないよと、こういう発言をしているというぐあいに理解をすべきではないかと思うわけで、その点についてまず第1点お尋ねをしたいと思います。

それから次は、税の移譲がこの19年度は行われたときで、当初の政策方針では約2億円余の市民税への税移譲の増が見込まれるだろうと、こういうぐあいに言われていたわけでありまして、決算時点でそれがどうなったかと。ここのところそういう意味では経済状況が悪いわけですから、税率だけの増で2億円余というようなことではないんじゃないかと思うわけです。税を払う立場のほうの人とすれば、所得税及びこの市民税、両方でプラマイゼロだと。そして、市民税のほうは税移譲で自治体への税金が増えるんだと、こういうぐあいに国は言

ってきていたわけでありますので、その実態が当下田市にとってはどういう状態になっているのかという点が第2点目の質問としたいと思うわけであります。

第3点目は、この監査委員も指摘していますように、横領事件が起きる、そしてまた職員同士の恐喝事件が起こる、なぜこのような事件が起こるのか。そして、職員は大変な思いをして体を壊している。この当初では29人の職員が退職の申し出があったと。これは集中改革プランに照らすと大変大きく職員がやめたと、12人ほどより多く、19年度初め時点で12人も職員を減じる、集中改革プランよりもよりテンポを早く職員の数を減らすんだ、こう言っているわけですね。19年度時点で職員の数がどうなったのか、何人減らしたんだ、そしてそれらの結果がこの不祥事や体を壊すというような事態になっているんじゃないか、私はそういうぐあいに関心をするわけであります。そういう現実があるんじゃないか。それをどのように考えているのかお尋ねをしたい。

それから先日、日付ははっきりわからないんですけども、清掃の担当の古紙等の担当をし、その後カドミ生成プラントのほうのカドミ等々の担当をした職員が、市長室で打ち合わせの際、そこで倒れて、即入院だと。なかなかリハビリをしても大変な状態だというような状態を聞いておりますが、それらもやはりこの職員減というふうなことや、長時間労働がないにしても、大変深刻な精神的な圧力を受けざるを得ないような、職場に体の悪い職員を長い間配置をしていた、こういうことがあったんじゃないかと。そうだとすれば、それは当然公務災害として対応をするというような姿勢が当局に求められるんだと思うんですけども、この決算とは直接その部分は関連しないかもしれませんが、どういう考え方をしているのかという点で、人事管理の面でお尋ねをしないと、このように考えるものであります。

それから、学校教育の関係で、19年度は専門的な知識を有する臨床心理士、それから学習支援員を1名配置して、この不登校や学習の遅れている子供たちへの豊富な支援をするんだと、こういう計画でありました。その効果がどのように19年度は実証されたのかされないのか、主要な成果を読ませてもらいましたけれども、はっきり理解できませんので、ご説明をいただきたいと。

それから、一昨日の一般質問で、稲生沢小学校で行われております放課後児童クラブですね、これが9人のままだと。6,000円というこの費用が大きく影響しているんじゃないかと、こういうご回答かと思うんですけども、申し込みの段階では恐らく20数名、30名ぐらいの方が申し込まれたにもかかわらず、実態は9名内外と、10名を切るような状態になっていると。もしそういう費用の面で大変だということであれば、当然その費用を下げても利用しやす

い施設にするということが求められていようかと思いますが、何で9人かというようなことを再度当局に確認を求めたいと思います。

それから、あと、ごみの問題ですね。古紙類のごみが、当然市価に基づいて販売されるべきと、こういう見解を私は述べているわけでありましたが、19年度の前半はたしか3円の委託料を払っていると、後半は逆に3円ぐらい売っていると、こういうアンバランスの行政をやっているわけですね。私はそういう委託料をこの業者に払うべきものじゃないと、返してもらえと、どういう交渉をしたのかと、どうなっておりますかという点について、やはり財政再建という状況を抱えている中で、あるべき収益はきちりいただくと、不当なものはもらわないにしても、当然もらってしかるべきものはもらうと、不当なものは払わないと、こういう姿勢が必要ではないかと思うわけですが、19年度決算時においてどのような交渉や対応をされたのか、重ねてお尋ねをしたいと思います。

とりあえず以上です。

議長（増田 清君） 番外。

副市長（渡辺 優君） 1点目の件について、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員言われたように、今回の監査委員の歳入歳出決算の審査意見の中で、大変厳しい指摘を受けております。先ほど来、ほかの議員からも質問、指摘がありましたように、大変重く受けとめておりまして、これ以外に不適切な処理はなかったかというご質問に対しましては、私もこの審査の報告、またそれ以前にやはり指摘があったことについては、担当課のほうから報告を受けておりまして、それぞれの職員のほうにはほかにないのかということの確認をさせていただいております中で、指摘を受けた以外のものについては特に大きな指摘はないということで、適正な処理がされているということの報告がありましたので、そのように信じているところでございます。

それから、2点目の横領事件や恐喝事件、それから体を壊して長期に休んでいる職員、また早期の退職の職員の多いこと等々から、体制におかしなところがあるんじゃないかと、言うなればそのようなご指摘でございます。確かに国の制度、また自治体の責務として、集中改革プランに沿っていろいろと行財政改革を進めているのは確かでございます。そうした中で職員には、これからやはり自治体として住民サービス、福祉の向上を確保するためには、少数精鋭でいかにざるを得ないということは常々申しているところでございまして、ぜひとも職員一人一人が自己研さんもしていただきたい、それから職場としての研修も行っていく、また一方では、先ほど総務課長述べましたように、やはり健康管理においても、行政サイド

で行う検査、それから自主的に人間ドックを受けてもらう、こういうことも進めているわけではございますけれども、完全にすべての職員がそれらを受ける状況ではないということで、これらもこのような状況になっている事情の一つであることは間違いのない事実であろうかなというふうに思います。

そうしたことで、大変厳しい状況にはなっておりますが、しかし職員には、こういうことを言って申しわけないんですが、以前のとおりのような意識の中ではなかなか今の状態では適切な行政執行ができないから、何しろ頑張るしかないというようなことで、叱咤激励をしているところでございます。今後もそういう形での執行をしていかなければ、なかなか持ちこたえられない状況下でありますけれども、やはり体も資本でありますので、その点についてはしっかりと今後も指導、また検査等については完全に受けるような体制に持っていきたいなというふうに思っております。

それから4点目の、清掃の職員が今言ったような状況の中で倒れて、長期の休養やむを得ないというような中で、公務災害というようなことが言われております。これは担当課のほうからも報告がありまして、精神的な面も含めて勤務状況の調査等も行っておりまして、これは今ここでどうなるということでもございませぬけれども、そういう対応をすべきときが来れば、しっかりと対応をしていきたいというふうに思っております。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 税源移譲のことでございます。三位一体の改革、地方分権、税源移譲という格好で、平成19年度からこの移譲がされまして、前は3段階に分かれていた地方税ですが、今回10%のフラット化という形でなりました。その結果、調定金額が19年度は個人の現年分で10億6,719万3,261円、18年度は80億1,254万2,229円ですので、調定の比較は2億5,465万1,000円ほど、約31%ほど市民税が増えております。それで、収入額としますと、10億2,166万2,079円、18年度は7億8,506万5,774円ですので、2億3,659万6,305円、こちらは30.13%増えているような結果になっております。貴重な財源ですので、これを有効に利用していただきたいなというふうな形で思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） 臨床心理士の先生によります特別支援教育についてなんですが、これにつきましては、よく最近言葉を聞きますが、多動性障害ですとかADHDとか注意欠陥とか、そういうような高機能自閉症の軽度な発達障害のある子供たちを対象に臨床心

理士の先生にご指導いただいております。

どのような効果があったということでございますが、臨床心理士の先生が対応することによってすぐ改善するというようなものではなくて、やはり時間をかけて、本当に親身に接して、ご家族も含めて解消していくというような支援になるわけでございますが、今教育委員会にも指導主事が一人おりまして、彼も本当に親身に保護者と面接したりとか、その対象児童と面接したりして、臨床心理士の先生も含めまして3者がよく連携をとることによって、できるだけ学校に復帰できるように努めているところでございます。

具体的に学校にうまく通えるようになったということはちょっと聞いていないんですが、でもやはりだんだんと学校に行けるような状況に近づいているというようなケースがあるというふうに思っております。

以上です。

議長（増田 清君） 古紙の問題、答弁をお願いします。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 古紙の問題でございます。19年度におきましては、前半、後半、前半が358トン、3円ということで、112万8,000円ほどの委託料と。そしてまた、後半におきましては377トンで1.5円ということで歳入になっておりまして、56万5,000円でございます。この件につきましては、一時監査のほうでのあれもありまして、調べました。経過をですね。要するに逆有償から有償にという変動の流れを見ますと、大体19年4月部分、そのあたりが売れる単価と、また処理しなければならぬ経費とのちょうど境目の感じで動向をしているという状況がありまして、そういう意味でも、この前半の4月に当たりまして、業者のほうに有償で売れる代金と、また処理にかかる費用と明確にして、その差し引いた額で見積もりをするようにということで、いろいろ指導といいますか指摘といいますかしまして、見積もりを付したところでございます。その結果として、前半3円ということで来たわけですが、後半におきまして、再びそういう相手方にしまして1.5円ということで有償売却という形で後半がなったところでございます。また、今年度におきましても、引き続き単価もまた有償で値段が上がってきているという状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

学校教育課長（名高義彦君） すみません、先ほど一つ答弁漏れと、先ほどの臨床心理士の関係で、もう少しつけ加えたいと思います。

この特別支援教育の制度のほかに、適応指導ということで、不登校あるいは不登校になりかけている児童生徒に対する支援もあるわけでございます。その中で、平成19年度3人いた小学校の児童について、20年度はそれがゼロということで解消された。そして、中学校にあっては24人であったものが13人に減少したというようなことで、効果が出ているという数字が報告されておりました。大変申しわけございません。

そして、稲生沢小学校で行われております放課後児童クラブの件でございますが、現在入所が9人しかないという、なぜだろうというようなことで、私、先日の答弁の中で、これ申し込みが20数名じゃなくて、アンケート調査では入所したいという子が20何名、あるいは30何名あったというんですが、現実的には9名しか今入所していないということでございます。そして、6,000円という費用のことも原因の一つかなというようなことでちょっととらえているというようなことで答弁させていただいたところでございますもので、今後、やはり保護者の意識調査というものをいま一度洗い直す必要があるのかなというふうな感じを持っておりますので、それによって希望が、入所してこない理由は何なのかというものを、そういう意識調査によってちょっと明らかにして、それに対する対応を考えたいというふうに、今後していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） 税源移譲につきましては、今の答弁ですと2億3,600万円余市民税が増になっていると、こういう答弁であります。私が聞いたのは、払う人の立場として、所得税のほうがそれだけ減になっているのかと、余分に払う立場のほうの人が逆に、所得税は変わらないよと、市民税が増えたよというようなことにはなっていないでしょうねと、そういうことも含めてお尋ねをしていますので、わかりましたらご答弁をいただきたいと。

それから、適応指導の支援が19年度、3人の小学校がゼロになったと、大変効果を上げているという、すばらしいことだと思うわけです。中学校が24人の方に働きかけて、これが13人になったということですので、11人の方々が学校に通えるようになったと、こういう成果を上げているということで評価をしたいと思いますが、学校別にいきますと、それぞれの学校にこういうお子さんがいらっしゃるのか、学校ごとに特別な事情があるのか、そこら辺がわかる、あるいは解明ができていればお答えをこの点についてはいただきたいと思っております。

それから、古紙類については、もう入札したんだから、過ぎたことだからしょうがないんだよと、こういうざっくばらんな回答かと思うわけですがけれども、内容的にはやはりそれで

済まされていいような課題ではないと、ある日突然10月になったらそれが売れるようになったというようなものじゃないと思いますので、ぜひとも市況を見ながらきっちりした対応をしていただきたいと、お願いを申し上げておきたいと思います。

それから、3歳未満の乳幼児に児童手当が月1万円この4月1日から交付される形になって、下田市でも実施をしたかと思うわけですが、やはり少子化対策といえますか、そういうものの対策が非常に求められていると思うわけですが、そういう点で、この児童手当の1万円の支給がどういう効果というんでしょうか、そこまで出ていないのかもしれませんが、とらえ方をされているのかあわせてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 沢登議員に申し上げます。少子化対策の児童手当は今年度からということですか。20年度からですね。これは20年度からですので、この質問に対しては省略いたします。

答弁お願いします。

番外。

学校教育課長（名高義彦君） 先ほどの不登校のことなんですが、どちらの小学校あるいは中学校に何人いるか、そういうことにつきましてはちょっとここでは伏せたいというふうに思います。一応不登校になっている原因というものが、他の児童生徒との関係ですとか、あるいは学校生活上の影響ですとか、無気力、情緒的な混乱というようなことで不登校の状態が続いているというような児童生徒がいるということで報告は受けておりますが、どの学校に何人というようなものについては、すみませんがここではちょっと明らかにできません。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

税務課長（河井文博君） 税源移譲のことで、先ほどちょっと私とんちんかんな答えを出したのかもしれませんが。先ほどの税源移譲をやる場合は、市県民税が上がった分は国税が減るよと。イコールゼロになるという話で伺ってきております。先ほどの話ですけれども、それは、じゃ、国税はどれだけ安くなったのか、市民税がどれだけ負担になったのかという話になりますと、ちょっとまだ分析していませんので、まことに申しわけないんですが、ご答弁ができなくて申しわけございませんが、とりあえず今のところ私はイコールゼロだというふうに思っております。

議長（増田 清君） 古紙の関係、環境対策課長。

番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 今、沢登議員さんのほうからご指摘いただいたとおり、改めてきちっと対応をこれからもしていきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（増田 清君） 1番。

1番（沢登英信君） これで最後だと思いますが、汚泥再生処理事業のカドミの対応の問題で、結局新たな処分をしなければならぬということになったかと思うわけですが、19年度処分しなければならなくなった総量、炭化したものの量はどれだけになったのかと。そして、そのために余分な負担金を支払うということに、一般会計から出すということになったかと思うわけですが、その額は幾らぐらいになっているのか。そして、先ほどの答弁ですと、それが400度ぐらいでやればカドミが肥料等として利用できるようになるのか、それらの負担の費用は払わなくて済むようになるのか、そこら辺の見通しについてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） カドミのまず処理のことでございますが、19年におきましては、72トンの処理をいたしまして、241万9,000円でございます。それと、回送費というか、運ぶアームロールのセットとかレンタル代とかいろいろありまして、合わせまして305万円でございます。これが委託として支払ったものでございます。これにつきまして、今カドミの対応、先ほど伊藤議員のほうからのご質問もありました、温度を下げる方法が何とか見つかりましたもので、それを改造すべく今業者といろいろ対応を検討協議して、前向きに、これでいけるであろうという形で今進めています。今後、この対応がうまくいったあかつきには、こういう処分の費用というものが出てこないというふうに思います。多量もちょっと増えることもありますが、何とかいろんな使用方法を検討しながら、こういう処分費が出ないような形で今後進めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） いいですか。では、最後。

1番（沢登英信君） 今の答弁であります。305万円ほど委託料かかっていると。これは下田と南でやっているわけですので、下田だけの持ち分ですか、それとも全体でプラントとしてこれだけで対応できたということなのか、下田の出し分は幾らかということと、今のところで年間72トンのものが、炭化したものが出てくるということになりますと、既に9月来ているわけですので、このうちの半分ぐらいは既に倉庫にあるというぐあいに考えなきゃならない。その費用は、課長の答弁ですと、今年度は要らないというぐあいに理解ができます

けれども、そういうことで間違いがないのか。少なくとも半分ぐらいのものが倉庫にあるんじゃないのかという気がしますけど、いかがでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） この305万円につきましては、全体の委託料として支払われた額でございます。これは負担割合をそれぞれ南と下田と分けているということになります。それで、要らなくなるという、今年の分については、既に先ほど沢登議員さんおっしゃったとおり、今大分たまってきておりますが、今年度については、登録できたあかつきにはそういう利用が可能になってきますもので、それ以前のものについては19年と同じように20年におきましても委託料を計上させていただいて、処理をさせていただくというようなことになるわけでございます。そういうことで今進めているということでございます。

議長（増田 清君） これで、1番 沢登英信君の質疑を終了いたします。

質疑の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

午後 3時39分休憩

午後 3時49分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第1号の質疑を続けます。

5番。

5番（鈴木 敬君） すみません、幾つか質問させてください。

まず、総務課関係なんですけれども、監査委員からの報告の中に、10ページですか、情報政策費というのが出ていまして、この情報政策費という言葉が今まで聞いたことも見たこともないので、下田市は情報政策あるんですか。情報政策というのがあるのか、具体的に情報政策というのは何を意味しているのか、その内容について。20ページです、ごめんなさい。監査委員報告の中の20ページのほうに情報政策費というのがあります。この内容についてちょっと、下田市に情報政策があるというふうに今まで思っていませんでしたので、そこら辺どのようなものなのか。

もう一点、主要な施策の成果ですね、59ページですか、情報公開審査会というのの中に、情報公開審査会を開催し、下記のとおり諮問のあった事案について審議し、答申した中で、要するに情報公開について却下した件が書いてありますけれども、これは具体的には、却下したんですから公にできない面もあると思いますけれども、どのようなところが情報公開で

きる、できないの基準になるのか、そこら辺のところを1点教えていただきたいなというふうに思います。

それと、次に建設課関係なんですけれども、建設課関係で、やはり主要な施策の成果の202ページですか、県営港湾事業の中で、港湾整備改修費1,000万、港湾整備維持費で280万、合わせて1,280万の予算計上されております。これが具体的にどのように使われたのか、多分これ漁協市場前の新棧橋の建設についての予算だと思いますけれども、この1年間ほとんど工事らしい工事の気配がない。一体この予算はどのように使われておるのか、それをお聞きします。

もう一点、203ページの県営街路事業、これ横枕線ですよ。下田港横枕線のやつなんですけれども、これ当初は19年度には工事着工できるんじゃないかというふうなことで進められていました。20年度も終わろうとしているんですけれども、具体的に何が問題となって、どのような状況にあるのか、何がネックとなっているのか。例えばお獅子の問題なんかもいまだ解決されていないようなんですけれども、これは具体的にこの状況どういうふうになっているのか、今後どういうふう展開していくのか、そこら辺についてお聞きします。

もう一つ、市営住宅ですね、柳原の市営住宅、柳原って南高の裏のほうのところですよ。あそこ、たまにあの辺も犬連れて散歩するんですけれども、どうも何か住んでいる気配がないんじゃないかと思うんですが、あそこ今でも住んでいますか。もし住んでいないとしたらあそこの住宅自体をどういうふうにするのか、そこら辺をお聞かせください。

環境対策課についてなんですけれども、環境対策課、とにかく環境をよくしようというふうなのが仕事だと思います。それで、これ静岡新聞の9月14日の記事なんですけれども、この中に、県内市町の温室効果ガス削減実行計画というふうに、物々しい計画がありまして、これは県環境局のまとめなどに基づいて作成したとあります。その中で下田市は99年度に6,137トンの排出量ですね、効果ガスを、05年までに5,830トンにする、5.0%削減するんだというふうな計画があったというふうに書いております。それで、5年度過ぎた計画終了の市町のうち、下田市、裾野市、清水町、芝川町は新計画を策定中とあります。これどんな計画なのか僕見たこともないし、現在計画が策定中なのかちょっと聞いたこともありませんので、この記事はガセネタなのか、それとも本当は進行しているのかどうなのかをちょっと教えてください。

それと、最後に観光課についてなんですけれども、やはり主要な施策の中で、観光交流課、総括の中で、19年度の観光振興事業は、第68回黒船祭と書いてありまして、アロエまつりや

下田公園の椿を市民参加で育て、より充実させることに取り組んだと、これが下田公園の椿ですね。それでまた、その次のページにも、下田公園の椿は観光協会が中心となって整備を進めており、交流客を呼び込む試みが続いていると。下田公園の椿については、椿まつりを以前に3年ぐらいやりましたけれども、結局中止になっていますよね。これを市が椿を下田公園のメインとして整備し、これによって観光事業やろうというふうなことは今まで聞いてないんですけれども、これもどうなんですか。観光課の総括として出ているんですけれども、その辺について教えてください。

もう一点観光について、外ヶ岡交流館管理運営事業、これ195ページに書いてあります。これを、(オ)のところを全部読んでいきましても、道の駅という言葉が一個も出ていないんですよ。道の駅という単語がこの中に。外ヶ岡交流館というのは何ですか。少なくともこのところ、市としては会議なんかするときに、道の駅の何階というふうに、道の駅という言葉を使うようにするんだというふうなことがちょっと聞いたこともありますけれども、この主要な成果の中に道の駅ということ一つも出ていない。市はこの外ヶ岡交流館というふうにするつもりなのか、基本的な考えが変わっているのかどうなのか、そこら辺のところをお聞かせください。

以上です。

議長（増田 清君） 答弁をお願いします。

番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 情報政策費の関係でご質問でございますけれども、これは決算書の123ページ、124ページご覧になっていただきますと、企画財政課所管の電算処理総務費、これに係るものでございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） それから、情報公開の関係ご質問いただきましたけれども、主要な施策の成果の59ページに19年度の内容について記載させていただいております。それで、公開の基準がどうなっているのかという、そういうご質問でございますが、これはご承知のように情報公開の条例がございまして、この条例に基づいて公開あるいは一部公開、非公開という形で区別させていただいております。今回非公開が1件ございますけれども、これは請求があったわけなんです、この請求の内容につきまして、まだ事務処理の途中でありまして完結していないということで却下させていただきました。一部公開のこの一部というのは、内容が極めて個人情報に当たるとか、あるいは政策決定上の意思形成過程にあるとか、

公開することによって、それが国あるいは県、自治体の権益を損なうおそれがあるとか、そういったものが列記されていまして、それに基づいて判断をさせていただいているものでございます。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 建設課関係の、初めに県営港湾の事業がなかなか目に見えてこないというご質問ですけれども、ご指摘のとおりなかなか現場に物が見えておりません。現在、ものをつくる前に、くいであるとか、上に載せるジャケットというんだそうですけれども、そういった製作にかかっています。18、19と製作です。20年度から現場に入るということを聞いています。本年度暮れか、もしかすると年越しくらいになってしまうというふうな現場の入りというふうに県のほうから聞いていますけれども、まだ業務関係者とかいろんな調整もあろうかと思えます。現場に見えないものでなかなか見えてこない。材料を最初にお話ししましたけれどもつくっている段階ということでございます。

2点目の県営街路が一向に工事に入らないんじゃないかというお話ですけれども、交渉事といいますが、土地建物の交渉事にちょっと時間を要しています。当初のスケジュールから少し遅れておりまして、まだ残されておりますのが、議員のお話にありましたお獅子神社の関係、土地、建物含めてですね、土地補償関係ではそこになるかと思えます。そこがまだ未解決ということで、そこが解決されれば、河川工事は下流側からかかるというのが原則と聞いていますので、そこが解決すれば工事に着手するのかなと、そのように理解をしております。

市営住宅の柳原住宅には1名の方がまだ居住しております。

以上でございます。

会議時間の延長

議長（増田 清君） 時間を延長します。

議長（増田 清君） 番外。

環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策課の関係のご質問の地球温暖化対策の実行計画のご質問でございます。これ、平成13年から17年、5年計画の中で、平成11年の数値を基準にして、17年までに6%削減するという、そういう計画を立てておりまして、その後、今平成20

年でございますが、今年度、環境審議会のほうに、実はこの行動計画につきまして、これからまた先の計画を、何%、いつの基準にしてどれだけ下げるかという、そういう計画を審議会の方々に投げかけておりまして、今年その計画をつくって実行していくということで進めているところでございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 観光交流課の関係です。主要な施策の成果の総括事項ということで、これは昨年だったでしょうか、同様のご指摘も受けております。特に最初の下田公園の椿ということで、これについては確かにご指摘のとおり、現状では3年間ほど椿まつりがありまして、その後、一番やはり中心になったのは振興公社、それから今は総務課の施設と建設課、その辺が確かに中心となっております、お祭りはありませんけれども、椿自体は丁寧に管理されております。この辺の表現が市民参加でということで、特に市民に直接参加いただいて、そういうイベント等を行っているわけではありませんけれども、やはり見ていただいたり意見をいただいたりということで、こういう表現にさせていただいたものです。この辺についてはもっと適切な表現があると思いますので、その辺またちょっと検討させていただきたいと思います。

それから、同様の件で次のページ、194ページの（オ）というところで、単独で下田公園の椿というのがございます。これは確かに若干表現の手抜きもあったと思います。椿まつりをやっていたときのものが少し残っていたというようなこともありますので、これは率直に若干ミスがあったのかなというふうな気持ちがありますので、大変申しわけありませんでした。ただ、観光協会も全く外れているわけではございません。やはりお客様が見えるということで、椿のことについてご質問等、問い合わせ等ありますので、こういう表現がちょっと残ってしまったのかなというふうに思いますけれども、現状は、整備そのものは確かに観光協会ではなくて市のほうがやっておりますが、PRについては協会が中心となってやっているということで、その辺のことで、次回には表現を改めるというか、正しい形で修正をしたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

それから、道の駅の表現ですね。195ページ、（オ）で外ヶ岡交流館、なかなかこの辺の表現が難しいところでして、外ヶ岡交流館というのはやはり正式には外ヶ岡交流館が名称です。愛称がベイ・ステージで、道の駅が平成15年の途中からですかね、道の駅になったということで、基本的には道の駅としての使用を中心としようということですが、こういった文

章においては道の駅はあくまで事業の一環ということで、これ本当は項目を設ければよかったと思うんですが、外ヶ岡交流館管理運営事業のこの文章の文言の中に、下から2行目ですか、歴史の交流館の上に、伊豆大特産市in開国下田みなと等ということで、表現は載せさせていただいております。確かに1項目設けて下田みなと道の駅ということ为主要な成果の中に1事業として、(ア)と(イ)と(ウ)ですか、この中に入れていくほうがご指摘された点において正しいのかなと思いますので、今後ちょっと検討といいますが、入れ込むような形で直させていただきたいと思います。

以上です。

議長(増田 清君) 5番。

5番(鈴木 敬君) すみません、まず情報政策費、私の見落としでした。ですが、情報政策といった場合は、普通は、ここに書いてある情報政策というのは要するに電算処理ですね、電算処理のやり方で、普通情報政策というのは、先ほども増田議員のほうからもありましたが、ふるさと納税に向けてどのようにして下田市を情報発信していくのかというふうな、まちを、下田市、特に観光立市として生きようとしている下田市をどのように対外的にアピールしていくのかというふうなところが情報政策というふうなことではないのかと、私は単純にそういうふうにしたんですけれども、確かに電算処理、いろいろな税金も含めていろんな問題、市民に正確にやることは大事なんですけれども、果たしてそれが情報政策なのかどうなのか、若干疑問を持つんですけれども、そこら辺のところの考え方どうなんですかね。情報政策としてこれからどんどんインターネット、ホームページ通じて発信していかなきゃならないという観点からいったら、ちょっと情報政策の項目をもうちょっと変えるべきじゃないかなというふうな気もしますが、そこら辺もう一度お聞きします。

それと、情報公開制度、基準、先ほど課長がおっしゃられましたのは、要するに個人情報をごとまで、個人情報の部分に関して公にできるかということと、政策形成過程上のいろんな議論とかいろんなものはできないとかというのがありますが、できるだけ基準がわかりやすい形で明示されればいいのかというふうに思います。そこら辺もわかりやすい基準はそういうふうな形で明文化できるのかどうなのか、もう一点お聞きします。

それと、建設課のほうに関して、港湾のほうのことですね。これ一説には、うわさですけども、業者が要するに、今羽田沖の事業で手いっぱいだから手回らないから等々のことをいうようなうわさもあります。現実にはほとんど、今年になって2カ月ぐらい前に鉄管が、鉄のあれが若干シンプレクスの用地に積み増しされたような形で、目に見える形とい

うのはそれだけしかなくて、一切そのような、どこで何をつくっているのか、準備しているのかというのが何も見えてこないんですね。そこら辺で、本当にこの予算、これ下田市の負担が1割ですから、その10倍のものがどこかでなされているのかどうなのかというふうなところもわからないので、本当に予算が執行されているのかどうなのか、ちょっと疑問に思っちゃうんですけれども。この辺のところ、もし先ほど言ったように何らかの外的な事情で今とまっているんだよというならとまっているんだというふうに言っていただければいいんですけれども、20年度にもやっぱり新たに予算がついているわけですので、そこら辺のところから本当に予算が執行されているのかどうなのか。本当に信じられない思いがありますので、確信を持ってもう一度ご返答いただければと思います。

それと、観光課のほうのことなんですけれども、今下田公園に関してはあじさい園の有料化問題も面前にありまして、非常にある意味ではナイーブな、微妙な問題でありまして、公園をどのようにしていくのかというようなことに関しましては、今いろんな意見がそれぞれの方たちから出されて、いろんな議論もやっていかなきゃならないという時期にあると思います。そのような中で、市の主要な政策の中で、椿まつりをこういうような形で取り上げるということは、市は一定の方向を出したんだというふうに受け取られますよね、普通は。下田市のあじさい公園を椿を主体にして整備していくんだと、市はそういうふうにするんだというふうに、あるいはやったんだというふうに、そういうふうな書き方になっていて、ここら辺のあじさいとの関連で、本当にこの表現でいいのかどうなのか。本当にこれで今の平成20年度の決算の中で、こういう表現でいいのかどうなのか。19年度の決算ですけれども、平成20年の今の中で、19年度の決算これでいいのかどうなのか、もう一度お聞きしたいと思います。

ちょっと同じようなことで、外ヶ岡交流館に関しましても、道の駅というのは、外ヶ岡交流館を新しく道の駅として、あの場所をより観光交流、より多くの人を集め、より大きな情報を提供していくというふうな場所として活用していきましょうというふうなことで、わざわざ道の駅申請し、名前も道の駅開国下田みなとというふうな名前をつけて、これから外ヶ岡交流館の活用を図っていかうというふうなことでなされたと思うんですけれども、そこら辺のところ、名前が全然ないということは、そういうふうなのを、道の駅というふうなことをやめちゃったのかなんていうふうに思われかねないですね。まして今新たに指定管理者制度になって、株式会社アドミニスター下田が指定管理者としてあそこを維持管理運営していくということになっています。私から見たら、1年以上たっても本当に指定管理者制

度になって何か新しいことが始まったのかどうなのか、全然見えていない面が多分にあるんですけども、本当にだからそういう意味でいったら、市はあの建物をどのようにこれから活用していくのかということに関して、何かあいまいで、指定管理者制度を導入しようが何しようが、道の駅という名前に変えようが何しようが、何かすごく方針があいまいなままになっているんじゃないのかというふうな思いがすごくするんですよ。それが主要な成果の文章の中に道の駅という言葉が一言も入っていないという、そこにあらわれているのかなというふうに思います。そこら辺のところでもう一度観光課のほうのご意見をお聞きします。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず最初の、いわゆる予算書上の名称でいう2款9項の関係の情報政策費の関係で、名称が適切ではないんじゃないかというようなご指摘のように受け取れましたけれども、基本的にはこの情報政策費というのは、この項目、事業構造それぞれ追っていただければおわかりのとおりだと思いますが、今現在下田市の電算のシステムというのがクライアントサーバーシステムでやっておるところでございます。これらの情報化を推進するための管理関係の系統に集約するところでございます。管理、そしてまた情報化の環境を整備という部分での位置づけになっておるところでございます。

議員がおっしゃっている内容的なものにつきましては、先ほど総務課長もちょっと触れましたけれども、具体的な内容については各課クライアントサーバー組織でやっているという部分もあって、各課で現実的に対応しているところもございますし、我々企画財政のほうで所管している部分については、情報化を推進するための環境の整備だというふうな位置づけでこの費目を使っているところでございます。

具体的内容につきましては、各課横断的に、例えばの話が、126ページをご覧くださいとわかるんですが、それぞれの委託費の中には、いわゆる市民課で扱っている全国町・字ファイル関係のものとか、税でいえば住民税法の改正関係だとか、福祉のほうでいえば医療手当の法改正部分、乳幼児医療関係等々、各課横断的にそれぞれの情報化を推進するためのその環境整備を重点的にやっているということでありまして、集中的にここで管理しているというような位置づけでこのような費目を使っているところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 情報公開制度、公開基準につきましてもう少しわかりやすく示してほしいというようなご質問でございます。確かに今この情報公開、とりわけ個人情報の保護につきましては過剰反応ということで、本来もう少し知らしめて、公共のために広く公開

すべきであるというようなことで、国のほうからもこの過剰反応に対して、各地方公共団体に対して助言の通知が来ているところでございます。

この情報公開制度につきましては、何が公開されて、どういうものが一部非公開なのか、あるいは公開できないものなのかと、公文書の中で仕分けをしているわけですが、これをもう少し市民の皆様方に、いろいろな紙媒体等も使いながら、詳細なお知らせをしていけば、この情報公開制度そのものへの関心が高まって、より有効に利用していただけるのではないかというふうに考えておりますので、今後、検討させていただきたいと思っております。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 県営港湾事業をもう少し具体的にというお話ですが、19年度の事業内容の内訳につきましては、鋼管くいの製作が6本、それからくいの打設が10本の予定でございました。くいの製作は行っているんですが、くいの打設ができないということで、できない事情の中に羽田空港の影響があるよというようなお話も聞いております。そのくい打設部分が19年度から20年度に繰り越されていると、そのような状況でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 番外。

観光交流課長（山田吉利君） 鈴木敬議員のご質問で、まず椿の関係につきましては、これは必ずしも軽視しているわけではございません。逆に椿だけでいこうということでもありません。もちろんあじさいというものが、まずあじさい祭という一番大きなイベントがありまして、まずそれが中心となってくるとは思います。ただ、椿についても、やはり季節の問題もあります。あじさいだけですとやはりそこで終わってしまいますので、逆に椿も3月とかその辺のいい季節に咲かせていくと。それから、いろんな史跡もございます。そういうことで、単一の公園ではなくて、全体の中での椿、全体の中でのあじさいというような形でとらえていただければと思います。率直に申し上げまして、この主要な施策の成果の表現については若干言われましたので、これはちょっと今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

それから、ベイ・ステージにつきましては、確かに道の駅ということで平成16年度から、トイレも道の駅とするためにできたわけですが、そういうことで16年、17年以降は非常に来場者が増えていると。駐車場も無料化したということで。そういう意味では、道の駅というのは非常に効果があったということは、観光課としても非常に効果があったというふうにとらえています。道の駅になったことによって、地図にも改めて道の駅マップとかいろいろ

んな形で、市からあえてPRしなくても地図上に載せていただいたりとか、いろんなパンフレットに載ったりとかいうことも、非常に大きな効果が当然あったと思っております。

今言いましたように、表現の問題ということで、決して軽視をしているわけではありませんが、下の飲食店街も道の駅化したことによって売り上げが非常に伸びたと。最初この施設ができたときに、ベイ・ステージとしてできたときですね。出店者ということで、出店者交流協議会というものをつくっているわけですが、不安がやっぱりあったようです。それが、この道の駅化したことによって非常に売り上げが非常に伸びてきたということで、今非常にいい状態で運営されていると、かなり黒字もあるということで報告等は受けております。ということで、あくまで、ちょっと表現を検討しなきゃならないんですが、道の駅ということについてはメイン事業の一つだというふうに考えております。

以上です。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 情報公開のことにに関して一つだけあれなんですけれども、前に総務のほうに区長さんの名前を聞きにいったことがあるんですよ。区長さん、名前だけ教えてくれました。でも、電話番号は教えてくれませんでした。どうやって連絡すればいいのかなというふうな。また、民生委員とか等々の名簿にも今名前だけになっていて連絡方法ありませんよね。本当に必要とする人たちはどうやって連絡するのか、どこまでやったらいいのかというそこら辺のところなんですけれども、連絡したくても連絡できないという状況があります。ここら辺のところ、個人情報もう一回考えてもらえればなというふうに思います。

それと、道の駅なんですけれども、道の駅というのは要するに民間のドライブインの大きなやつですよ、基本的にはね。ある程度の華やかさも必要です。今の道の駅は本当に全然何も変わっていない、道の駅という名前になっても何も変わっていない。相変わらず4時にはお店終わっちゃいます。海の交流館ですか、お店終わっちゃいますし、暗い、5時に行く結構暗いというふうなところになっています。一つの大きな原因、出店者ですか、確かにその人たちに店を出してもらった過程においては、いろいろ大変な時期にお願いして入ってもらったというふうな事情もあるようにも聞きますけれども、それから何年かたってある程度の収益が上げられるようになった、そういう中で、それが既得権益化しているんじゃないのかというふうな、要するに出店者が、新しく改革がなかなかできにくくなっているんじゃないのかというふうな懸念も少しあるんですよ。例えば、時間の延長だとか、それから新しいそういうテナント的なものを呼び込むことができないことなのかとか、あるいは朝市なんか

も駐車場の暗いところでやっていますよね、そこら辺の問題だとか、出店者が何かしら既得権益化しているというふうな気配というかわさも若干は聞くんですけども、そういうのを踏まえながら道の駅、これは指定管理者のアドミニスターのお考えというか、やろうとすることにも左右されると思うんですけども、市のほうとしてもそこら辺の問題を考えながら、これからより楽しい、よりお客さんがいっぱい来る、よりお客さんの期待にこたえられる道の駅にしていくというふうな努力が必要じゃないかと思いますが、回答はいいです。

以上です。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 情報公開に関連しまして、具体的に、例えば区長名簿等について触れたご質問がありました。確かに、先ほども申し上げましたように、情報の保護のために過剰反応という現象がさまざまな弊害を生んでいるという、これは指摘されております。したがって、こういったものに対しましては、先ほど申し上げましたように、国のほうから過剰反応に対して改善すべきところは改善すべきという助言の通知が来ているところはございます。

この公文書として行政が保管していく文章の中で、公開をするに当たりまして、対象者が同意をいただければ、これは公開できるという形でございますので、例えばこういったような公職にある方の名簿等については、名簿を作成する段階でその方々に同意をいただきまして、これこれこういう場合には公開してよろしいでしょうかということで事前にご承諾を得るような方法もあるかと思います。ただ、この名簿を公開することによりまして、これまでさまざまなご迷惑をおかけした事例もございます。例えば、物販業者から個人的に電話が入ったりとかいうことで、そういった弊害もございますので、そういうところも見きわめながら、こういうことには公開してよろしいでしょうかというところで整理をさせていただきたいというふうに思います。

議長（増田 清君） 観光交流課長。

観光交流課長（山田吉利君） 観光交流課のほうです。今励ましの言葉として聞こうと思ったんですが、確かに出店者、それから夜が若干暗いんじゃないかというところは、確かに私も感じてはいるところです。出店者については、現状アドミニスターのほうに、指定管理者ということでそちらのほうにお任せしているところもあるんですが、その前までの話を聞きますと、やはり敬議員がお聞きになったような既得権化といったらおかしいですが、やはり昔の苦勞がこうだったよというお話があったということは聞いております。出店者協議会の

中で月1回これ開いているんですけれども、要望も継続してしております。時間の延長とか、確かにそのとおりでして、やはり今、従来から農協さん、漁協さんについては5時で閉まってしまう。昨年度ハンバーガーショップですか、あそこが新しく入っていただいたわけなんですけれども、あそこについては相当遅い時間までやっているということで、新しいところについても、先ほどのギャラリーのお話もありましたけれども、場所も含めまして、なかなか適切な場所がありませんし、いろんな制限もありますので、どこもかしこもというわけにはいきませんが、新しいところに入っていて、そこが刺激していただくというようなことで進めていき、なおかつ継続して出店者協議会とも協議をしていくというような形で、少しでもいい方向に行ければなというふうに感じております。

以上です。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 1点だけ伺います。

一般質問のときの引き続きというか、19年度の教育委員会議事録に、教育長の報告の要旨と、議題及び議事の大意が載っていないということについてですけれども、総務課長はこの間、違反ではないけれども不備だということです。これについて、新聞に出てから数人の方から電話いただきました。それで、自分はまた調べ直したんですけれども、まず教育委員会会議規則の19条には、次に掲げる事項を記載しなければならないというものの中に、教育長と議題及び大意が載っていますよね。「ならない」ということは、これ義務規定なんですよ。義務規定をされていないのは違法だと思うんです。

それから、この間総務課長は地方公務員法の33条で、信用の失墜の行為の禁止ということでは申しましたが、その近くを見ていきますと、30条には、公務員の服務根本基準として、その中に、公務に対する信頼は必ずしも業務の処理に当たっての職員の意図や処理の結果のみに係るものではないから、職員は業務処理の手續や進め方に十分に注意すること、また、そしてこのような不備があった場合には、事件の発生を見たこの場合には機を失わず、その原因と経過を究明して再発防止に努めなければならないということになっています。こういうことから、この間からも自分は納得したわけではなかったんですけれども、途中で終わったようになっているんですけれども、調査と違反というか、その辺について伺います。

議長（増田 清君） 番外。

総務課長（糸賀秀穂君） 教育委員会の会議録の問題につきましては、当然これは教育委員会、執行機関という形で市長部局とは部局が違うわけでございます。それで、我々は教育委

員会の会議録の内容については、日常、承知はしておりません。そういう立場ではございません。それで、その内容について、あるときに委員会の会議録がこういう状況であるということを知りたしまして、これは求めているところの会議録とは異なると、不備があるのではないかということで、教育委員会のほうにはその旨お話を申し上げまして、改善を求めたというところでございます。

議長（増田 清君） 番外。

教育長（野田光男君） それでは、お答えしたいと思いますけれども、この前議員さんのご指摘のとおり、私たちも今調査をしているところでございます。ですから、またそれについては追って報告をさせていただきたいと思いますが、いずれにしましても、記載については私たちも十分ではなかったと、このことについては十分認識をしておるところでございます。

なお、これから改善をするべくお約束をしたいということで、私が就任してから3回会議を持っているわけですが、その会議録については特に問題なく今つくられていると、このように認識をしております。

以上でございます。

議長（増田 清君） 11番。

11番（土屋誠司君） 教育長、地方公務員法でこういうことがあった場合には原因の究明と経過を究明するということになっているんですよ。それをやってこなかったでしょ、6月から。だから言っているんですよ。何もやっていないじゃないですか。明らかにこれはしなければならぬというのは義務規定ですよ。これをやらなかったということは、違反だということですよ。

それで、この前も言ったけれども、19年度からなぜテープをとらなくなったかとか、だれが指示したとか、それ言ったって、質問項目やったって答えてないですよ。教育委員会の議事録というのは、ほかの委員会と違って、議事録を再確認しているんです、次に。それをよしでみんなが1年間やってきたんですよ。それは19条のこれに全く違反していると思うんですよ。その辺をちゃんとやってくださいよ。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 4時33分休憩

午後 4時54分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第1号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

教育長、答弁をお願いします。

教育長（野田光男君） それでは、先ほどお話しをさせていただきましたけれども、この件につきましては、議事録にその記載について本当に不備がありまして、また不十分であると、これは改めましてここでお話しをさせていただいて、この件につきましては調査を現在しているところでございますけれども、なおできるだけ詳細に調査をしていくことをここでお約束をしたいと思えます。まだまだ納得のできないところがあるかもしれませんけれども、今申しましたように調査をここで受けると、こういうことでよろしくお願いをしたいと思えます。

以上でございます。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第1号に対する質疑を終わります。

次に、認第2号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ないものと認めます。

次に、認第3号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 341ページに、車両のリースが新規になったということで、13万1,250円が新規のリース料で計上されているんですが、このリース契約期間はどのくらいか、リース料は期間で総額幾らになるのかお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） すみません、時間いただけますでしょうか。ちょっと手元にございません。確認しないとちょっとわかりません。すみません。

3番（伊藤英雄君） そもそも駅前広場で車が要るのかというのがまず第1点。最低限必要だとしても、購入のほうが安いんじゃないか。どう考えても購入のほうが安いんじゃないかと。リースにするほうが高つくんじゃないかと。これはコピー機なんかでもそうだけど、

わざわざ高いリース方式をとっているんだよね。一括して買えば安いものという趣旨なもので、車の種類と総リース額と、車を買った場合の価格、そもそも何に使っているのか。

議長（増田 清君） 暫時休憩いたします。

午後 4時57分休憩

午後 5時 8分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第3号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） 時間をいただきまして申しわけありませんでした。ダンプのリースなんですけれども、今まで借りていたリースが切れたので、2カ年の再契約のリースということでございます。車につきましては軽トラックでございます。購入とリースの関係でございますけれども、まことに申しわけないんですけれども、今回のリースのときに新規の購入の議論の前に再リースの議論が優先されたということで、その辺の議論は今後必要なのかなというふうに思います。

以上でございます。

〔「駅前広場で何に使うの」と発言あり〕

建設課長（井出秀成君） 駅前広場でいろんな、職員がごみ拾いから木の整理とか……。そういうことで一応必要ということで用意しています。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） どうも人の金を預かっているとは思えないような答弁だったんだけど、まずリースと購入の検討もしないですぐにリースを決めたというのも、一般会計と違って随分駅前広場も金があるということなんだろうけれども、ちょっと、それこそ不十分な、土屋何がし議員の言葉をかりれば違法なやり方じゃないかなと。やっぱり一番経費が安く済む方法でやるべきだと思うんだよね。自分のお金だったら何が得か、リースなんかだと毎年経費で落ちるから、経費で落ちたほうを望むような場合もあるから、個人あるいは会社ではそういうのを選ぶ場合あるけれども、行政としてはやっぱり一番経費がかからないやり方で効率的なものをすべきだろうと。だから、そういう意味でいえば、リースと購入の検討すらしていないなんてとんでもない話。リース期間が2年というのもよくわからん話で、金が

あれば1年、2年のリースというのものもあるんだろうけれども、リースが終わったら普通は車を、1カ月のリース料で1年借りるとかというような契約に一般的にはなっているのかな。その後、そういうことで借りる予定なのかどうか。13万1,250円というのは何カ月分のリースかお尋ねすると、それと、そもそも駅前に多少の植木か何かあるけど、あれは悪いけれどもダンプを使ってまで、軽トラを使うまでではないですよ。一輪車があれば大体済むような話でね。実際は公園に使っているなんていう話もあるんだけど、駅前広場だけだったら要らないんじゃないの。過剰設備投資じゃないの。本当に駅前使っているなら。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 明確な答弁ができなくてまことに申しわけなく思います。リースと購入についてはしっかりと今後考えていきたいとします。また、利用サイドの件ですけれども、それも含めてしっかりとチェック、検討、整備していきます。申しわけありません。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 19年度分につきましては、19年の6月1日からでございます。ですから、10カ月分ですか。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 2年では24カ月です。19年6月1日から21年5月31日まででございます。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） 24カ月です。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 5時14分休憩

午後 5時17分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第3号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

建設課長（井出秀成君） たびたび申しわけございません。車両の件につきましては、再リースでございます。19年度分は10カ月分ということで、13万1,250円の支出でございます。

以上でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 再リースだとは思わなかったもので、再リースの件はわかりました。それから、もう一点については決算委員会でしっかり審議をしていただきたいなと思います。ただ、この再リースだと聞いたときに、要するに旧のリース料が2カ月で2万7,300円、つまり1カ月1万3,650円なんです。新リースになったら随分安くなって1万3,250円と、400円下がっているわけなんでね。これまたよく理屈がわからなくて、通常再リースというともうちょっと安いんじゃないか。普通再リースになって1万3,650円が400円しか下がらないって、これまた何かすごい不思議な気がするんだけど、何か随分高い払いをしているんじゃないの、これ。最終的に物すごい高いものつかまされるということはないの。どうもこの再リースで400円しか中古が下がらないというのも、ありようとしてはすごい不思議なんだけれども、その辺はどうなってる。

議長（増田 清君） 番外。

建設課長（井出秀成君） 手元に明確な資料ないんですけれども、契約期間の差によって、2カ年という短い期間であるので、少し割高のリース料になってしまった。それがよいのか悪いのかというのはまた議論だとは思いますが。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） そういう意味合いでいけば、先ほどの議論に戻って、何らかの、買うとか買わないのかの議論がそのときにあったのかもしれませんが、今明確には言えませんけれども。

〔発言する者あり〕

建設課長（井出秀成君） はい、わかりました。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第3号に対する質疑を終わります。

次に、認第4号 平成19年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） 356ページの例の平成15年に長期繰替運用として、前年度が1億9,816万円、今年度は毎年1,238万5,000円ずつ出していくということですが、やはりこの本

来の趣旨からいって、こんな長期ではなくて、財政状況からいえば、きっちり早く返済をするという方向を目指すべきではないかと、こういうぐあいに思うわけであります。

それから、公共用地の取得特別会計の貸付金1億6,200万も、やはり駅前バスターミナルの利用というんでしょうか、そういうものをやはりきっちりしていく必要があるんじゃないかと思うわけですが、19年度決算においてはそういう計画もなく過ごされていくと、こういう経緯になっていようかと思うんですけれども、そこら辺のものの考え方はどうなのかということとは改めてお尋ねをしたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） まず1点目の、当初、平成15年度2億4,770万円を長期繰替運用ということでお借りしまして、20年返済ということで、現在1年当たり1,238万5,000円ずつ返済をさせていただいているところでございます。この辺につきましては、議員十分ご承知のとおり、前々からいろんな議員さん並びに監査委員の意見書の中にも、長期繰替運用については非常に好ましくないというご指摘をいただいていることは事実でございます。この辺につきましては我々も十分承知しておりまして、できるだけ早く返済の考え方を出したというところは考えているところでございますが、先ほど来申し上げたとおり、下田市の財政状況は非常に苦しい状況でございまして、逆に言いますと、こう言うては何ですが、手持ちの資金を有効に活用するほうが市の財政運営としては市民にとって利便だろうと。逆に言いますと、申しわけございませんが、ここにあります土地開発基金が現金として留保していたところで、こう言うては何ですが、近々のうちに先行投資等の事業はないわけでございますので、申しわけございませんが、せっかくある資金を今のところ有効に活用させていただきたいという意味合いをもって、法的にはちょっといかがかと思いますが、長期の繰替運用をさせていただいているところでございます。

それから、もう一点の、そういう意味では、基金から借り入れて公共用地の会計で処理しております駅前のバスターミナル用地でございまして、確かに議員おっしゃるとおり、1,651.28平米の土地を何ら、活用は確かに観光協会が有料駐車場で使っていたところでございまして、そこから発生する借地料については当会計で処理をさせていただいているところでございますが、確かにおっしゃるとおり、あそこ早めに市の財産として有効活用をすべきであるというところについては、町内のワーキング会議ですか、そういった意味で検討会議が設置されておりますので、その辺でまた何回も今後の有効的な活用について協議をしていきたいと、できるだけ早めにその辺は方向性を見出していきたいと、そのように考え

ております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 平成19年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。

3番。

3番（伊藤英雄君） 国保、2点ほどお尋ねします。

保険給付費で不用額が1億6,570万205円出ていますが、見通しとしては少し多かったんじゃないかという印象を受けますが、その点どう考えますかということ。

2点目は、歳入歳出差引残額が1億3,956万655円あるんですが、基金の積み立てを行っていないわけですね。これなぜ基金の積み立てを行わなかったのか。通常でいけば2分の1なり何なりの積み立てを行うのはルールじゃないかと。単年度決算でいえば歳入歳出、その年の歳入をその年の歳出でいくという論理でいけば、1億3,900万を繰り越すよりも、基金を積み立てるのが筋論じゃないかと思いますが。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 療養給付費につきましては、議員おっしゃるように少し見込みが多過ぎたということでございます。それから、基金積み立てにつきましては、前年度分の繰越金から7,000万積んであります。それから、次年度、療養費等の様子見えないものですから、極力次年度へ持ち越す分を多くしたということで、そのまま積まずに積みせてもらいました。

以上です。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 次年度の見込みも、何度も言うようだけれども、過大なんだよね、基本的には。それから、考え方として、ありようとして翌年度へ1億4,000万もの金をそのまま繰り越すべきなのか、それとも、やっぱり基金に半分なり何なりを積み込むのがどうなのかと。僕はやっぱり1億4,000万もの繰り越しがあるのであれば、やっぱり将来に備えて基金に積み増しをすべきだと、これが筋だと思うんだけど、いかがですか。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） その辺、また今後検討させていただきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 1点だけ質問と要望を兼ねてお願いしたいと思うんですが、やはり国保の持っている性格からいきまして、現在のこの徴収率が70%台だと。金額で言えば3割の人の金額が納まっていない。8割の人が納めて、納めていない2割の人の分まで負担をしている、こういう形態になっているわけですね。介護保険等々のその他の関連するものについては金額が決まってくるわけですので、やはり一定のルールを設けて一般会計からの繰り入れを当然すべきだと。やはり3割しか徴収できないというのは運営上のまずさといえますが、そういう責任が当然あるんだろうと思うわけです。それを8割の払っている人たちにすべてかぶせるといのはどう考えてもおかしいし、今までも一定のルールのもとに一般会計からの繰り入れ制度というものをとってきたわけです。それが財政再建だといってすべて切り捨ててしまうと、こういう方向というのは国保会計の運営上大変困難を、過大な保険料を住民に課すと、こういうことにもつながる。しかも不公平な課税をするという形になるわけですので、ぜひとも一定のルールをつくって、一般会計からの繰り入れを検討すべきではないかと。そして、多くの自治体がそういう方向を実際にやっているという現状が一方ではあるんじゃないかと思いますが、決算上はそれらのものがほとんどないと、こういう形態ではないかと思うんですが、お尋ねいたします。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） すみません、健康増進課で今ここでどうのこうの言えませんもので、申しわけないんですが、財政とも協議しながら進めていかせてもらいたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 平成19年度下田市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

次に、認第7号 平成19年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する
質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 介護保険、1点。介護保険の介護給付準備金、今年度3,184万3,000円
積み増しをしまして、19年度末で3億4,822万3,000円の積立金ができただけですけども、
この準備基金というのは大まかどの程度のものが必要だと考えているかお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 時間ください。

議長（増田 清君） 暫時休憩します。

午後 5時31分休憩

午後 5時37分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、認第7号の質疑を続けます。

当局の答弁を求めます。

番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） 貴重な時間をすみませんでした。平成17年度につくり
ました高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画、ここによりますと、17年度末の基
金が3億3,600万、それから基金の取り崩しを2億1,300万いたして、約1億残るようなこと
で計画が立てられておりましたが、最終年度になりますとこのような金額が基金に残ってし
まったという状況でございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 結局何を言いたいかというところ2点ありまして、1つは、予定よりも基
金が積み上がったというのは、介護保険が実際には活用されていない面があるんじゃないか
と。それは介護の認定から始まりまして実際の介護サービスの提供の仕方、こういうところ
に問題がないのかどうか、あるいは施設がまだ足りないのか、十分に介護保険が活用されな
いのために基金がどんどん、サービスが行われず基金がたまっているんじゃないかと、その
辺を考えていただきたいというのが1点。

もう一つは、介護では収支枠で4,100万円残ったと。そのうち基金に3,100万円積んだと。
1,000万円を要するに翌年繰り越しにしたと。国保と随分違うんだよね。国保は1億4,000万

近くを丸ごと繰り越しにして基金に何も積まないのに、介護では4,000万のうち3,000万も積むというのも、これまた何か論理的な一貫性がないというか、運営は同じ下田市がやっているのに、対応が少しばらつきがある。そこに何か哲学といいますか、運営上の会計処理における一貫性が見られない。場当たりの何かやっているんじゃないかという印象を受けるんだけど、これは参考意見で企画財政課長のご意見求めたほうがよろしいですかね。この辺の基金をどのように積むかについて、企画財政課長、目も合ったことだし、お尋ねしたいなど。

議長（増田 清君） 番外。

健康増進課課長補佐（大野信夫君） すみません、先ほど介護の活用のほうですね、サービスの適用の仕方がまずいんじゃないかということですけども……

〔「まずいとまで言わない」と呼ぶ者あり〕

健康増進課課長補佐（大野信夫君） おかしいじゃないかと。これにつきまして、また現状把握しながら、今年度、来年から3年分の事業計画をつくらなければなりませんもので、そのときにあわせて検討していきたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者あり〕

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 各会計の基金の取り扱い、積み立ての取り扱いにつきまして、基本的には一般会計から始まりますと、いわゆる前年度の繰越剰余金をどのように取り扱うかということに尽きるかと思うんですが、基本的なルールという部分でいえば、地財法7条の規定によりまして、前年度繰越剰余金の2分の1以上を基金に積み立てて健全財政の運営に資するというものが一つの大きな目標にはなっていると思います。

たしか一般質問のときにも議論がございまして、国保の関係についてはどうであるかということで、私もちょっと昔国保担当したことはありますが、詳しい話はなんですけれども、要は担当の説明の中では、いわゆる国保でいうと支払い準備基金、一般会計でいえば財政調整基金に当たるようなものだと思うんですが、確かに政策は違いまして、やはり支払い準備基金の経営については、将来の療養費の支払いについて支障が起きないように、これはそういった意味では国保会計の健全財政運営のための基金であると。そういった意味では、議員がよく主張される国保税の値下げについての財源譲渡ではなくて、将来の医療給付費の不足の事態に備えて積み立てておきなさいと。それが、たしかあのときの答弁では、医療費の

5%ぐらいの規模で積み立てるといようなお話がたしかあったと思いますけれども、現実的には下田市の場合はそれを積算しますと約1億4,000万ぐらいの金額が必要であると、現実には今1億しか積み上がっていないと。だからまだ不足の段階であるのでといようなお話があったと思いますね。

〔発言する者あり〕

企画財政課長（土屋徳幸君） それは次年度の会計の運用上のいわゆる繰越財源として流用させていただくということでの考え方だと思うんですがね。一方、介護との整合性といひますか、基金に対する姿勢の一貫性がいかなものかといひのは、基金の積み立ての仕方といひのは、それぞれの会計の次年度の予算規模に応じた、いわゆる繰越財源の有効の活用をしたいといひところでありまして、できるだけ繰越財源を次年度の事業費に充当したいといひことは、一方では税の軽減にもつながるといひ部分もあるかもしれませんが、それぞれの会計のありようによつて判断せざるを得ないのかなと。基本的な部分についてはルールはあるかと思ひんですが、そういういひ形で対応せざるを得ないのかなといひふうにいひます。

議長（増田 清君） 3番。最後です。

3番（伊藤英雄君） 言いわけも込めながら答弁ありがとうございました。基本的なルールとしては、翌年度の繰越金の2分の1以上を積むのが望ましいと。ここはやっぱりしっかり踏まえておく必要があると思ひますよ。会計によつていろいろある云々なんて言つていましたけれども、一緒ですよ、基本的には。そのためにルールといひものがあるんだから。個別の、特段の事情があればともかく、今までの答弁を聞いている限り特段の事情はないわけなので、しっかりその辺は18番検討していただければ結構かと思ひます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもつて、認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

次に、認第9号 平成19年度下田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

3番。

3番（伊藤英雄君） 主要な施策の成果、221ページ、ここの中地区下水道970万7,250円と、中地区温泉管移設工事1,123万5,000円が随意契約になっているんですが、この随意と競争入札、これ金額でたしかやっているところがあった、500万じゃなかったかと思うんですが、いずれにしてもこの随意契約をやるには額が大きいんじゃないかなと。これがなぜ指名競争入札にならずに随意契約になったのかお尋ねします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 主要な成果の221ページの、まず真ん中の8830下水道幹線管渠築造工事の2段目、970万7,250円、下田興業、6号事由ということで、これは中地区、ちようどエイデンの前からずっと国道やっていたと思うんですけども、あそこで共同施工といいまして、下水道事業がメインになりまして、あそこに水道の450の铸铁管と、それから250の石綿管が入ってまして、それも一緒に、石綿管がありますので、直そうということで、堀山を別々に掘りますと幅が広がりますので、その辺を経費的にも削減できるということで共同施工やったということで、当然その前の2,900万、約3,000万弱の工事をとった業者、同じ現場内、合算することによって経費も下がります。ということで、事由の6号ということで、競争入札に付することが不利と認められるときということがありまして、ほかの業者さんが入れない。ましてや合算で経費が下がるということで随意契約をさせてもらいました。

共同施工は、もう片一方の下水の工事が公共で補助対象なものですから、起債事業ですと案分を出した金額を算定して水道事業に請求するという形でやるんですけども、これは公共の対象で別途に設計書を1本作成しまして、共同施工分ですよということで請求することになりますので、別途の工事、やむを得ずやっているということです。

それから、その下の温泉の移設工事ですけども、これも中地区の同じ現場だと思うんですけども、温泉会社も、温泉管が入っておりまして、温泉管も移設する必要があるまして、下田興業の同じ現場内の工事ということで合算してやっております、同じ6号事由という、合算をすると。ほかの業者が入札やりまして、同じ堀山のところに入るわけにはいきませんので、当初の3,000万弱の下水道工事を受注した下田興業に随意契約をしたといった状態です。金額が900万と1,000万ということで大きいんですけども、合算をすることによりまして金額が減っているということで、6号事由を使いましての随意契約ということでございます。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 半分わかって半分わからないんですが、そうであれば、合算したほうが有利ということであれば、中地区の下水道のほうは独自工事にしなきゃならんという話で独自工事なんだけれども、例えば3工事を一括して指名競争入札というような方法もあるんじゃないのかなという気はするんだけど、これは全く同じ一つの穴を掘って下水と温泉管を両方埋めたからということなんですかね。温泉管と下水管を。理解としてはそういう理解になるのかな。

それから、その上のやつは、同じところだけれども、全くよくわかりにくい。同じところに穴を掘ってやっているんだけど、片一方のところは共同施工だから……。そうなると一緒になんだ、場所はな。だけれども、おれの理解だと、普通は穴掘り代は除くんだよ。おれが前いた会社なんかでやったことにおいては、工事から穴掘り代は除くんだよね。穴掘ったやつはもうその穴を使えばいいから、見積もり予算のときに穴のものを除いて、管工事のところだけを見積もりで工事をさせるんですよ。だから、除けば指名競争入札ができるんですよ。安いところへ出せるんだよ。そうさ、指名競争だけの穴代なしで一番安いところへ出すんだから、指名競争入札ができるんだよ。それやっていたんだもん、だって。そのところもうちょっとわかりやすく。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 先ほども申しましたけれども、下水道事業は補助事業と、それから枝線管渠の起債事業というふうに2つ分けますけれども、補助事業の場合は補助金が下水道の本来の正規の幅の分の設計書で、それでいかないと補助金説明つかなくなります。要するに1メートルの幅で本来下水掘りますね。水道が入る場合は、占用基準というのがあります。管の面から面まで、最低ラジエットが入る310離すとかといういろいろルールあります。そうしますと、1メートルの堀山でいいものが、1メートル20必要になりますよと。例えば、下水道管と水道管を入れる場合に、1メートル20。20センチ分については全体で発注して、それを公共の分で補助対象の分ですよという案分については上で認められませんので、別途20センチ分の土工事と、それからダストの巻きだとかというそういうものを、20センチ分のやつを共同施工分、例えば今の970万の分ですか、そちらのほうに20センチ分の設計書を計算して、それで全体を出して、それで案分の比率で経費はさっぴきか案分かどちらかでやるんですけれども、そういうやり方をしていますので、公共の対象の分は一括で入札ばんとかけられないわけです。あくまでも補助金が明確にならないということだと思えますけれども。枝線の場合は案分を、例えば1メートルのものが1メートル20ありますので、

1メートル20の幅で発注を入札かけます。中の口径案分で計算しまして、水道の分の、あなたの負担金は幾らですよという、そういう計算の方法とっています。これは十何年来そういう形でやっておりますので。したがって、公共の、幹線の8830事業のところにつきましては、全体の断面の形状で入札することはできません。逆に、枝線管渠の場合、起債事業の場合は幅広い全体で入札を執行していると、こういう形をとらせてもらっていますので、こういう6号事由を理由とした随意契約が発生するということでございます。

〔「温泉管」と呼ぶ者あり〕

上下水道課長（滝内久生君） 温泉管も同じように、距離的なちょっと問題あるんですが、下水と、例えば今度温泉管というふうになれば、先ほど言いましたように、本来下水は1メートル。温泉管を入れることによって管を離しますので1メートル20の幅が必要だよと。1メートル引いた20センチ分を設計書もまたつくるということになります。

議長（増田 清君） 3番。

3番（伊藤英雄君） 水道管と下水道の話はわかったんですよ。だけれども、当初の一番最初の説明は、8830事業の中地区下水道管渠工事2,940万6,300円と一括だというから、これ水道じゃないですよ。両方が下水道なんだよね。だから、今の水道と云々というような話が違っちゃうんだよね。要するにお互いに下水道同士の話なんだよね。2,940万6,000円のところと同じ穴を使うというのであればね。それは掘削のところは掘削で幾らというのまで見ているんだから、それを除けば、別に除いたところで競争入札やればいいんですよ。この温泉管移設も、要はこれを全部同じ工事を、例えば補助金の対象、上限については、要は同じ工事を補助金のところと補助金が見つからないところで分けただけで、実態は一つだよという話だけれども、だとすれば、下のほうは土工事を含まないということではあるのかな。そこをもう一回確認したいのと、温泉管のところもよく意味が、同じ一回の掘りで済むというのはいいんだけど、そこでいえば、要は掘り代が入るか入らないかの差であって、別の業者だって、同じ業者でやったほうがいいといえばいいんだけど、安く済ませるという意味では、やっぱり指名競争入札やったほうがいいんじゃないの。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 説明が下手ですみません。最初申しましたように、公共の場合は、本来の下水の正規の1メートルの幅で設計書を組なきゃまずいと。余分な分については別途設計書をつくと。余分な、例えばさっき1メートルと1メートル20という話しましたが、20センチ分については土工事も全部入ってきます。何で安いかというと、下

水管は矢板が全部入ってきます。矢板の分の切り張りの分がちょっと延びるだけで、金額的には20センチやることによって、本来公共の分は多少助かっている部分はあるんですけども、今伊藤議員がちょっとわからないと言ったのは、本来8830事業のところ温泉管もその下にあれば一番わかりがよかったのかなというふうに感じますけれども。あくまでも現場は同じ現場ということで、公共の場合は全部ひっくりまとめて入札はかけられないと。別途積算をしなければまずいですよと。公共は公共だけの精算額が必要になりますので、そういう形を、要するに別途の設計書をつくって、それを負担金として請求していると。起債事業の場合は全体の堀山を全部計算して別途案分で計算して負担金額を出していると、そういうやり方をやっております。温泉管も水道管も、たまたま上水は下田市がやっている公営企業ですけども、あくまでも企業です。温泉も企業です。あくまでも下水道がほかの企業を相手にして共同施工の契約をしているというような形になります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 下水道について1点お伺いいたします。

下水道会計は起債が約90億、一般会計から約7億からの繰り出しもあるわけでございますが、私常々ちょっと疑問に思っているのでお聞きいたしますが、今下水道の施設は稼働が約3分の2ということを知っています。かなり下水道の施設の用地が左右に、施設の右側がヘリポートになったわけですね。左側がかなりの四、五百坪の用地があるんですけども、もう何十年来あそこでテトラポット等の製造が行われて、つい最近には神子元島の沈船の399トンですか、船の鉄線の解体等が行われたんですが、聞くところによれば下水道法であの場所を使ってもお金は取れないんだよと、こういう話も以前に聞いているような私記憶があるんですが、今の下田市の人口でこの施設を維持管理しても、あの施設の用地というのは増設というのができないんじゃないかなと、将来にわたって。そうしますと、あの施設を下水道の用地にするよりも、下水道の用地から外して、一般の市の雑種地とかそういうのにすれば、借地料等のお金も入るのではないのかなと、こういうふうに素朴な疑問を思っているわけです。なおかつ短期の一時借用なら、それなりの契約によって収入源にもなるのではないのかと思いますけれども、この辺について市はどのような考えでいるのか、またそういうことを研究したことがあるかないかお聞きいたします。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 大変難しい問題なんですけど、そもそもあその今ヘリポート

の用地になったところはコンポスト用地、それからテトラポットをつくったり何なりしているところについては高度機能化ですか、今現有ある施設で浄化できなくなった場合の施設をつくるための用地ということで確保して、その計画が認められてあれだけの埋め立て面積を得ております。将来増設できないのではということがありますけれども、今短期的に無理だろうなという見解をとって、いざそうなった場合にどうするんだという話になりますので、あくまでも将来的にも安定した用地を確保するというのは下水道の浄化センターとしては大事だというふうに考えております。

いろいろな目的外使用のことにつきましては、ドクターヘリのヘリポートが一番いい例なんですけれども、あくまでも公共的なものでなければ、目的外使用の申請出しておりますので、それ以外は認められません。あくまでも目的外使用でありますので、使用料金の占用料といいますが、そういうものについては条例化しないと取れませんので、目的が本来違いますので、占用料は取れない。今現状利用しているのは、一番最近ですと外浦のアマモを干してどこかへ持っていくとか、あと産業振興課の須崎のテトラポットをつくるとか、今岩盤掘削しますので、その仮置きをしてまた戻すとか、そういう仮置きのエリアとして利用するとか、そういう公共的なことについてだけ許可を出しております。ただし、占用料といいますが使用料については無料ということで行っております。

先般、神子元島の船の関係で場所をお貸ししたことについては、下田市としても神子元島の沈船については一刻も早く撤去してもらいたいということで、一番最短距離にある宿なものですから、業者さんも使いたいということで、下田市としても各関係機関に早急な撤去をお願いしている関係で、それはやむを得ないと、公共的なものだということで許可しております。将来的なことはちょっとはっきり今、これを何年につくりますということは言えないんですけれども、そういうおそれのある場合、将来そういう機能が必要になった場合のことを考えますと、今手放すわけにはいかないと。

それと、またお金の話になりますけれども、起債の繰上償還と、それから補助金の返還が出てきますので、面積割で来ますので、莫大な金を返さなきゃならないということがありますので、今現状としてはちょっと無理かなということで、しばらく今のような利用形態をキープしていきたいというふうに考えています。

議長（増田 清君） 9番。

9番（増田榮策君） 今の施設が将来的に必要であろうとも、私は10年や15年ではあの用地を使うというようなことは考えられないんじゃないかなと。ですから、将来は使うとしても、

別にそこに上屋を建てるわけじゃないので、使うための、ほかの企業が使ってもお金を取るための何か方策を考えるべきじゃないかなと、こういうふうに思うわけですよ。ですから、もう20年近く外防の工事やっていますよね。外防の工事そのものは業者が落札してもうけのためにやっているんですよね。公共工事といえども。この間の船の解体も、船の相当なお金が出田へ落ちていたんですけれども、それはほとんど保険会社が出しているわけですよ。ですから、一時的に下水道の用地を僕は外しても何ら差し障りがないような気がするんですよ。そこを別に短期の占用であれば、そういうことを含めて収入を考えるいい機会じゃないかなと僕は思ったわけで、その点についてもう少し研究の余地があるんじゃないかなと。

下水道があと15年であの施設が老朽化して、隣のほうに増築するとか、または施設を大きくするとかということはほとんど考えられないと思うんですよ。今の施設自体が3分の2しか使われていないわけですよ。老朽化はしているけれども、あの施設が、果たしてあの用地が、将来必要だと言われればそれは当然必要なものだし、当時の計画では下水道の用地としては当然計画の段階で用地として確保したものだろうと思うけれども、今の下水道の現状を考えたら、1円でもあそこから収入を上げるような方策も考えるべきじゃないかなと、こういうふうに思うんですけれども、その辺は研究の余地があるのかなのか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 料金を取るということにつきましては、一応条例が必要になってきますので、それは現状としてはまず無理だなというふうに思います。ヘリポートも、ドクターヘリとそれから防災関係、あとやむを得ずというのは認めるんですけれども、そういうときを考えますと、着陸料欲しいなという気持ちは常々持っていますけれども、あくまでも今の条例をつくらないと占用料なり使用料取れませんので、方法はあろうかと思えますけれども、適化法の関係もありますので、その辺をかいくぐってできるということであればまた検討の余地はあると思いますけれども、貴重なご意見ということで、少しでも収入上げるというのは考え方一緒ですので、またちょっと作戦を考えてみたいと思います。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

1 番。

1 番（沢登英信君） 下水道事業の財政負担が大変大きくなっていると、こういうことが言えようかと思うわけでありまして。歳入で見ますと使用料1億2,500万、大ざっぱに言ってもですね。そして、経費のほうは事業費が1億5,200万。2,700万程度、3,000万弱ぐらいが結局、新しい施設をつくるわけじゃない、今ある施設を回していくのに2,700万から3,000万ぐらい

の赤字を出している、こういう経緯になっていようかと思うわけです。

この217ページの主要な成果で見ますと103戸、303人を今年度はつないでいただいたと。2,632戸7,149人になって、水洗化率は60.7から63.1になったと。63%にもなりながら、どういふわけで採算がとれないんだと、こういう疑問が当然出てこようかと思ひます。下田市が観光地であると、海や川をきれいにするのに、一般の住宅の人たちの汚水を処理するだけではなくて、観光地として旅館業等々の汚水を処理しなければ、経済的にも、また海を、川をきれいにするという意味でも不十分だということをおあらわしているんじゃないかというぐあいに思ひます。

そういう点で、水洗化率は大変高くなっていると。しかし、その地域の中での処理すべき汚水と処理している率はどうなっているんだと。恐らく5割もいっていないと。3割程度じゃないかというのは推測をするわけでありすけれども、どういふようにそこを分析をされているのか。ぜひとも水を大量に使う観光業関係の皆さんの協力、下水道に加入していただくと、こういう措置を努力すべきではないかというぐあいに、そこにポイントがあるんじゃないかというぐあいに私は考えるわけでありすけれども、この下水道の現状、19年度決算の現状をどのように担当課長として理解をされているのかお尋ねしたいと思ひます。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） いろいろご意見ありましたがけれども、まずは採算の面なんですけれども、独立採算制がとれないということで、公費適用ということで、官庁の会計方式を使ってやっておるわけなんですけれども、今ご指摘のとおり2,700万、3,000万弱ですか、経常経費という表現したほうがいいんでしょうか、赤字になっていると。昨年度下水道料金の改定をお願いいたしまして、経常経費分は使用料金で賄いましょうということで、この20年4月1日から料金改定をさせていただきまして、何とか経常経費分は賄えるだろうということになっております。一部、ほんのちょっとですけれども、計算上は資本費のほうまでいけるのかなという計算になっております。

これだけの、水道と違ひまして、まだ短いですね。社会資本の投資がやっている時間短いですね。水道とは比べ物にならないくらい短い。それと、メーター当たりの単価が大変高いものでございます。大変大きな費用を必要とする事業だということで、償還も本来は使用料金で賄うというのが企業会計の原則なんですけれども、とてもそういう事業ではないと。

それから、使用料金が増えればそれにこしたことはないんですけれども、環境ということをご理解願っても、どうしても今の経済状況下、なかなか一步踏み切れない、踏み出せない

というこの下田の状況があるかと思えます。やみくもに接続、接続をお願いして、結果的に未収金につながっても問題となりますので、ある程度社会状況が許すような状況になれば、おのずと接続はしていただけるものと思っています。既存の浄化槽も経年で劣化してきますので、おのずから、短期的なことじゃないんですけれども、長期的には順次下水のほうに接続していただけるというふうに考えております。

最初に申しましたように下水道に対する考え方ということですが、本来資本費のほうが何とかなれば独立採算制をとって法定企業の企業会計にしたいとは思っておりますけれども、まだまだそういった一般会計への繰り出しを7億何がした頼らなきゃならないといった状況で、法定企業にはとてもなりませんので、現状の状態である程度進まざるを得ないのかなというふうに考えております。

すみません、汚水量についてはちょっと今資料持ち合わせておりませんので、後ほど報告させていただきます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 平成19年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ありますか。

13番。

13番（土屋勝利君） 水道事業で年々諸収入の件数が減っているというような中で、今後どのような対応をしていくのか、その辺が大きな問題ではないかなと非常に思うわけです。それで、特に年間の配水量、これは減っている、そしてまた有収水量も年々減っているような状況であるということで、特に老朽管と石綿管の布設をしておりますが、どうも無効水量が一向に減っていないというような状況ではないかなと思うわけですが、それで昨年たしか、私もちょっと質問してありましたが、白浜のほうで漏水しているというようなことで、今後その辺を対応していくというようなお話を聞いているわけですが、その辺の対応をどのようにしたのか、また一向に配水管のあれが、今年が43件、昨年が45件というほとんど変わらないような状況で管が破損しているということですが、それで、特に石綿管を1,213メートルやっているということですが、これはまだ大分残っていると思うんですよ。この辺はどのような形で今後対応していくのか、その辺と、それと漏水管の、これも大分破損している

のではないかなとちょっと感じるわけですが、その43件の比率、石綿管がいつているのか、それとも老朽した管が破損しているのか、その辺がどのような形でこれが出ているのかちょっと報告願いたいと思います。

あとは、今の無効水量の対応をどのように考えているのかお聞かせ願いたいと思います。
議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 白浜方面の有収率が落ちていたという報告、昨年でしょうか、したということですがけれども、漏水調査を重点的に、今年度ですけれども、20年度におきまして漏水調査を集中的に白浜入れるようにということで、先般発注する段取りしたところです。本年度はプリンスホテルの近くの白浜系統の送配水管の布設替えを今設計しているところであります。石綿管が約10キロ残ります。石綿更新事業ということで前々から鋭意やってきたんですけれども、6次拡張事業で須原のほうの拡張事業もあります。耐震補強の関係もあります。ということで、全体のバランスを、起債も余り増やしてもいけないということで、その辺のバランスをとりながら、身のたけに合ったといいますか、今の現状の上水の企業の状態で許す限りの石綿更新を少しずつやっていこうということを考えています。

現在、東西本郷にもかなりまだ石綿管残っています。私は前にいたときに、西本郷を先に行こうかなということでやっていたんですけれども、それ以上に漏水しているところが多いということで、そちらのほう優先的にやっていきますので、今後は東西本郷にも広げて、許す限り、1キロ目安ですね、年間1キロ目安にやっていきたいなというふうに考えております。

それから、43キロの破損の中の種別については、石綿なのか鋼管なのかというのは、ちょっとすみません、資料持ち合わせていませんので、後で報告させていただきます。

それから、無効水量の対応なんですけれども、ひいては有収率を上げるということでもありますけれども、漏水につきましては水道事業をやっておりますと追いかけてこです。大量に漏水していれば路面に出てきますので、ほとんどの場合わかるんですけれども、なかなか毎年漏水調査をして一通り直して、また次の漏水が始まってきます。徹底的にやるということであれば、漏水調査の距離を延ばして、下田市の200何十キロを2年間ぐらいでやっていくというような形になりますと、かなりの漏水が拾えるんじゃないかというふうに考えています。

あとは、配水量と各家庭のメーターから拾う有収水量、これはどこにどれだけの大きな漏水があるのか、昔から私も不思議なんですけれども、メーターの誤差なのか何かよくわかり

ませんけれども、どうしてもそれだけの誤差ができてしまうということで、上水道事業者の悩みの種です。ちなみに、丸きり新しい浄水場、配水施設、配水管ができたとしても、有収率は95%が精いっぱいだそうです。新しいところ昔見学に行かせてもらったんですけれども、95だそうです。どういうわけなのか95だということで、原因はわからないということで、永遠の課題なんですけれども、できることから少しずつやっっていこうというふうに考えています。

議長（増田 清君） 13番。

13番（土屋勝利君） 今の漏水について、本来ならある程度途中での計量というか、そういうものが、中間時間での計量というものがあ程度できるんじゃないかなと思うんですよ。その辺をもう少し出ないうちにやって、ある程度、95%というけれども、下田の場合にはもっと低いあれになっているんじゃないかなと思いますが、そういう中で、もう少し、ただどこで漏れているのかわからないというような形でなく、ある程度は調査した中で無効水量をなくすような対応をしていくべきじゃないかなと。それと、今後は稲梓方面への給水もある程度出てくる、そういうことになれば当然この辺の量が完全にとまっておれば、今の総配水量の中で十分に対応ができるんじゃないかなというふうに感じるもので、その辺を今後当局としては十分に調査して対応していただくように特にお願いをして終わります。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第1号から認第10号までの10会計の決算認定に対する質疑は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第10号までの平成19年度下田市各会計の歳入歳出決算10件につきましては、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

ただいま設置することになりました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において、1番、沢登英信君、4番、土屋雄二君、5番、鈴木 敬君、6番、岸山久志君、7番、田坂富代君、8番、土屋 忍君、10番、大黒孝行君、11番、土屋誠司君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） ご異議がないものと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正・副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思います。

委員の方は議会応接室へお集まりください。

ここで暫時休憩いたします。

午後 6時27分休憩

午後 6時41分再開

議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここでご報告申し上げます。

休憩中、決算審査特別委員会を開催し、正・副委員長の互選をいたしました結果、委員長に沢登英信君、副委員長に岸山久志君が選出されましたので、ご報告いたします。

報議第3号及び報第4号の上程・説明・質疑

議長（増田 清君） 次は、日程により、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の報告を求めます。

番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてをご説明申し上げますので、恐れ入りますが議案件名簿の11ページ、説明資料では1ページからをお開きいただきたいと思います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、平成19年6月15日制定され、同月22日公布、

平成20年4月の一部施行により、平成19年度決算から財政指標の数値の公表が義務づけられたところであります。

ところで、本法の制定の背景でございますが、多くの地方自治体の危機的財政状態が危惧されていた中、国としてはいわゆる再生型破綻法制の整備を検討していたところ、平成18年6月、北海道夕張市が地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建、いわゆる財政再建団体への申請を、平成4年の福岡県赤池町以来14年ぶりに決定したことにより、法の整備を急ぐこととなり、このたびの制定となったものであります。

従来の再建法では、早期是正、再生という観点からのわかりやすい財政情報の開示や正確性を担保する手段が不十分であること、再建団体とならなければ建設事業債が制限されるという基準しかなく、それ以前に早期是正を行うという機能がないこと、普通会計を中心にしたフロー指標のみで、ストックの財政状況に課題があっても再建の対象とならないこと、公営企業に早期是正機能がないこと等の課題が多く指摘されていたところであります。これが改善のため、早急な再生法制の見直しが求められ、このたびの施行となったものであります。

そこで、本法の趣旨をかいつままで申し上げますと、地方公共団体の財政は、本来住民やその代表である議会の監視のもとにコントロールされ、健全性が確保されるべきものであります。今後の地方分権の推進を念頭に置けば、従来にも増して、できるだけ住民によるチェックという自治体本来の機能を発揮することにより、地方公共団体の財政規律の強化を図っていくことが重要であるということであります。このため、新しい地方財政再生制度については、財政情報の開示を徹底し、透明なルールのもとに早期是正措置を導入することにより、住民のチェック機能を働かせ、財政再建を促していくことを柱とする早期是正再生スキームを構築しなければならないというものであります。

それでは、報第3号の内容であります。議案件名簿11ページにありますとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成20年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するというものでございます。

法第3条とは、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない」と規定されており、この規定により、ただいま申し上げた実質赤字

比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標、いわゆる健全化判断比率をご報告申し上げるものでございます。

それでは、ここで各指標の概要をご説明いたしますので、条例改正関係等説明資料の1ページをご覧くださいと思います。

まず、1の実質赤字比率であります、(2)の算定式にあらわされているとおり、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であります。当市の普通会計とは、一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計であり、この3会計の純計額において繰上充用等の赤字額はございませんので、議案のほうを見ていただきますと、表の下段注意書きにありますとおり、赤字額がない場合には棒線が表示されております。なお、括弧書きの14.43%は早期健全化基準で、同法施行令第7条第1項第1号八で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、当市の場合14.43%以上となると早期健全化の対象となるというものであります。以下、他の指標もそれぞれの基準以上となると早期健全化の対象となるとご理解いただきたいと思います。

さて、早期健全化団体となるとどうなるかということですが、起債の許可制は当然のことながら、法第4条では、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、当該年度を初年度とする財政の早期健全化のための計画、以下、財政健全化計画を定めなければならないとなっております。この内容は、要因の分析、計画期間、早期健全化の基本方針、赤字解消の方策等を市長が作成し、議会の議決を得て定めることとなっております。なお、平成20年度決算からは次年度の9月30日までに当該計画の実施状況を議会に報告するとともに、公表することが義務づけられているところであります。

次に、2の連結実質赤字比率であります、説明資料の1ページをお願いします。

(2)の算定式でありますとおり、全会計すべての実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、これも議案において実質赤字比率と同じく赤字額はございませんので、棒線表示となっております。ちなみに、早期健全化基準の19.43%は、同法施行令第7条第1項第2号八の規定により、市町村及び特別区は一律実質赤字比率に5%を加えたものであります。

次に、説明資料2ページの3の実質公債費比率であります、これは既にご案内の指標でありますので、詳細は省かせていただきますが、(2)の算定式にありますとおり、端的に申し上げて、実質公債費の標準財政規模を基本とした額に対する比率の3カ年平均であります、ここで従来の算定式から若干の変更がありまして、分子の控除額と特定財源に都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税が加わることになり、こ

れによって分子の数値が下がることになりました。議案においては、結果、平成18年度決算時の数値20.5%より下がり、17.4%となったものでございます。しかしながら、従来の算定方式で試算しますと20.8%となり、改善した状態ではないことをご承知願いたいと思います。

なお、早期健全化基準は25%で、同法施行令第7条第1項第3号の規定により、一律25%となっております。

続いて、4の将来負担比率であります、(1)意義に記載されているとおり、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、一般会計等の起債残高、債務負担等、いわゆる将来へ引き継がれる実質的借金の標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、本市の場合、議案にありますとおり、129.8%となっております。早期健全化基準は同法施行令第7条第1項第4号の規定により、指定都市を除く市町村及び特別区は一律350%となっておりますところでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿に戻っていただいて、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、平成20年度において公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するというもので、各比率につきましては、ただいま申し上げた内容のものであり、平成20年9月11日に報告するというものでございます。

以上で、報第3号 平成18年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) 番外。

上下水道課長(滝内久生君) それでは、議案件名簿の14ページ、議案説明資料の8ページをお開きください。

報告4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、平成20年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告するものでございます。

本法制定の背景、趣旨につきましては、報第3号の説明においてなされておりますので、ここでは省略させていただきます。

それでは、資金不足比率についてご説明申し上げます。議案説明資料の8ページをご覧ください。

資金不足比率ですが、これは公営企業における資金不足の状況をあらわしたもので、この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があることとなります。経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は、議会の議決を経た上で、実質赤字を解消するために経営健全化計画を策定しなければなりません。

資金不足比率は資金の不足額を事業規模で除して算出されます。アからウはそれぞれの額の算出根拠でございます。

次に、議案説明資料の9ページ、10ページをお開きください。

10ページの(8)欄をご覧ください。

(8)欄の各公営企業の数値は剰余額で、不足額はなしとなります。結果、算定式の分子がゼロとなり、資金不足比率はなしとなるものでございます。

議案件名簿の14ページに戻りまして、表でございますが、事業規模の算定については備考欄記載のとおり、法適用企業は施行令第17条第1号、法非適用企業は施行令第17条第3号の規定によるものでございます。結果、下田市水道事業会計、下田市下水道事業特別会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足比率なしとなったものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業における資金不足比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

議長(増田 清君) 当局の報告は終わりました。

これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田 清君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第3号 平成19年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告に対する質疑を終わります。

次に、報第4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

5番。

5番(鈴木 敬君) ちょっと聞きたいんですけども、資金不足額というのがないというんですけども、例えば下水道会計なんかだと一般会計から7億の繰り出しされていますよ

ね。あれはどういうことなんですか。下水道会計だけでは足りなくて一般会計のほうから補てんしているというふうにとらえるのか、それでも、いや、それは資金不足の状態ではないんだよというふうにいる、その資金不足とは何なのかというところをもう少し詳しくご説明していただけますでしょうか。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 説明資料の8ページをご覧くださいけれども、8ページ、それから9ページ、10ページ。ルールは資金不足の額が分子になります。それから、分母が事業の規模になります。事業の規模の算定につきましては、先ほども申し上げたように、イ、ウ、エと、法非適用、法適用企業の事業の規模についてはこういう計算でやりますよと。確かに一般会計から7億何がしの繰入金をいただいておきながら、不足額がないのかという、大変疑問に、私も最初この資料見たときにそういうふうに思いましたけれども、あくまでも単年の事業規模の算定ということは、たくさんここにルールございまして、全部が全部ちょっと説明し切れないんですけれども、そのルールに乗りまして算出された額が9ページ、10ページに載っているかと思えますけれども、(8)の欄をご覧くださいますと、ここに出ている数字は不足額ではなくて剰余額になります。計算上剰余額という数字になりまして、剰余額が出ておりますので、不足額がないということで、分子がゼロという、この不足比率の計算上はなしということになります。

不足額、それから事業規模の計算は、上水の場合は決算の数字をそのまま入れ込んでいる複雑な計算式ありますけれども、それで計算されています。計算式については後ほどゆっくり説明させてもらいたいんですけれども、監査委員の方にもチェックしていただきましたけれども、この資金不足比率の算出方法では、資金不足額は出てこないということになります。

議長（増田 清君） 5番。

5番（鈴木 敬君） 今の説明で全くわからないんですけれども、追い追いこれはわかるように勉強しなければいけないし、市のほうからもよりわかりやすい説明を追い追いしていただきたいと思います。

もう一点関連するんですけれども、実際このいわゆる財政健全化に関する新しい指標ですね、数値、こういう4つを公表することが19年度決算から義務づけられておるんですけれども、同時に公会計の整備推進についてということで、公会計も新しく、いわゆる企業会計という形で要するに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表をできるだけ地方自治体も取り入れて、新しい財政の会計の決算の仕方をやっていきな

いよというふうな、これはまだ今の段階では確かに都道府県だとか政令指定都市のほうに向けたやつですけれども、追い追い地方自治体のほうにもそれが波及していくことと思われま
す。いずれはこれも義務化されることと思います。また、現に新聞報道なんかによりますと、
熊本県の宇城市ですか、人口6万のところでもそういうふうな公会計の始めたというふうな
こともあります。また、この公会計の仕方、要するに貸借対照表だとか行政コスト計算書だ
とか、そういうものと突き合わせてこの指標を考えていくとよりわかりやすくなりますよと
いうふうな説明もあります。

ですから、そこら辺のところ、この指標を指標だけだとすると、何かしら数字が数字とし
てあるだけで実態が何かよくわからない、今の資金不足も本当に足りていないのかどうなの
かというところが、実態がよくわからない点もありますので、会計の仕方、公会計を変えて
いく、単年度の収支決算、歳入歳出だけじゃなくして、いわゆる市長が前からおっしゃって
いる企業経営を市の行政にも取り入れていくんだというところを、まず決算の仕方から変え
ていくというふうなことが必要であると思います。そこら辺についてご意見をお聞きしたい
なというふうに思います。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 一般会計ではなくて下水道事業会計についてということによ
ろしいでしょうか。本来公営企業は、集落も下水道事業特別会計も、本来企業会計というこ
とです。企業会計が上水のような法適用の企業ということは、法適用ということは、企業会
計方式を使用して、簡単に言いますと企業会計方式を採用している公営企業と。法非適用と
いうのは官庁会計方式を採用している企業会計という区別がつこうかと思えますけれども、
本来は企業会計方式を採用いたしまして運営していくのがよろしいんですけれども、あくま
でも公営企業法では独立採算が見込めるということを大前提としております。今現状として
は、特に下水道事業会計につきましては独立採算をとることができませんので、しばらくの
間は法非適用の官庁会計方式を採用した運営をしていかなければならないというふうに考え
ております。

この指標と申しますか不足比率が幾らゼロだからと申しましても、先ほどおっしゃいまし
たように、7億以上の繰り出しをいただいている状況で、何ら状況としては優良企業ではあ
りませんので、その辺は、この不足比率が幾らゼロだからと申しましても、それぞれ企業の
体質と申しますか、優良企業であるのかそうではないのかという問題はまたちょっとこれと
は別問題というふうに考えております。

議長（増田 清君） 番外。

企画財政課長（土屋徳幸君） 報第4号に直接かかわるものではないものですから、いかがしようかなと思ったんですが、申しわけございません。そういった意味では、鈴木敬議員がおっしゃっていることは、報第3号にかかわる、いわゆる一般会計等の公会計のシステムについてどう今後対応するのかというご質問だと思いますので、私のほうから答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、今回の再建法制以外の流れといたしまして、いわゆる一般会計、今言った公営企業法適用以外の会計について、公会計の原則に基づくような決算処理をすべきだというような流れは確かにございます。国のほうもその方向で今進んでいるところでございまして、我々のほうも今後どういう形でやっていくのか、それは公認会計士等をお願いするような形にもなろうかと思うんですが、そういった形での財政分析の手法も今後検討していかなければならないでしょうし、議員がおっしゃるとおり、これも制度化はするのかというふうには思っております。

以上です。

議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

9番。

9番（増田榮策君） 1点だけお伺いします。

この経営健全化審査意見書というのを見ますと、いろいろあって、是正改善する事項はないと、特に指摘すべき事項はないとしているんですが、今後各会計ごとに値上げの話が出た場合には、この指標は参考になるのか、するのもしないのか、その点。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 料金改定にこの不足比率の数字といいますか、それが必要になるかならないかということでしょうか。検討資料にはなるかと思えます。

議長（増田 清君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

1番（沢登英信君） この8ページの報第4号のイの資金不足額のところでありますが、下水道事業についてでありますけれども、建設改良費以外の経費の充実に充てるため起こした地方債の現在高、この表現は資本費平準化債等が当たるのではないかと思いますけれども、この裏の資料を見るとその数字が出ていないようですけれども、資本費平準化債は経費の先食いのようなものでありますので、建設改良費ではないと思うんですが、どうしてこの部

分がゼロになるのか、できたら裏の表を見てここの数字の項目に数字を当てはめてご説明いただくとありがたいと思います。

議長（増田 清君） 番外。

上下水道課長（滝内久生君） 下水道のほうで。事業規模から説明しても……

〔発言する者あり〕

上下水道課長（滝内久生君） 資本費平準化債は建設改良のために起こした起債だというふうな分類されているようです。ここに建設改良費以外の経費の財源というのは……

ちょっとすみません、建設改良以外の起債というのは、これは違いますよというのは、資料いっぱいありますので、それとは違いまして、平準化債についてはそれに当たらないということらしいです。

議長（増田 清君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田 清君） これをもって、報第4号 平成19年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告に対する質疑を終わります。

議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

ご苦労さまでした。

午後 7時 8分散会